

令和4年第2回飛驒市議会定例会議事日程

令和4年3月8日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事	件	名
第1		会議録署名議員の指名		
第2	議案 第8号	飛驒市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について		
第3	議案 第9号	飛驒市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について		
第4	議案 第10号	飛驒市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について		
第5	議案 第11号	飛驒市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について		
第6	議案 第12号	飛驒市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について		
第7	議案 第13号	飛驒市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について		
第8	議案 第14号	飛驒市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について		
第9	議案 第15号	飛驒市内部組織設置条例の一部を改正する条例について		
第10	議案 第16号	飛驒市個人情報保護条例の一部を改正する条例について		
第11	議案 第17号	飛驒市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する等の条例について		
第12	議案 第18号	財産の無償譲渡について(飛驒市ケーブルテレビ情報施設)		
第13	議案 第19号	飛驒市使用料徴収条例の一部を改正する条例について		
第14	議案 第20号	飛驒市行政区等設置条例の一部を改正する条例について		
第15	議案 第21号	飛驒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について		

令和4年第2回飛騨市議会定例会議事日程

令和4年3月8日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事	件	名
第16	議案 第22号	飛騨市不妊治療費助成金条例を廃止する条例について		
第17	議案 第23号	飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について		
第18	議案 第24号	飛騨市手数料徴収条例の一部を改正する条例について		
第19	議案 第25号	飛騨市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について		
第20	議案 第26号	飛騨市スポーツ施設条例の一部を改正する条例について		
第21	議案 第27号	飛騨市コミュニティ施設条例の一部を改正する条例について		
第22	議案 第28号	指定管理者の指定について(飛騨市大無雁コミュニティセンター)		
第23	議案 第29号	指定管理者の指定について(飛騨市西忍コミュニティセンター)		
第24	議案 第30号	指定管理者の指定について(飛騨市坂下生活改善センター)		
第25	議案 第31号	飛騨市廃棄物処理施設設置条例の一部を改正する条例について		
第26	議案 第32号	高山市が飛騨市に委託する事務の委託に関する規約の一部を改正する規約について		
第27	議案 第33号	飛騨市飛騨牛調教用グラウンド施設条例を廃止する条例について		
第28	議案 第34号	市道路線の廃止について		
第29	議案 第35号	市道路線の認定について		
第30	議案 第36号	令和3年度飛騨市一般会計補正予算(補正第7号)		

令和4年第2回飛騨市議会定例会議事日程

令和4年3月8日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事	件	名
------	------	---	---	---

第31 議案 第37号 令和3年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第2号)

第32 議案 第38号 令和3年度飛騨市後期高齢者医療特別会計補正予算(補正第1号)

第33 議案 第39号 令和3年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第2号)

第34 議案 第40号 令和3年度飛騨市公共下水道事業特別会計補正予算(補正第1号)

第35 議案 第41号 令和3年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計補正予算(補正第1号)

第36 議案 第42号 令和3年度飛騨市駐車場事業特別会計補正予算(補正第1号)

第37 議案 第43号 令和3年度飛騨市水道事業会計補正予算(補正第3号)

第38 議案 第44号 令和3年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算(補正第2号)

第39 議案 第45号 令和4年度飛騨市一般会計予算

第40 議案 第46号 令和4年度飛騨市国民健康保険特別会計予算

第41 議案 第47号 令和4年度飛騨市後期高齢者医療特別会計予算

第42 議案 第48号 令和4年度飛騨市介護保険特別会計予算

第43 議案 第49号 令和4年度飛騨市公共下水道事業特別会計予算

第44 議案 第50号 令和4年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算

第45 議案 第51号 令和4年度飛騨市農村下水道事業特別会計予算

令和4年第2回飛驒市議会定例会議事日程

令和4年3月8日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事	件	名
第46	議案 第52号	令和4年度飛驒市個別排水処理施設事業特別会計予算		
第47	議案 第53号	令和4年度飛驒市下水道汚泥処理事業特別会計予算		
第48	議案 第54号	令和4年度飛驒市駐車場事業特別会計予算		
第49	議案 第55号	令和4年度飛驒市情報施設特別会計予算		
第50	議案 第56号	令和4年度飛驒市給食費特別会計予算		
第51	議案 第57号	令和4年度飛驒市水道事業会計予算		
第52	議案 第58号	令和4年度飛驒市国民健康保険病院事業会計予算		
第53		一般質問		

○出席議員（13名）

1番	子廣信孝	二朗	美次	博憲	子	子徳
2番	保					
3番	美雅敬	豊浩史	清純文	勝恵邦	寛	
4番	笠ヶ	原上口吹端	田島川村	山村原谷		
5番	小水谷	上井澤住	徳前野	籠高葛		
6番						
7番						
8番						
9番						
10番						
11番						
12番						
13番						

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者
の職氏名

市長	也宏子	匡之	史樹	徳一	司
副市長	淳明	康利	孝弘	英久	司
教育長	之	利孝	弘英	久賢	づ
総務部長	竹下	原尻	井		
企画部長	湯	渕	谷		
市民福祉部長	沖	森	藤		
基盤整備部長	泉	野	野		
農林部長	谷	野	野		
教育委員会事務局長	藤	上	畠		
商工観光部長	森	村	村		
財政課長	野	上	上		

○職務のため出席した
事務局員

議会事務局長	和	奈
書記	浩莉	

（開会 午前10時00分）

◆開会

◎議長（澤史朗）

皆さんおはようございます。本日の出席議員は全員であります。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。本日の議事日程及び質疑・一般質問の発言予定者は、配付のとおりであります。

◆日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（澤史朗）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、5番、井端議員、7番、住田議員を指名いたします。

◆日程第2 議案第8号 飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
から

日程第52 議案第58号 令和4年度飛騨市国民健康保険病院事業会計予算

日程第53 一般質問

◎議長（澤史朗）

日程第2、議案第8号、飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第52、議案第58号、令和4年度飛騨市国民健康保険病院事業会計予算までの51案件につきましては、会議規則第35条の規定により、一括して議題といたします。51案件の質疑と併せて、これより日程第53、一般質問を行います。

それでは、これより順次発言を許可いたします。最初に7番、住田議員。

〔7番 住田清美 登壇〕

○7番（住田清美）

皆様、改めましておはようございます。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。なお、新型コロナウイルス感染症対策として、今回はマスク着用で登壇させていただいております。聞き苦しいことがあろうかと思いますが、できるだけゆっくりと大きな声で発言をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは初めに、新年度予算から、アフターコロナと地域振興についてお尋ねしたいと思います。

令和4年度予算は、国内の経済や社会活動が正常に戻ることが予想されることから、飛騨市総合政策指針に掲げるまちの将来像「みんなが楽しく心豊かに暮らせるまち」を実現するため「積極的な地域振興」「未来に繋ぐ地域資源の保全」「特色ある施策の深化」の3つを重点方針とされ、一般会計では対前年度比0.3%減の185億4,000万円。特別会計、企業会計を合わせると304億7,000万円で、対前年度比1.1%増。合併後5番目の予算規模となっています。

ハード事業費では、障がい者グループホーム整備事業や美術館の改修事業などで5億7,000

0万円計上されています。他方、市債の償還満了などで公債費が減少しています。

そこで、新年度予算に関連してアフターコロナの状態と地域振興について質問させていただきます。1点目にアフターコロナにおける持続可能な社会とは。新型コロナウイルス感染症の影響で2年間停滞してしまったムードを吹き飛ばすべく、令和4年度はアフターコロナにおける持続可能な社会を目指すとありますが、新型コロナウイルス感染症はなかなか手ごわいものです。県のまん延防止等重点措置も延長されております。昨年の令和3年度予算編成時にも「コロナに対して得た経験、知見を生かす。アフターコロナ対策を行う。」とされていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で一気に生活に自由度が増したことではありませんでした。

そこで、アフターコロナとはどのような状態を示すのか、持続可能な社会とはどのような目標なのかお尋ねします。

2点目に地域振興を重点方針とした目的は何でしょうか。新型コロナウイルス感染症がもたらした地域経済へのダメージと市民マインドの低下を復活させ、再び飛騨市が活気に満ち溢れた町になるよう、これまで止まっていた地域振興施策を着実に実行するとともに、新たな資源の発掘とプラッシュアップを行うと説明されています。

そのために、観光や地域資源、スポーツ、食などさまざまなテーマで事業が展開されていくようですが、なぜ今、地域振興がクローズアップされてきたのか。地域振興を行うことによってどんな未来像を描くのかお尋ねしたいと思います。

3点目は、振興事務所の体制についてです。地域振興の具体策として、河合地区では、天生の森と人とのプロジェクトとして、天生峠駐車場トイレの簡易水洗化。湿原内の環境・影響調査。止利仏師伝説の伝承として企画展やツアーや開催。

宮川地区では、池ヶ原湿原の環境保全として獣害対策や外来植物種子の侵入防止対策。棚田と板倉の里の活性化。

神岡地区では、鉱山資料館のリニューアル基本設計などが、今年度新規事業、あるいは拡充事業として各振興事務所所管で担当することになっています。

振興事務所の機能や職員体制については、従前から心配する声がありますが、特に河合・宮川振興事務所の現体制で、これらの新規事業がこなせていくのでしょうか。地域の宝をプラッシュアップするにはマンパワーが必要です。振興事務所の体制強化についてお尋ねします。

4点目は、ふるさと納税の使途についてです。多くの事業で財源にふるさと納税が充当されています。ふるさと納税は近年好調で令和3年も約18億円ありました。全額が事業に使われるわけではありませんが、飛騨市の施策に重要な財源であります。新年度予算ではどのくらいのふるさと納税が財源として計上されているのでしょうか。ふるさと納税がなかったら実現できなかつた事業なのでしょうか。ふるさと納税は今後、減る場合もあります。ふるさと納税に頼らない施策運営は描かれているのでしょうか。以上、お尋ねしたいと思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり）

※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（澤史朗）

都竹市長。

※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

おはようございます。それでは、新年度予算のアフターコロナと地域振興ということでお尋ねをいただきました。1番目のアフターコロナにおける持続可能な社会。それから、地域振興重点方針とした目的という2点を一括してご答弁申し上げたいと思います。

新型コロナウイルス感染症が拡大したこの2年を改めて振り返りますと、人との接触を避けるというこれまでにない、しかも、それが長期にわたるという制限がありまして、社会経済は大きく様変わりしたのではないかと思っております。

一方で、例えば、テレワークやオンライン会議、ネットショッピングや電子決済の普及といったこれまで必要だとは言われておりましたが、緩やかにしか変化していなかった部分が、急激に進展をして、そして新たな社会生活様式が定着してきたのではないかと、そのように感じております。

その中で、オミクロン株の第6波という感染拡大が起こったわけでありますけども、これまで自粛を主体とした行動宣言だけではなくて、市民の皆さん意欲とか、やる気とか、前向きな空気感というものを喪失させてしまった部分があるのではないか。

感染者が少なかった飛騨市においてもクラスターレベルの感染が相次ぎましたので、生活の不安がさらに広がるということで、大きな爪跡を残したというふうに感じております。

他方で、オミクロン株ですが、比較的毒性が弱いとされておりまして、今や置き換わりが進んで、ほとんどがオミクロン株と言われておりますけども、市内ではワクチン追加接種の加速もございまして、ワクチンの3回目は、65歳以上の高齢者で3月6日時点で89.9%。12歳以上全体でも57.6%ということになっておりますし、また週当たりの感染者数も6日時点で7人ということで、国内全体もピークアウトの兆しも少しずつではありますが、見えてきているということでございます。

ですので、この急激なオミクロン株の拡大による非常な大きな爪痕というものから脱していく兆しが見え始めているというふうに感じています。

それと並行するように大量生産が可能な飲み薬、しかも国産の飲み薬、そして国産のワクチンの使用というのが現実味を帯びてきたということが今までと大きく違うところでございまして、これが進みますと、感染しても身近な医療機関で容易に治療が受けられるという姿が見通せるようになってきたということだと思っております。

これにより、今まで感染拡大とピークアウトの制限と緩和を繰り返しながら社会経済を動かしていく、よくハンマー・アンド・ダンスと言われますけども、そうした段階でずっと進めてきたわけですが、これからは、一定規模の感染拡大を許容しつつ、ウイルスと共に存しながら社会経済を動かしていくというアフターコロナの段階がようやく本当の意味で見通せるようになってきたというふうに感じております。

ですので、今申し上げました一定の規模の感染拡大は許容して、それを認めながらウイルスと共に存して、社会経済を動かしていくというのがアフターコロナであると。このようにご理解いただければいいのではないかと思います。

その中で、飛騨市が考える持続可能な社会ということでございますけども、これまで経験した

ことのないパンデミックに対しまして、いろいろな制限があったわけです。それに柔軟に生活を変化させつつ乗り越えてきた。そうした市民の皆さんお一人お一人そして著しい打撃を受けながらも事業形態など、変化を恐れず積極果敢にチャレンジしてこられた市内の事業所、そうした市民の皆さんや市内の事業所が、今後も起こり得る様々な課題に対して、変化を恐れずに、一緒になって乗り越えていける強さとしなやかさを持った状態というのが、飛騨市の考える持続可能な社会ではないかと思います。

その先には、飛騨市は安心できると、あるいは住んでいてよかったと、楽しい町だというような体感ができる町が作り上げていけるというふうに確信をしているわけでございます。

しかし、こうしたところへ向かっていくわけですが、自然体の取り組み、自然体でいるだけでは、これまでの停滞したムードを簡単に回復することは見込めないわけでございますので、そのスタートダッシュを切るために、まず、令和4年度はこれまで止まっていた地域振興施策を着実に実行する。そして、ふるさと飛騨市に自信を持つという原点に立ち返りまして、今一度そこに目を向けた取り組みを進めたいということで、4年度重点方針を立てたところでございます。

こうした考え方に基づきまして、止利仏師伝説企画展や食の魅力をテーマにしたまちづくり、首都圏等での特産品販路拡大に加えて、アフターコロナのさらなる先を見据えて、神岡城の展示リニューアル、鉱山資料館の基本設計など、新たな観光拠点の整備に着手する積極的な地域振興を3本柱の1つに据えることにしたということでございます。

それから、3点目のご質問でございますが、振興事務所の体制につきましてのお尋ねにご答弁申し上げます。

まず、河合・宮川の両振興事務所の欠員でございますが、年度内に何とか解消できないかと考えまして、中途採用職員の募集に努めてきたんですが、地域全体の人手不足が続く中、あるいは年度途中の正職員の採用というのは結構難しいものでございまして、応募がないまま年度末を迎えることになりました。地域住民の皆様はじめ議員各位にも大変ご心配をおかけしているところでございます。

この点につきましては、新年度において両振興事務所の欠員を解消し、定数どおりの職員を配置できる見通しでございます。その上で振興事務所の体制強化についてお答えを申し上げたいと思います。以前から申し上げているわけですが、私自身は各振興事務所がかつての役場のように、それぞれの町の地域資源の発掘活用をはじめ、積極的な地域振興に取り組んでもらいたいというふうに考えております。

このために、本庁に集約しております事業を各振興事務所に移管して取り組みを進めてきたところです。これは今後も変わりないということでございます。この実効性を持たせるためには、振興事務所に配置する職員の増員というのが必要なわけでありますけども、全体的なバランスを考えますと、現在の定数がぎりぎりであるというのも事実でございます。

そうなりますと、次は人事によってコミュニケーション能力と企画力に長けた職員を配置する必要があるということになるわけですが、市役所全体を見通しますと、こうしたコミュニケーション能力、企画力に長けた職員というのは限られておりまして、さらに家庭の事情等によって時間がかかる、通勤が難しいという職員もおります。

そうしますと、必然的に本庁との連携体制は考えざるを得ないということです。そこで、例え

ば、天生湿原、池ヶ原湿原などの観光地でもある自然資源の利活用ということに来年、力を入れていこうとしているわけですが、こうした点については、その魅力を効果的に発信するための戦略的なPRの部分。また、市内全体を通じた総合プロデュースは本庁が担うというような役割分担をすることが必要だというふうに考えております。

そのために、新年度におきましては、観光課と地域振興課の一部を統合しまして、商工観光部内にまちづくり観光課を設置することとし、その部分を担う体制をとることといたしました。同様に本庁と振興事務所の相互補完体制を今後も強化する中で、各種の地域振興策を効果的に推進していきたいというふうに考えております。

それから4点目です。ふるさと納税の使途につきましてご答弁申し上げます。このふるさと納税の寄附金でありますけど、予算措置の考え方なんですが、まず、寄附金として歳入計上いたします。そして、そこから返礼品と手数料等を除いた経費ですね。これを除いた金額を基金積立金として一旦貯金をするという手法をとります。そして、一旦貯金したものを、翌年度の予算に繰入金という形で歳入計上しまして、そして各事業の財源として活用するというやり方をとっているわけでございます。

令和4年度の当初予算におけるふるさと納税寄附金は、令和4年4月から1年分の寄附金ということになるわけですが、5億円と堅く見込んで歳入を計上いたしました。これまでに留保しておいた基金残高14億6,000万円のうち、5億6,000万円だけを繰り入れて、令和4年度に実施する事業へと充当したという予算編成でございます。

したがって、現時点で9億円残っておりますが、これは活用せずに基金に留保するということです。

なぜこんなことをしているかと言いますと、社会情勢の変化によってふるさと納税の寄附というのは減少する可能性があるということが1点ございます。加えて全国的には、ふるさと納税というのは、大変批判が根強いという事情もございまして、政治的な力学、あるいは政治的な議論の中で縮小に向かうということは十分あり得るというふうに考えているわけです。

そうしますと、非常にふるさと納税という制度は移ろいやすい側面を持っているということですから、市としてはやはり財政防衛という観点をどうしても入れざるを得ないということです。

したがって、過度にふるさと納税に依存した財政運営に陥らないということで、堅実に予算化する必要があるということでございます。これによって寄附が入った分だけ使ってしまうということではなくて、抑制をかけて使うということによって、仮に寄附額が急激に減少するが即便も、留保している基金残額を有効に使うことで、いきなり事業を廃止することなく、徐々にソフトランディングができるというふうにしていくのではないかと考えております。

今ふるさと納税に使っている事業の中で、どうしても継続が必要な事業、あるいは継続したいという事業をやるためにには、概ね1億円から2億円程度必要ではないかと考えておりますけども、全国的にふるさと納税の返礼品事業者が、この事業によって支えられているという状況を考えますと、政府においてもふるさと納税を完全に廃止してしまうということは考えにくい状況にある。

そうすると、縮小はあるかもしれないけれども、年間1億円、2億円という形の金額であれば、このレベルの寄附なら得られるのではないかという見通しも持っております。こうした考え方の中で、今回の事業を選択しているということです。

それで、その選択なんですが、1回で終わる単発事業、あるいは短期間で終わる実験的な事業、こうしたものを中心に選択をしておりまして、さらにこれに加えまして、杉崎公園の大型遊具整備や民間ALTによる英語講師の増員ですか、多額のご支援をいただけているからこそ実現できたというふうに、市民の皆さんに目に見える、あるいは実感していただける事業へ有効に活用させていただいているということです。

こうしたことをやることで、ふるさと納税が役に立っているんだ。ふるさと納税というのは地域振興にこんなに効果があるんだということをアピールできる、そうしたことにも繋がりますので、それは制度の存続ということにも繋がっていくのではないかというふうに考えております。

いずれにいたしましてもふるさと納税につきましては、そうした考え方の中で、将来も見据えながら運用しているということでございます。以上です。

〔市長 都竹淳也 着席〕

○7番（住田清美）

ご答弁をいただきました。1点目と2点目、アフターコロナと地域振興について一括の答弁をいただき、アフターコロナというのは、新型コロナウイルス感染症の考え方、完全に0になることは難しいということで、市長の答弁の中でも、これからはウイルスと共に存していく、そして社会活動を活発化していくということなんですか、おっしゃられましたように、ワクチン接種の3回目も進んでおりますし、飲み薬も出てきていますし、飛騨市はそれにプラスして検査体制もしっかりと充実しておりますので、この3点セットでいけば対策はいいのかなと思いますけれど、このオミクロンの中でも、今、第6波ですか、今度はステルスオミクロンというような新しい型も出てきております。現在のオミクロンの1.何倍かの感染力もありますので、今後さらにまた波が来るやもしれません。そういうことに対する対策というか、受けとめ方はどのような感じで現時点は思っておみえでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

BA2のステルスオミクロンと言われますが、この前、岐阜大学の村上先生の県のオンライン会議での発言を聞いておりますと、ウイルスというのは全部ステルスなんだということをおっしゃっておられましたが、感染力が強いというBA2というのが確かに出てきておりまして、一定の広がり、まだ大きくはないんですが、広がりを見せております。

ただ、ウイルスの性質としては、オミクロンとほぼ同じということですので、感染力の強さということだけですから、その意味では医療逼迫が極端に起こってくるということでは必ずしもないのではないかと思っております。

ウイルスは最後、感染力が強くなって毒性を弱めていくというのが最終段階ですから、その意味においてもインフルエンザのように一般的なウイルスにだんだん進化してくるプロセスなんだろうというふうに捉えております。

確かに一時的に感染者が増加するということがあると思うんですが、今や日本社会全体の動きが、本当に重症化する人、あるいは重くなる人に対しての治療を施して、あとはもう今は自宅療養が中心ですし、飛騨市も自宅療養の方が大半になっておりますので、そうした形の中で回復し

て社会に普通に戻っていくという流れが既にできておりますので、その意味では、大きくはこの流れは変わらないのではないかというふうに思っております。第7波が波として来たとしても対応としては大きく変わってこないのではないかと思います。

○7番（住田清美）

アフターコロナに対する産業対策については、ほかの議員も質問されておりますので、地域振興ということで、今回、地域振興、地域資源について重点策にもっていかれておられます。答弁はいただきましたが、その中でも、今まで止まっていた地域振興策ということがあります。地域振興に手をつけたかったんでしょうけれど、止まっていた理由というのが何かあればお聞かせください。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

これは1つ反省すべき点なのかもしれませんけれども、地域振興策を組むときに、人が集まる事業を中心に組んでいくというのが一般的な手法でありますと、例えば、イベントをやるとか、催し物、セミナーとか、講演会とか、そうしたものを中心に組んできているというのがあるわけです。

そうしますと、度重なるまん延防止等重点措置とか緊急事態宣言によって、そうした県からの要請もあって市町村が行う人が集まる機会というのは、基本的に全部中止・休止をして欲しいというような要請があって、ほぼそれができずしております。

これが地域振興策が止まっていた最大の理由だというふうに思います。本当はほかのやり方、人が集まらなくてもできるやり方というものも考えなくてはいけない。その意味ではオンラインとか、いろいろなことも取り組んできたんですが、やはり、人が集まるということによって初めて、活力といいますか、活気がつくれるというところは、やっぱり深い、どうしてもそれはあるということですから、その意味で人が集まる機会、あるいは集まって何かをやる。交流をする。話し合ったり、対話をしたり、そうしたところは、やっぱり一定数どうしてもやらないというわけにはいかない。そこは避けることはできないというふうに考えていますので、今まで止まっていた理由はまさしくそこにあって、新しい手法というのも限界がありますので、やはり止まっていたいろいろなイベント等を、まずしっかりと元に戻して、実施して、もちろん一定の制約があるかもしれませんのが、の中でも極力、やれる方向で向かっていくという考え方であります。

○7番（住田清美）

やっぱり根本には新型コロナウイルス感染症の影響があるのかなというところには理解できますが、しっかりと地域が元気ならば全体が元気だというふうな考え方の基に、地域振興にしっかりと日を当てていただいて、様々な事業の展開を期待するところであります。

その地域振興の核となるのが、振興事務所でありますと、今ほどご答弁をいただきましたが、欠員については、新年度充当してくださるという心強い答弁をいただいたんですけども、でも飛騨市の定数というのは、やっぱり限られた定数ですので、その分、振興事務所に行けば、本庁なり、ほかのところに影響が出るのかなとちょっと心配はされるところなんですが、そこはしっかりと全員一丸となって頑張っていただきたいと思っておりますが、ただ、本庁とも、今後しつ

かりと連携してやっていくということなんですが、振興事務所のあり方について合併後、身分は本庁の職員からの出向ではないですけれど、元は本庁の部にあるというところで、そういう辞令をもらっていた時期もあったりして、今まさしくその1つの自治体役場的な存在として地域振興事務所を成り立たせるということなんですが、そこにはしっかりととした意思統一的なものをしっかりと行った上でやっていただきたいと思うんですが、その中で、職員もいろいろですが、コミュニケーション能力とか、企画力に長けた職員がしっかりとたくさんいれば、運営がされていくということが先ほどあったんですけど、こういった職員の力、全体的な底上げ、レベルアップ的なことについては、研修などでやられるのか、実地の中で身に付けていくものなのか、その辺の職員を育てていくことについてはどのようにお考えですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

最初、新規採用職員を3年でいろいろなところへ回すという方針をとっています。3年ごとに必ず変えるようにしています。それはなぜかというと、違う適性のところに置いてみて、どういうところで力を発揮できるか見極めるためにやっています。

ただ、もちろん社会人採用の職員も増えておりますので、社会人採用の職員は大体これまでの経験とかで分かります。そこを踏まえてなんですが、そうした中で、若い職員を異動させてみると、例えば、非常にカチッとしたルーティンワーク的な仕事が得意なんだろうなと思っていた職員が、意外と企画系の職場なり、コミュニケーションを要する職場においてみると、非常に能力を発揮して市民の皆さんからもかわいがられて、いきいきとやっているというケースが現れることがあります。

これは毎年人事をやっていて、「ああ。」と思うことが何度もあります。やはりそうやって使ってみて、逆もあります。コミュニケーション力が取れていて、社交性があるなと思って置いてみると逆であった。非常に硬い仕事でないとストレスがたまってしまってできないという職員も中にはいます。それをやっぱり見極めながら、ある程度この職員はどこを伸ばしていくべきか。強みとしてどこを伸ばせばいいのかということを見極めていく作業を年々繰り返してきています。

職員の育成というのは、持っていない苦手な能力を高めることではなくて、強みを伸ばすというのが基本的な育成だというふうに私は考えていますし、飛騨市役所の規模になると、ある程度のバランスはとれてきますので、もちろん、どちらかというと企画系、高いコミュニケーション能力があるという人は意外と少ないんですけど、だけど、強みを伸ばしていくという形で配置をして育成をしていけば、こういった仕事の配置をすることで育成するということによって、全体的にみんなが伸びていくというふうに考えておりますので、これは、我々、市長、副市長、総務部長あたりで人事をやっていくんですけども、そういったことをよく今も人事の作業の中で問い合わせながら、お互いに確認しながらやっておりますので、そうした強みを伸ばすという観点の中で職員の育成をやっております。

○7番（住田清美）

それでは、しっかりと職員も育てていただきながら、今までたくさん事業を展開してこられ

ました。さらに令和4年度、その上に地域振興に目を向けたたくさんの新規事業、拡充事業がありますので、限られた職員数ではありますけれど、一人一人の能力を最大限発揮していただきながら、また、ふるさと納税も上手に利用していただきながら、飛騨市の施策のために、どうぞ新しい令和4年度の予算のスタートを切っていただければと期待しているところであります。

○ 7番（住田清美）

それでは、次の質問に移らせていただきます。

飛騨市美術館の改修についてお尋ねしたいと思います。今年度の大きなハード事業として、飛騨市美術館の改修があります。ここは、そもそも古川町時代に整備された飛騨の山樵館の一部を改修し、平成18年に飛騨市美術館としてオープンしたものです。建物自体は美術館仕様ではなく、美術品を展示するにあたり、当時も空調整備を行い、常設展と特別展に分け、運営が行われていました。

このほど経年劣化もあり、空調設備の更新やトイレのユニバーサル化、玄関アプローチのバリアフリー化、収蔵庫の防湿対策、市民ギャラリーの新設などの大規模改修が行われます。

飛騨市美術館は、最近は年4回から5回の企画展とその他展示などを行い、入館者は平成30年度、令和元年度とも7,000人ほどで推移し、令和2年度は新型コロナウイルスの影響もあり約4,000人となっています。

しかし、展示内容はどれもよく吟味されています。市民憲章にもあるように、「文化が薫る活力とやすらぎのあるまち」を目指し、飛騨市の玄関口にふさわしい施設であるよう改修工事を含め今後の運営等についても質問させていただきます。

まず1点目に、検討委員会の意見は反映されていますか。美術館の大規模改修については、美術館改修検討委員会が設置され、視察やアンケート結果をもとに、2回の委員会を経て基本構想、基本設計の方針がまとめられ、令和4年度の工事につながっています。

検討委員会ではどのような意見が出され、それは今回の改修内容に反映されているのでしょうか。

2点目、美術館のコンセプトと運営についてお尋ねします。平成18年に飛騨市美術館がオープンした際は、飛騨市出身、あるいはゆかりのある作家作品および飛騨市が描かれている作品を主に常設展示がされていました。その後、様々な変遷をし、現在は常設展示ではなく、企画展のみで運営されています。今回の改修を機に美術館のコンセプトと運営についてどのような取り組みをされるのかお伺いします。

3点目は職員体制についてです。飛騨市文化施設の設置及び管理に関する条例では、文化施設に館長その他必要な職員を置くことができるとあります。飛騨市美術館は文化振興課長が館長ですが、兼務のため美術館には常駐していません。

市民にとっては楽しみな企画展示が催されますが、企画から準備まで相当な労力を要するものと推察されます。この際、館長も含め職員体制の見直しをし、改修後の運営に期待できる組織にしてはいかがでしょうか。

4点目は財源内訳についてです。今回の大規模改修は約1億5,900万円が事業費として計上され、財源内訳として合併特例債7,900万円、文化・交流振興基金8,000万円となっています。合併した自治体に有益な合併特例債ですが、合併して18年が経過した今でも、この

活用ができることに驚いています。この改修は当初から合併特例債の枠に入っていたのでしょうか。まだ使える合併特例債は残っているのでしょうか。また、文化・交流振興基金を取り崩して充当されますが、この後、この基金はどのように活用されるのかお尋ねしたいと思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

美術館についてのご質問でございますが、私からは職員体制の件、3番目のご質問にお答えをいたします。

飛驒市美術館ですが、美術館担当の職員1名と嘱託職員の副館長、それから2人の会計年度任用職員という形で現在運営をいたしております。この館長なんですが、専任の方を置くのがよいと以前から考えておりまして、そのような努力をしてまいりました。

平成31年の4月に美術館長として正職員を採用したんですけども、事情がありまして短期間で退職をなさいました。その後、後任の配置に苦慮しております。令和2年4月から美術教員OBでかつ学芸員の資格を持つ現在の副館長に来ていただいているところでございます。

今の処遇なんですがご本人と相談をいたしまして、ご本人の希望を踏まえまして、会計年度任用職員の嘱託職員という形で、フルタイムで働いていただいているということです。

先ほど申し上げましたように本来は正職員で館長を置くのが望ましいというふうに考えているわけですが、飛驒市美術館のコンセプトとしまして、美術だけに特化せずに博物館としての機能も求められるというふうにしております。その両方を兼ね備えた方を探さないといけないということになるわけです。

ただ、いずれにしましても、これは人物本位で決めていくべきことありますので、現副館長も含め、今後、専門性が高くバランスのよい方を探しながら、正職員として長く勤めていただけの方を何とか採用したいというふうに考えております。

職員体制につきましては、議員ご指摘のとおりなんですが、年間事業継続していくためには、多大な労力を要しております。

しかし、人員不足については全体的な定数管理、職員人件費総額の管理の上からもすぐに大幅に強化するということは難しいということですから、企画展を減らして収蔵品展示を充実するといった運営方法を検討することで、改善を図っていけるようにしたいと考えているところでございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

〔教育委員会事務局長 野村賢一 登壇〕

□教育委員会事務局長（野村賢一）

1の検討委員会における意見の反映と、2の美術館のコンセプトと運営に関するご質問は関連がありますので、一括してお答えさせていただきます。

今回の改修に際しては、飛騨市美術館改修検討委員会を設置して検討いただいたところですが、議論に先立って、飛騨市美術館改修の基本構想で、柱とすべきものについての市民アンケートを行いました。

その結果、1つ目は伝える・飾る。2つ目は学校連携・ワークショップ・講座の実施。3つ目は気軽にアートを楽しみたい・敷居の低い美術館でした。これを踏まえて検討委員会において意見交換を行い美術館改修の基本構想を取りまとめました。具体的なコンセプトとしては、飛騨の文化や飛騨、あるいは飛騨にゆかりのある芸術作家を積極的に紹介していく場、市民の作品展やワークショップ、美術教室等を通じてアートへの関心を高め、感性を磨く機会の提供の場、作品を通した人との交流、対話の場の3つが設定されました。

改修工事につきましては、議員ご指摘のとおり元来美術館としての機能を備えていない施設でありまして、この際、全面的にリニューアルしてしっかりとした美術館になるような改修を行うことを前提としつつ、このコンセプトに従った検討を行ったところでございます。

しかし、概ね3億円程度の事業費を前提とし、他の美術館から作品をお借りすることを認めていただける水準の改修を検討していたところ、見込まれる改修費の概算がこれを大きく上回ることが明らかになりました。

このため、アンケート結果や委員会での意見も参考にしながら、コンセプトに最低限沿った形として、老朽化が著しい空調の改修を中心に、アプローチの拡張とバリアフリー化、研修室であった場所を多目的室に全面改修し、ピクチャーレールの設置やUVカットガラスにするなど、市民ギャラリーとしてご利用いただきやすい場所となるような改修とすることとしました。

次に改修後の運営方針につきましては、今後の飛騨市美術館運営委員会に諮って決定する予定です。

したがって、現在、教育委員会事務局で持っている案としてお答えさせていただきます。現在は議員がおっしゃるとおり企画展を中心に運営しておりますが、改修後は企画展の数を減らし、当館の収蔵品を活用した展示を増やすことで、飛騨市美術館の特色を表現したいと考えております。

さらに、アウトリーチ活動に力を入れ、館内で行うワークショップに加え、市内小中学校に美術館が出かけ、美術鑑賞事業を実施するなど、地域文化の担い手と後継者の育成を図るとともに、今後の地域部活動の受け皿としての美術館のあり方も検討してまいります。

〔教育委員会事務局長 野村賢一 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

〔総務部長 泉原利匡 登壇〕

□総務部長（泉原利匡）

それでは、4点目の財源内訳についてお答えします。合併特例事業債は飛騨市において平成16年の市町村合併から10年間にわたって活用することができ、建設事業費で138億1,510万円。基金造成費として21億2,920万円を合わせた総額159億4,430万円を限度額として定められました。

また、償還額に対し、その70%が基準財政需要額に加算され、普通交付税として交付される

大変有利な起債メニューであり、これまでに、小中学校の耐震化事業や飛騨市クリーンセンターなど、市民生活に不可欠な大型投資案件に有効に活用してまいりました。

建設事業では、現在までに97事業、137億3,610万円の活動実績となっています。利用期間につきましては、2011年の東日本大震災をきっかけに、被災地は20年、被災地以外は15年と発行期限が延長され、さらに2018年には被災地は25年、被災地以外は20年間に再延長されたことから、飛騨市においては、令和5年度まで発行期限が延長されている状態となっています。

こうした中、飛騨市美術館空調等大規模改修は、文化・交流振興基金から全額を繰り入れする予定でおりましたが、合併特例債の活用可能額が残り7,900万円あることから、これを充当することで、飛騨市の限度額いっぱいまで活用することとしました。議員ご質問の、当初からこの改修は枠に入っていたのかということにつきましては、実施する事業を毎年申請することで、活用が可能である制度であるため、合併当初から計画されていたものではありません。

最後に、文化・交流振興基金の事業充当後の残額は2億1,300万円となる見込みですので、今後は基金の目的を踏まえ、文化交流の振興及び関係施設の整備に要する経費に充てていきたいと考えております。

〔総務部長 泉原利匡 着席〕

○7番（住田清美）

大規模な改修をされるので、美術館についてしっかりと新たな門出をしていただきたいと思います。

市長から答弁をいただきました職員体制については、館長については、ぜひ専任の方を望んでいるということをお伺いして、人物本位というところはありますけれど、副館長も含めてちょっとしっかりと検討していただきたいというのは、よく美術館の企画展のチラシを見ると、様々なワークショップ的なものがあるんですけど、そこに副館長と語ろう、副館長と勉強しようというのがありましたので、ぜひここを館長と語ろう、館長と見学しようみたいな形で行っていただけるとすっきりするのかなというか、美術館の格好もいいのかなと思いますので、なかなか難しいかと思いますが、ぜひ、専任の館長については、今後も継続して審議をいただきたいと思っています。

それから、美術館の運営につきましては、まだ、運営委員会についてお諮りされていないところもありますが、今回、作品をたくさん展示されるということで、常設的な部分も拡充されるのかなと思っておりますが、入館料につきましては、今後も、展示会について入館料は徴収する、あるいは今度市民ギャラリー的な改修が行われますので、市民の展示も行われるようになりますので、その辺について入館料はどうされるのかということは検討されていますか。

○議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（野村賢一）

ただいまの料金につきましては、議員がおっしゃいますとおり、今後、美術館の形態が変わることから、そのような常設展、無料企画展、有料、そのような形も考えていきたいと思っております。

○ 7番（住田清美）

入館料については、取る、取らないという煩雑なところがあるかと思いますが、しっかりとしたコンセプトのもと向かっていただきたいと思います。

それから、空調設備が今回の大規模改修の大きなことだと思いますが、最初の計画よりは、やっぱり財源も限られているので、縮小されたような改修にもなるのかなと思うんですが、空調改修によりまして、例えば、県の美術館の作品を借りてきたような展示というのは可能なんでしょうか。この程度の改修では、なかなかいい作品は借りて来られないのでしょうか。その辺が分かりましたら教えてください。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育長（沖畠康子）

今回の空調の改修は温度のみでございまして、本来の美術館ですと、湿度も調整できるような空調が必要となってまいります。そういう面ではまだまだ不十分なところはございます。

ただ、展示の仕方でありまして、ケースを使って、ケースの中はしっかりと温湿度の管理ができるようにするケースを入れたりすることによりまして、その中にそういった作品を収めて展示をするということも考えられますので、いろいろな方法をちょっとこれから模索していきたいとは思っておりますが、すぐに借りられるかどうかは、まだいろいろな課題がございます。

○ 7番（住田清美）

市民は、やっぱり市民ギャラリー的な使い方もいいんですけど、普段見られない作品が見られるとか、有名な作品を見たい。美術館がしっかりとある。飛騨市の美術館として整えていく以上は、そういう使い方もぜひしていただきたいなというところも思っております。

そもそも美術館仕様の建物ではないので無理があろうかと思いますが、改修も多分、2回目、3回目ぐらい、今のところでやっていると思いますので、展示の仕方を工夫するなりして、市民にとっても楽しみな展示が次々と行われるように、今後の運営委員会等でまたお諮りいただければと思っております。

それによって美術館を身近に感じ、文化が薫るというような大前提の中の飛騨市の美術館であるように、今後も運営とか、それから職員体制もしっかりと整えていただきながら、せっかくお金をかけるんですから、いい美術館になったなと思えるような運営にしていただきたいと思っております。以上で私の質問を終わらせていただきます。

〔7番 住田清美 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で、7番、住田議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（澤史朗）

ここで暫時休憩といたします。再開を10時55分といたします。

（休憩 午前10時52分 再開 午前10時55分）

◆再開

◎議長（澤史朗）

休憩を解き、会議を再開いたします。8番、徳島議員。

〔8番 徳島純次 登壇〕

○8番（徳島純次）

それでは、議長のお許しをいただきましたので、質問させていただきます。

私は大きく分けて2点。1点目、雪害対策について。昨今、新聞、テレビ等で雪による事故や被害を見かけます。2月に山形県新庄市において雪の重みで住宅が倒壊し、64歳の男性が下敷きとなり亡くなりました。1月には神岡町で雪下ろし作業中に梯子から転落し、82歳の男性が亡くなり、札幌市では、小学校の工事現場で仮設屋根が1メートルほどの積雪による重みが原因とみられる崩壊により作業員1人が亡くなっています。

令和2年11月1日から令和3年2月28日及び令和3年11月1日から令和4年1月31日の期間の「今冬の雪による被害状況等（消防庁資料により）」を見ますと、死者163人、重軽傷者2,639人、住宅全壊13棟、半壊18棟、一部損壊1,111棟となっております。

また、死者の内訳を見ますと屋根の雪下ろし等除雪作業中の死者65歳未満が18人、65歳以上が117人、落雪による死者65歳未満が4人、65歳以上が14人、倒壊した家屋の下敷きによる死者65歳未満、65歳以上共に各1人となっており、令和2年から令和4年の雪による犠牲者の82.3%が雪下ろし等除雪作業によるもので、雪下ろし等除雪作業の犠牲者の86.7%は65歳以上の高齢者となっています。

高齢化などを背景に被害的雪害も深刻化する傾向にあると指摘されていますが、飛騨市は高齢者9,092人、高齢化率40.6%、令和2年度国勢調査によりますと、高齢者が多い地域です。雪害には雪による人や財産、施設が被害を受けるものと、雪により交通の麻痺等による社会機能の麻痺等があります。飛騨市も今冬において転落による死者や積雪による高山線、国道の交通麻痺が発生しています。雪害対策に関し市の考え、方策をお聞かせください。

1. 雪下ろしサポート事業の拡充について。雪下ろしサポートセンター事業においては、支援を受けられる条件に、近親者による雪下ろしの援助を受けることができない低所得者となっています。高齢の方の中には、「休日に近親者に雪下ろしを頼むのは、働いて疲れている心身を休めているのに申し訳ない。」という心理的抵抗感があり、また、「業者に依頼するにも年金生活では財政的に難しい。ならば自分たちで行う。」という声も聞きます。

また、サポート事業の補助は年間5万円までです。自宅の立地条件により雪下ろし、その後の除雪にダンプカー等が必要な自宅もあり、雪下ろし費用が多額になります。

昨年、今年と降雪が多い年は、雪下ろしが複数回になりますが年間5万円では1回依頼するのも困難な状況にある高齢者もみえるのではないかでしょうか。

今後、地域の高齢化や高齢者の世帯、独居高齢者が増加し、雪下ろしに関わる事故が増加することが予想されます。高齢者があんきに暮らせるためにもサポート事業の拡充を考えますが、市の今後の方針をお聞かせください。

2つ目、空き家からの屋根雪の落雪について。一部が特別豪雪地帯に指定されて積雪が多い飛騨市では、屋根雪の落下による事故に注意が必要です。平屋建ての屋根から雪塊が落下するとリ

ンゴ木箱が一撃で破壊されるほどの破壊力があります。積雪を繰り返した屋根雪は下層部が氷になつてさらに危険度が増します。

軒下で除雪作業中に気温が上昇したなどで屋根雪が滑り、屋根から落ちてきた雪に埋まって亡くなつた事故の報道を見かけます。雪に埋まると15分経過しただけで生存率が急激に低下します。

雪止めが朽ちて落下した空き家では、今冬に気温が上昇すると落雪を繰り返し、1月中旬の夜に屋根の半面全ての雪が落下し、道路の幅全面が雪で覆われて、市に依頼して重機による除雪を行つて頂きましたが、落雪が屋間であつたら人的被害が発生したかもしれません。

空き家の雪下ろし等について地域の共助での対応を依頼されますが、雪止めがなく、屋根雪がいつ滑り落ちるか分からぬ状況で、屋根雪落とし、雪庇落とし棒により屋根雪を落とすことは非常に危険で、もし、屋根雪が滑り落ちたら雪落としを行つては落雪の下敷きになることも想定されます。

日中、地域に在宅しているのは高齢者で、4メートルから6メートルの屋根雪落とし棒を操作し、屋根雪が飛び出してきたのを見て逃げるは非常に困難であります。この様な状況の空き家の雪下ろし、軒下の安全な通行の確保についての市の考え方、方策を伺います。

また、建物が道路に面している場合や隣地に接している場合などに建物に雪止めを設置する規定はあるのか、ないのかについても伺います。

3つ目、共助について。雪害に限らず災害には、自助、共助、公助の体制の整備が求められます。冬期の雪処理に関する共助の基本的考え方は、「安全性や効率性を高めるために、周囲や地域が協力しながら雪を処理する」とされています。

内閣府防災担当の「降積雪期における防災態勢の強化等についての通知について」において、自治会等が中心となり、地域住民等が日時を決めて一斉に生活道路や公共施設の除排雪を実施すること、雪下ろしの困難な高齢者、障がい者世帯等の雪下ろしや敷地内の排雪を行うこと等が、安全で円滑な雪処理を図り得る降積雪期で有効と考えられることから地域の実情に応じて、こうした地域コミュニティの共助による取り組みの普及・啓発を促進すると共に、近隣同士の除雪作業時の見守りや声掛けを行う事を奨励することと述べられています。

周りを見てみると、一部の公共施設の除雪・雪下ろしを地域住民共同で実施されていますが、各家屋の雪処理は各自が個別に行い日時を決めて一斉に行う事はしていないのが実情と認識しています。市の共助の普及啓発、見守りや声掛けの奨励についての考え方、今後の方策について伺います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長 藤井弘史 登壇〕

□市民福祉部長（藤井弘史）

それでは、私からは1点目の雪下ろしサポート事業の拡充についてお答えをいたします。

屋根の雪下ろしに対する支援体制につきましては、以前は親族等による雪下ろしが困難で、ご自身で直接建設業者等に雪下ろしを依頼される低所得者世帯を支援する補助制度があり、民生委員を通じて申請していただきました。

平成28年度からは、補助金額はそのままで、業者依頼や補助申請手続きを容易にすることを目的に、吉城建設業協会に委託する形で雪下ろしサポートセンターを設置し、事前登録のみで業者への作業依頼から費用助成までを自動的に終了する仕組みといたしました。

面倒な手続きがなくなり、対象世帯からは大変喜ばれておりますが、こうした簡便な対応が雪下ろしを業者に依頼するという市民ニーズの増大にも繋がってきていると見られ、今冬はセンターが対象としていない中所得以上の世帯から雪下ろしを依頼したいという問い合わせが、市やサポートセンターに数多く寄せられました。

サポートセンターは、もともと事前登録世帯に対して対応する仕組みとしているため、その対応だけで、既に人手の限界に達している状況です。

対象外の皆さんからの問い合わせにも、市で建設業協会以外の業者さんで対応できるところをお調べして紹介するなど、対処してまいりましたが、本来意図していない対応に苦慮したところです。

このような状況を踏まえ、次年度に向け対策の検討を始めております。まずは、雪下ろしができる人材を確保する対策が必要であり、建設業協会以外の様々な業界で雪下ろしができる業者を掘り起こし、リスト化していくことを考えております。

しかし、その人材自体も限られてきていることから、今一度、各世帯の自助の力を引き出すことも必要です。

このため、例えば、雪下ろしのときに命綱を固定するアンカーを屋根に取りつけるなどの安全対策に対する支援をはじめ、屋根の融雪装置の設置に対する補助額を拡充するなど、業者への雪下ろし依頼ニーズ自体を減らせる体制づくりも考えてまいります。

また、現状の雪下ろしサポートセンターを通じた5万円の補助上限額につきましては、本当に困っている世帯をしっかりと支援できるよう、例えば、所得等に応じた上限緩和など様々な視点からも検討したいと考えております。

なお、これらの検討は、今年の冬の状況を整理し直した上で、すぐに検討に入り、来年度の補正予算において対応可能なものから取り組んでまいります。

〔市民福祉部長 藤井弘史 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

〔総務部長 泉原利匡 登壇〕

□総務部長（泉原利匡）

2点目の空き家の屋根からの落雪、3点目の共助に関しては関連する部分がございますので、一括してお答えします。

空き家の管理責任は所有者にあることから、雪下ろしが行われていない空き家があるといった情報が寄せられた場合は、行政区長や自治会長から所有者や相続人等の管理義務者に対し連絡してもらうなど、まずは地域内で解決いただくよう依頼しているところです。

ただし、地域において所有者や管理義務者の連絡先が不明という場合は、市で調査の上、対象者へ連絡し、除雪等を依頼することとしています。特に今冬のように降雪量が多い場合、落雪の恐れがある箇所の全てについて、行政のみで通行上の安全を確保することは困難であると言わざ

るを得ません。このため市としては、こうした場合に地域の自助努力、つまり地域内で注意喚起する。あるいは住民が協力して安全措置をとることをお願いしていかなければならないのは、致し方ないことだと考えております。

また、飛騨市においては、行政区長や自治会長といった地域の代表者が、こうした際にリーダーシップをとって、自己の地域の安全を確保してこられましたし、これは豪雪地域における生活の中で脈々と受け継がれている仕組みであるとも考えています。事実、今冬の落雪注意の表示やカラーコーンを設置するなど、自主的に住民の通行上の安全を確保している地域も見受けられたところです。

他方で、今年のような大雪の場合は、危険性の高い場所を早めに確認し、対処に結びつけていくことも必要です。このため、神岡町内において、空き家からの落雪事案が発生した際には、市内全域を対象に各区に協力いただき、緊急調査を実施し、各区からの報告に基づき、職員が現地確認を行いました。

その時点で市が手を施さなければならない箇所はありませんでしたが、これは日頃から地域が地域内の状況を把握していることで、成し得たものであると感じ、やはり住民の安全を確保する上では、地域と行政とが連携、協力することが不可欠であることを痛感いたしました。

次に共助に関してですが、議員のご発言にもあるように、豪雪地域かつ高齢化が進む当市において、冬期の生活を送る上で、地域内における共助の仕組みは重要と考えています。

ただし、共助というものは、町内会などの地域組織の設立と同様に、あくまで地域の医師と自主性によって生まれるものであり、行政の依頼や働きかけによって確立されるものではありません。

1点ご紹介させていただきますと、古川町第21区では暮らしやすい地域とするためには、共助が欠かせないとの思いから、自分以外の人のために行う作業や行動を推奨する共助に感謝給付事業という独自の事業を行っておられます。

概要としては、日時を決めて有志による作業を実施し、参加者には区から茶菓子代として給付金を交付するという内容で、今年の1月末には、実際に区内建物の雪庇や氷柱を落とす作業、道路上の雪割作業を実施されたとのことでした。

市としては、このような取り組みが継続されるような支援策を検討したいと思いますし、他の地域でも同様の取り組みが生まれるよう広く周知する機会も設けたいと考えています。

共助の普及のため、行政に求められることは、地域において受け継がれている、あるいは新たに生まれた共助の仕組みを維持していくための下支えだと考えています。

最後に、雪止めについてのご質問についてですが、建築関連の法令、県条例及び市条例上には雪止めの設置を義務づける規定はないことを確認しています。なお、市内に存在する建物の形態は様々であり、設置の義務づけについては、多面的な検討が必要であると考えております。

〔総務部長 泉原利匡 着席〕

○8番（徳島純次）

雪下ろしの事ですが、非常に申し込みが多いということで、例えば、高齢者だけの世帯、私の町内のほとんどが高齢者なんです。そうなると、雪下ろしするのにも、なかなか自分ではできない。頼もうと思っても年金暮らしではなかなかできない。先ほど共助という話がありましたが、

そういうのでやればいいんでしょうけれども。

そういうときに、少しでも市のほうから支援をいただけると助かるなというふうに思うですが、やっぱり、所得制限するのはやむを得ないとしても、例えば、市と建設業者が提携を結んで高齢者世帯には格安料金でやってもらおうとか、そういうようなものはできないんですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

今、雪下ろしサポートセンター事業を行っておりますけども、これにつきまして建設業協会のほうとお話をさせてもらっている中では、ほぼ収益はないというようなお話もいただいておりまして、そういう額で市からお願いしているというところでございます。

非常に雪下ろしを依頼する場合の単価も出ておりますけども、ほぼ変わらないというような形で、必ずしも高いということではございません。そういうことでご理解をいただければありがたいと思います。

○8番（徳島純次）

先ほどの空き家の雪下ろしの件ですが、飛騨地域内で雪が出てきている。それを落とすというのは地域でもやっています。ただ、私の町内の話で申し訳ないんですが、同じ町内で20メートルも離れないところに2軒、空き家があって、それぞれ雪止めがない状況で、気温が上がるとガ一っとお互いにせり出してきて、しおちゅう落ちる。

先ほど言われたようにコーンを置いたり、市に頼んで通行止めにしてもらったりして被害に遭わないように地域内で努力をしているつもりです。ただ、雪止めがないので、上に上って雪をおろすというのは非常に危険だということで、地域でもやれないということです。

そうなると、雪をおろせないので必ず雪が積もっている。気温が上がると緩んで雪がせり出してくるというふうになります。雪止めがあれば、軒から40センチメートルから50センチメートルの範囲内しか落ちないのでいいのですが、雪止めも落ちていると、全面の雪がドーンと落ちてくることもある。割れが入ればそこから下が全部落ちるというになる。先ほども言いましたけど、たまたま夜中に屋根の半分全部が落ちてきて、道路全面に雪山のようになりました。これがもし本当に昼間で下に人がいれば大災害になったと思います。

あと、雪下ろし棒でつつくということも、私たちもやってみたんですが、やっぱり滑り出すと非常に身の危険を感じて、すぐ棒を持って逃げるぐらいなんですよ。それでも雪はほんの先くらいしか落ちない。これがもし、何らかの衝撃を与えて全体がひとつ滑ってきたら大惨事になる。なかなか棒でついて雪をおろすこともできないような状況です。何かいい方法はないかというふうには思うんですが、ネットで調べてみたら、内閣府の防災担当が出している降雪地における防災体制の強化についての通知についてというところ。先ほど言いましたけど、この中に災害対策法による対応というところが載っています。災害が発生し、まさに発生しようとしている場合には、災害対策基本法第62条第1項に基づく災害の発生の防御、または災害拡大を防止するために必要な応急処置として、空き家等に係る雪害対策を行うことができるというふうになっているんですね。できればこれを適用していただいて、市のほうで雪下ろしをしていただけないかと思うんですが、この適応の可否をお伺いします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

私もその要項を見させていただいているんですけども、災害対策基本法によっての緊急対策ということになりますと、これを見てみると空き家の中に立ち入ることができるというようなことで、個人の財産にも対応できるということも書いてありますが、ただ、これまでそういうような経験といいますか、やったこともございませんので、もう少しそのあたりは調査をさせていただきたいなというふうに思っております。

本当に災害並みの身の危険というか、人身に危険があるような場合には適用できるということだと思いますので、もう少し調べさせていただきたいと思います。

○8番（徳島純次）

これによると、所有者が不明である等の理由で、空き家の除雪を行うことが必要な場合というふうに書いてありますので、ぜひ今後検討していただきて、少しでも良い方向に向かうようにしていただければいいなと思います。

先ほど共助の件に関しては、支援をしていただく。下支えを採用するという考え方でしたけれど、先ほどお互いに共助を行われる例もありましたけど、なれるようなきっかけを与えるような支援をしていただけだと助かります。

ただ、今の状況だけだと、地域全体で、同じ除雪をするというようなことは、なかなかできないのではないかと思います。何かきっかけがあって、市のはうからそういう助言があったり、会合を開いていただきて、そういうのを示唆していただけだと助かるのかなというふうに思います。

私たちの町内では、一応道路の雪かきは、皆さん共同でやっているんですが、雪下ろしになると、それぞれバラバラで、一斉に行うということはありませんし、見守りをするということもありませんので、ぜひそれも1つ考えていただきたいと思います。

それでは、2番目の飛騨市の広報についてに入ります。自治体の住民や企業などに向けた広報には、「行政サービスを周知する」「政策を周知する」「防災情報・災害情報を共有する」などの情報発信があります。

新型コロナウイルス・オミクロン株の感染拡大が収まらない状況で、飛騨市は、広報ひだ、防災無線、チラシ、飛騨市ケーブルTV、ほっと知るメールひだ、飛騨市公式LINE、飛騨市役所公式Twitter、飛騨市役所公式Facebook、飛騨市役所公式Instagram、飛騨市公式YouTube、飛騨市役所WEBラジオなど多くの媒体を活用して広報に努められていますが、商売をされている方から、マスクを着用されていない高齢者がおられ、オミクロン株は感染力が強く、不織布マスクの着用、手指消毒等の感染対策が要請されている旨を話しても知らないとの返事で困惑したと伺いました。この様に情報を発信しても必ずしも住民に届くとは限らない困難な問題があります。

ソーシャルネットワーキングサービス、SNS等のアプリケーションサービスの年代別利用状況を令和2年度情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査報告書の主なソーシャルメディア系サービス・アプリ等の利用率（全年代・年代別）をみるとLINEの利用率は10

代から60代では97.7%から76.2%、70代で49.3%。Twitterは10代、20代は65.5%から79.8%、30代から70代で48.4%から4.3%と年齢があがるほど利用率が低下しています。YouTubeは50代までは80%以上、60代で58.9%、70代で33.3%。Facebookは30代で最高で48%。70代で7%。Instagramについては10代で69%と若い世代ほど高く、70代は3.2%となっています。

ソーシャルメディア以外のメディアについては、テレビや新聞がありますが、テレビは10代が59.9%、70代は92.2%と年齢が上がるほど利用率が高まります。新聞も10代は2.5%、70代は53.7%と年齢が上がるほど利用率も上がっています。広報についての市の方策を伺います。

情報発信とメディアについて。世代により主に利用するメディアが異なりますし、利用する時間帯も大きく異なります。市が広報を行う各メディアの特性と住民のそれぞれ属性を把握し効果的にメディアを選択して、情報を発信することが有効であると考えますが、市の現状と今後の改善点があればお聞かせください。

2番目、広報に関する市民アンケートについて。情報を伝えたい住民に確実に、分かりやすく伝えることが重要であり、住民はどんな情報を知りたいか、どんなサービスを必要としているか、情報が目につきやすいか、興味を引く発信方法なども重要な要素となることを勘案しますと、市が広報を行う各メディアの特性と住民のそれぞれ属性を把握し、効果的にメディアを選択して情報を発信するために市民の利用しているメディアや市民の知りたい情報の把握し、市の発信情報の取得方法、広報紙など情報発信メディアに対する意見・要望等についてアンケートを行い、これらの情報を把握することが重要と考えますが、アンケートに対する市の考え方、対応を伺います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔企画部長 谷尻孝之 登壇〕

□企画部長（谷尻孝之）

それでは、①の情報発信とメディアの使い方に関する市の現状と今後の改善点についてお答えいたします。

まず、現状ですが、市の媒体は大きく、インターネット、紙媒体、そして音声媒体の3つに分類され、さらにインターネットは、ホームページ、SNS、メール等に分類されます。それぞれに特徴があり、まずインターネットのホームページでは多くの情報を発信することができますが、見に来ていただかないと情報に気づいてもらえない。また、SNSやメールは相手に通知する機能がありますが、多くの情報を載せますと読みづらくなります。

次に、紙媒体、いわゆる広報ひだなどは、落ち着いて読んでいただける一方、紙面の情報量には限りがあり、かつ紙面作成、配送等に時間が必要となります。さらに音声媒体、同報無線、放送等ですが、インターネットを使わない方も含め、瞬時に情報がお伝えできますが、紙媒体同様、1つの放送で伝えられる情報量が限られるとともに、戸別受信機がない部屋では聞き逃しがあります。また、頻繁に放送するという欠点もあります。

これらの利用方法は、市民の世代や属性によっても異なるのが実情です。市では市政世論調査の際に、詳細な調査を行っており、ホームページでも公開しておりますが、全世代を通じて見る

と、情報の入手手段で最も多い順に、テレビ、新聞、インターネット、町内回覧、口コミ、行政の広報紙、新聞折り込みとなっております。このうちで市政に関すると思われる部分を見ますと、例えば、ホームページなどのインターネットの活用は、50代以下では8割程度である一方、70代以上は2割以下に下がります。SNSでは、LINEの利用者が10代では6割以上に及ぶ一方、40代でも3割台となっております。Instagramも同様の傾向です。

広報紙は、高齢者層では約4割がご覧いただいているが、50代以下では2割程度にとどまります。町内回覧も同様の傾向で、60代以上は5割近くが活用されていますが、50代以下では2割程度となっています。

ケーブルテレビは、河合町、宮川町では全世帯で視聴可能な一方、古川町、神岡町では、15%から20%程度の世帯でしかご覧になれないこともあります、高齢者層で1割弱、50歳代以下では、数パーセントの利用とあまり見られていないのが実情でございます。

同報無線は、60代以上の高齢者層で3割以上の方が活用されているものの、50代以下では2割程度にとどまっています。

これらを踏まえ、飛騨市の広報では広い年齢層でご利用いただく広報紙とホームページを主軸とし、そこから情報の対象が高齢者、子育て世代、事業者などのなどにより、それに適した媒体を組み合わせて発信しております。

他方、一刻一刻と状況が変化するコロナ禍においては、重要な情報をいかに迅速に伝えるかが課題となり、同報無線放送での呼びかけのほか、広報ひだ号外の随時発行など、特に高齢者に向けた紙面の作成に取り組んでいるところでございます。

このような中、新年度の改善点としましては、定時の放送内容を市のホームページでも確認できるよう改善したいと考えております。また、現在のホームページのリニューアルとして、弱視の方がホームページを音声で確認できるよう、音声読み上げ機能を追加したいと考えております。

職員体制においても、会計年度任用職員を新たに配置し、取材記事や同報無線定時放送の内容をホームページに投稿するなど、ホームページの運営に従事していただき、情報発信の強化を図りたいと考えています。

なお、新聞やテレビが大きな情報入手ツールであることを踏まえますと、積極的で分かりやすいプレスリリースも必要であり、その点についても強化してまいりたいと思います。

次に、②の広報に関する住民アンケートについてお答えします。先ほども触れましたが、昨年度から市政世論調査を実施しており、その中で市民の利用しているメディアや市民の知りたい情報、市の発信情報の取得方法を地域別、年齢別、性別で把握しています。

また、広報紙など、情報発信媒体に対する意見、要望等については、昨年度から始めました広報モニター制度によりご意見等をいただいている。今年度は3回のアンケートを実施し、それを基に改善した点は、ホームページなどで公表するとともに、先月2月21日は、初の試みとなる意見交換会を開催し、直接ご意見やご要望を聞かせていただきました。

一例を挙げますと、「広報ひだのお知らせ記事の青色が見にくい」というご指摘に対し、早速、黒文字に統一しました。また、人口の動きを町別に掲載するようにしたこと、こうしたご意見からの改善点となります。さらに市のホームページには、必要な情報が見つからない場合に、ご指摘をいただくホームを設置しており、日頃から改善に取り組む体制も整えているところでござ

います。

〔企画部長 谷尻孝之 着席〕

○8番（徳島純次）

情報発信とメディアについてですけども、言われたとおりだと思います。

先ほど言われたようにホームページ、広報紙等、非常にたくさんいろいろな情報を載せられるということで、そこにいかに誘導していくかという問題があるのと、もう1つは、先ほど言われたように緊急性を要する情報ですね。災害情報や避難情報をいかに市民の皆さんに周知できるかということだと思うんですが、同報無線、防災無線とか、あとチラシという話がありましたけれども、チラシはある程度のタイムラグがあって、皆さんに今回の新型コロナウイルス感染症のようなものを知らせるときはいいんですが、災害が起きつつあるとかいうような緊急性にはチラシは間に合わないのかなと。そうすると同報無線が一番いいのかなと思います。同報無線も前から問題になっていますが、聞きにくい場所がある。非常に視聴しにくい。入らないというよりは聞きにくいというのが、神岡の場合だと非常に聞きにくい。1つは放送の仕方によるんだと思います。神岡のように谷底に位置する町だと、こだまがたくさん来るので、早く言うとかぶって聞こえないんです。大事なところが聞こえなかったりするので、放送の仕方ももう少し工夫していただいて、実際に放送したときの聞こえ方を、各地で聞いていただいて、どれぐらいのスピードでしゃべったら聞きやすいかというのを調査していただいた上で放送していただくと助かると思います。

例えば、火事があったときに「今、火災が発生しています。どこどこです。」とか「クマが出ました。どこどこです。」という場合に、大事などどこでというのが、かぶつてしまって聞こえないんですよ。そういうのがありますので、ぜひ放送の仕方、しゃべるスピード、声の音量とかそういうものを調査して決めていただきたいと思うんですけども、調査をやっていただけるのかどうかを伺います。

○議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□企画部長（谷尻孝之）

同報無線につきまして、定時の放送につきましてはご存知のとおり、アナウンサーのほうがやっているところでございますが、それ以外のものにつきましては、各部署の担当者、もしくは日直、それから宿直のものがその都度放送しているものでございます。

ですので、多くの人間がこちらのほうに絡んでいるわけでございますが、今ほどおっしゃってみえたようなことを、一度、担当者・担当部局とかいろいろなところと相談しながら改善していきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○8番（徳島純次）

あと、多分、同報無線か何かでよく聞くのは「新型コロナウイルス感染症の換気をしましょう。」とかいうような定時で入ってくるんですが、あれも同じ調子で、同じ内容でやられるよりは、何回かに1回内容を少し変えたほうが気を引くことができる。もしくは「おっ。」と思ったりして気を引く。そのほうがよく皆さんに注意されるのではないかと思います。全く同じ内容を繰り返すよりは、そのほうがいいのではないかと思いますが、その辺の工夫についてはどうでしょう

か。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

対策本部のときにその議論をしていまして、今は朝に3回やっていると思います。それぞれ内容を変えていきます。毎回変えたらどうかとか、いろいろな話をしてるんですけど、他方で、毎回同じものを放送して欲しいという声もあって、要するに定時にくるからいいんだという声も他方で伺っています。

なので、ここ最近、割と大きく変えたんですが、そのあたりも工夫しながら一応やっております、なので、また随時感染状況等もありますので、見ながら見直していきたいと思います。

○8番（徳島純次）

ぜひ、メディアと情報の伝える性質、緊急性があるのか、そうではないのか。使われているメディアによっては、先ほどお話があったように、若い人はよく利用するけど、年寄りは利用しないという特性がありますので、その辺をよく検討していただきて、どの情報は誰向けにということを決めていただきたいのと、今は市内の市民向けだけの話をしましたが、広報には外向けもあるわけですよね。市外の方にも市の情報とか市の魅力とかを発信することもありますので、その辺も含めて、ぜひ検討していただきたいと思います。これで私の一般質問を終了します。

〔8番 徳島純次 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で8番、徳島議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（澤史朗）

ここで暫時休憩といたします。再開を午後1時といたします。

（休憩 午前1時45分 再開 午後1時00分）

◆再開

◎議長（澤史朗）

休憩を解き、会議を再開いたします。2番、水上議員。

〔2番 水上雅廣 登壇〕

○2番（水上雅廣）

それでは、発言のお許しをいただきましたので質問をさせていただきます。まず、地方公務員の定年の引き上げ関係についてお伺いいたします。

令和3年6月に地方公務員の定年を段階的に引き上げることなどを内容とする地方公務員法の一部を改正する法律が公布されました。これにより、地方公務員の定年が60歳から65歳まで2年に1歳ずつ令和5年度から段階的に引き上げられ、令和13年度に65歳定年が定着することとなります。当市においても、既に該当する条例の改正など、実施に必要な事項の検討をさ

れていることと思います。

平均寿命の伸長や少子高齢の進展、労働力人口の減少などをふまえた人材活用の観点から実施されることとなっていますが、職員にとっては今後の生活、生涯設計に関わることでもありますし、市民にとっても総人件費などへの関心事であろうと思います。

第4次行政改革大綱には「公務員の定年延長といった全国的な制度改革や社会背景の大きな変化など、市政運営に大きく影響する事態が発生した場合などは、適宜必要となる職員数と組織体制を整えるとともに、必要に応じて本計画を見直すものとします。」とあります。

そこで、管理監督職員については、その範囲と管理監督職勤務上限年齢制を条例で定めることとなっており、上限年齢は60歳が原則となっています。組織の新陳代謝も必要であろうし、管理職経験者の能力や経験が組織にとっての財産であることを考えたときに、役職を降りた後、その職員の能力をいかに発揮させることができるかが課題となります。

管理監督職であった職員だけではなく、60歳以降の職員がその能力や経験を活かした働き方ができる環境を整えることも必要ではないでしょうか。

管理監督職勤務上限年齢制に関する考え方、降任後の職員を含む60歳以降の職員の働き方、働く環境などについて現時点で考えをお伺いいたします。

職員体制について「定員適正化計画」では、人口減少社会への対処や異常気象による災害の多発等への対策といった社会環境の変化に対応するための組織改編を行ったことや、育児休業や病気休暇による急遽の欠員に対応するため、職員数に多少の余裕を持たせたことによって、計画最終年である令和2年4月1日時点における目標値450人に対して、25人増の合計475人という見込みとなりました。

育児休業や病気休暇の職員も年平均19人いる状況にあり、実働する職員数としては極端な増加には至っていない状況であるとした上で、歳出削減への取り組みについて、働き方改革の趣旨を踏まえた長時間労働の是正に向けた取り組みを強化し、計画期間内に単年度の人件費総額を31億円以内に抑えることを目標とします。

なお、正規職員の現員数を現行水準で維持した場合、職員の退職と採用の新陳代謝だけでは定期昇給や給与改定に伴う自然増を吸収できないことから、会計年度任用職員を含めた適正な職員定数の管理を行うとしています。

また、今後はより一層、職員の確保自体が困難となることが予測され、職員定数という面では、職員数を削減するという方向性よりも、職員数の確保・維持という点に重点を置いて組織運営を行っていく必要があります。さらに一般行政職においては年齢構成が歪な組織となっていることから、今後は、安定した採用活動によって、この年齢構成を平準化していくことも重要とされています。

これらを踏まえ、60歳到達職員の給与水準、現行の再任用職員の給与との関係含め、定年延長後の職員定数と総人件費への影響、新規採用への影響などどのように考え、対処しようとしているのか伺います。

次に令和5年度、60歳到達職員への情報提供、意思確認の時期、方法等どのような予定になっているのか、併せて条例改正議案の議会上程時期についてお伺いいたします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

定年延長についての問題でございますが、私からは1点目の役職定年の件につきましてご答弁申し上げます。管理監督職勤務上限年齢制というのが役職定年制の名前でありますけども、国家公務員の定年を段階的に65歳まで引き上げる際に導入されるということです。

地方公務員についても組織の新陳代謝の確保、それから組織活力維持する必要性から同様の措置を講ずるということとされておりますので、地方公務員法の改正がこれによって行われているということでございます。

これによりますと、管理職である職員は60歳をもって非管理職に降任することになるというわけでございまして、その運用にあたっては、これは議員ご指摘のとおりです。当該職員がそれまでに培ってきた知識や経験を発揮できる職員の配置が重要だというふうに思っております。

現在、再任用職員という制度があって、実際に退職された皆さんのが再任用で勤務いただいているんですけども、同様の考え方を先取りした格好でやろうということで取り組んでおりまして、例えば、公営企業を熟知した職員、観光誘客に精通した職員などについては、その能力を最も発揮できる職を臨時に設けて、そこに配置をするというような取り組みを行っております。

また、長く組織のマネジメントに携わっている管理職が役職定年になると、1人のプレイヤーになって現場へ入っていくわけでありますので、現場の事務に従事する能力をもう1回磨いてもらうということが大事なことではないかと感じているところでございます。

そうした配慮といたしまして、例えば、基幹系システムの取り扱いや会計実務など、役職定年後に必要となる基礎的な業務について、改めて知識を習得するための研修会。こうしたことも必要になると思いますし、高齢の職員に対する職場の安全・衛生の確保。それから公務災害を防止するための対策といったことも必要になるというふうに考えておりまして、この実施について検討していきたいと思っているところでございます。

人口減少で人の確保が難しくなる一方で、人生100年時代ということで、能力と意欲のある高齢期の職員が最大限に活躍できる場を作るということは極めて重要でございます。次世代に知識・技術・経験を継承していただくということも踏まえつつ、制度や環境を整えてまいりたいと考えているところでございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

〔総務部長 泉原利匡 登壇〕

□総務部長（泉原利匡）

それでは、2点目の職員定数等についてお答えします。まず、60歳到達職員と現行の再任用職員の給与水準についてですが、両者には、その前提となる任用面で制度的な大きな違いがあります。現行の再任用職員につきましては、一度定年退職した上で、再任用にあたって、新たに職務の級が決定されるという取り扱いがなされているのに対し、今回の制度改正に基づく60歳超

の職員につきましては、管理職以外の職員は原則60歳前と同様の職を占めたまま、同一の職務の級で引き続き勤務することとなりますし、管理職についても役職定年により、管理職以外の職に降任するものの、引き続き降任後の職務の級で勤務することとなります。

この場合の給料月額は職務級の7割の水準とする抑制措置が講じられますが、そもそも、再任用職員以外の職員と再任用職員に適用される給料月額には大きな隔たりがあることから、例えば、部長として60歳を迎えた職員の定年延長後の給料月額と再任用職員の給料月額等を比較すると、平均で4万1,000円。課長補佐では平均で約6万7,000円もの隔たりが生ずることとなり、総じて定年引き上げ後の給与水準は高くなるものと考えられます。

次に職員定数と新規採用への影響についてお答えします。今回の制度改正による定年の段階的な引き上げの過程の中で、退職者が2年に1度となる期間が10年間続くこととなります。この期間内においても各分野における専門的な知見を継承し、必要な行政サービスを将来にわたり安定的に提供していくためには、一定の新規採用を継続的に確保することが必要と認識しています。

ただし、この運用につきましては、各職種の年齢構成等の様々な実態を踏まえ、定年引き上げ期間中の一時的調整のための定員措置が必要となります。現在、総務省において基本的な考え方を整理し、定員管理に関する留意点を示すことを予定されておりますので、この助言を待って適切に判断したいと考えているところです。

最後に総人件費との関係ですが、これまで説明したように、総じて定年引き上げ後の給与水準が高くなること、定年引き上げ期間中の一時的調整のための定員措置が必要となることを踏まえますと、総人件費の上昇は避けられないものと見込んでおります。

あらかじめお断りしておりますとおり、令和2年2月に策定しました財政見通しにつきましては、こうした制度改正による影響額は見込んでおりませんことから、上限を31億円とした人件費総額については見直しを行う必要があると考えているところです。

この見直しにつきましては、いまだ制度に未確定な部分が多く、正確な影響額を把握できないのが実情です。また、本制度が本格実施された際には、加齢による諸事業への対応や地域貢献への従事等にあたるため、部分休業を取得する職員や場合によっては早期退職を希望する職員が現れることも予想されるところですので、こうした動向も勘案しつつ、定員適正化計画の見直しと併せ、実情に近い見通しをできるだけ早期に策定したいと考えております。

次に3点目のご質問、令和5年度に60歳に到達する職員への情報提供等についてお答えします。改正法の本格施行は、令和5年4月であるものの、その前年度には対象となる職員に対して情報提供等を行う必要があることから、関係条例の改正案を今年の9月議会に上程。ご決定していただいた上で、職員組合への説明や対象者である7名に対する情報提供について10月下旬をめどに行う予定としております。

提供する情報につきましては、管理監督職務上限年齢制度の詳細や、60歳以降の給与水準が7割となること。退職手当の支給時期や金額、60歳以降の職務に関する事項等を考えております。なお、本件に関し、現時点で国から詳細は示されておりませんが、再任用制度を導入した平成28年度の対応に倣い、職員の給料表や職種ごとに検討を重ねた上で、職員が定年延長に不安を感じることがないよう十分な配慮のもと、適切に情報提供を行ってまいりたいと考えております。

ます。

〔総務部長 泉原利匡 着席〕

○2番（水上雅廣）

60歳定年になった令和5年度に、再任用職員と新しく措置される職員というのは一緒に出てくる状況になるんですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

令和5年度からの適用ということですので、現再任用の職員と重なる部分はあると思います。

○2番（水上雅廣）

そのときに、年代というか、わずか1年とかのことで、給与に格差がついたりするわけですね。その辺の是正とかは何か考えていらっしゃらないのかお聞かせください。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

その辺の調整の方法とかが、まだ正確な情報等が来ていない状況ですので、私自身もやっぱりその辺の調整は必要だと思っておりますので、情報収集をしながら対応していきたいというふうに思っております。

○2番（水上雅廣）

国がどのような方針で示されるかちょっと分かりませんが、できるだけその辺にあまり差が生まれない、職員のモチベーションにいろいろとさわらないようにできるといいなと思いますが、その辺は改めて検討をお願いしたいと思います。

人件費のことですが、これは聞いている上では上がらざるを得ないと思っておりますが、どの辺まで、それも予測できないというお話をしたが、例えば、市税は35億円と少しですか。来年度予算で職員の人は31億円と少し切れるくらいですよね。それはあまりにも、何億円単位、5億円、6億円ということはないと思いますが、どの辺がアッパーというか、ボーダーというか、そういう感覚についてはどんなふうにふうに思っていらっしゃるのか、感覚でいいので教えてください。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

31億円というのが、最初は30億円だったんですが、会計年度任用職員の仕組みが変わって、全体の人は非常に上がったものですから、そのときに31億円にしたんですが、確かにおっしゃるように全体像がまだちょっと見えてきていないので何とも言えないですが、ただ人件費を単純にオンするわけにはいきませんので、やっぱり会計年度任用職員の定数とトレードオフにするということも場合によってあると思います。給与水準が違いますから一概に比較できないですが、例えばそういうふうにすると。

あとは、時間外勤務が全体的にちょっと大きいです。時間外勤務が大きいものですから、議員

もご承知かもしません。管理職にすると年間給与が下がるという現象が、うちだけではなくて公務の世界では非常に多いんですけど、例えばそうすると、人を1人入れることによって時間外の人事費を減らせるところがあるのかどうかということによっても全体の人事費の総額の概念が変わってくると思いますので、その辺りは制度を見ながらしっかりと検討していく必要があるなと思っております。

ただ、先ほどおっしゃったように、5億円も、6億円もということには、多分ならないと思います。できれば、何とか数千万円といいますか、31. 幾つ位の中に収めたいと思いはございます。

○2番（水上雅廣）

先ほども、今の再任用の関係でも、観光行政や企業会計のほうの事務といったいろいろなところで職員を専門的に貼り付けられて、そういうことを生かしながらやっているお話のなかで、どうしてもポストとかが要ることが出てくるのかなという気もしなくもない。

やっぱり人材として能力やそういうものを生かして将来に向けていこうと思えば、何か作ってでも居てもらいたいということもあるのかな。そうしたときに、そういうのもどういうふうに、新しいポストではないですけれども、例えば、外部の事も含めてそういう人たちを雇用していくかというその辺の考え方というのは何かしらございますか。

○議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

県職員の幹部が県の外郭団体とか関連団体があって、その理事長とか事務局長とかにあっせんをするというのがずっと慣例で長くあります。

昔の梶原知事時代は、それを全部ある程度、制度化していこうということで、グレーター岐阜県庁なんて言ってやられていた時代もありましたけども、市の職員の力を借りたいというようなところが、もし、関連団体であるのであれば、そういうのをある程度派遣ポストとして作っていくということはあり得るというように思っておりまして、観光協会の事務局長を市から再任用ですが、現職派遣という格好で送らせていただいておりますし、つい直近までは神東会のほうも職員を現職派遣で送っていたわけです。

もしそうしたことを望まれる団体がもしあれば、またそういったことも話し合っていくことによって市とのパイプも深くなりますし、そういうことを市政の中で経験積んだ方が言っていただければ、非常に役に立っていただけるのではないかということがありますので、そのあたりも含めて検討する必要があろうかと思います。

○2番（水上雅廣）

変な話ですが、昔よく言われた天下りみたいな感覚に取られないようにだけはしていただきたいなと思います。

制度がしっかりとできてくるのは9月の上程ということですから。そのときにしっかりとことをお聞かせいただけるんだと思いますが、今回は議員の皆さんにも、こういったことがあるんだという前ぶれとしてお知らせをしておきたい。

それから、職員の皆さんにもこうしたことがいよいよ始まっていくということで、しっかりと

認識を持って業務のほうに励んでいただきたい。先ほどの住田議員の中で、いろいろと地域振興のこととかありましたし、わたしもさせていただきますが、やっぱり職員に頑張っていただかないと、市民も心もとないと思いますから、生かせる能力をしっかりと生かしていただけるようにしていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。ちょうど1年半前の令和2年10月に行われた国勢調査の確定値が、昨年11月に公表されました。その結果は少なからずショックを受ける数字でした。

そこで、少し紹介させていただきますが、飛騨市の人口は昭和45年に5年間で10%近い減少を示した後、減少率は緩やかに回復し、30年後の平成12年には5年間で2.6%の減少にとどまりました。飛騨市が市として合併できたのは、このときの人口が3万人を超えていたからです。

ところが、合併直後から再び急激な人口減少が始まり、平成22年の調査では5年間で7.5%の減少となりました。この結果に前の市長は驚かれまして「人口減少対策実行プラン」を立てられ、様々な対策を講じられました。

それであっても、平成27年の調査では、減少率は前回とほぼ同じ7.6%で、県下21市中で下から3番目の悪さがありました。「減少率の増加を止めたい」という前市長の思いはクリアできた数値ではありましたが、減少率を下げるまでには至りませんでした。効果はすぐには表れなかつた結果であります。

今回の調査では、都竹市長が就任されて、いろいろな新しい施策に取り組まれた実績もあるので、減少率は下がるのではないかと期待をして見ていましたが、結果として減少率は下がらず、8.7%に増えてしまう結果となりました。

20年前に3万人を超えていた人口は、8,000人余りも減ってしまい2万2,500人となりました。この5年間では、2,150人以上も減り、減少率は県下21市中、2番目の悪さということになります。

年代別の推移も、厳しい現実となっています。65歳以上の人口は1.4%しか減っていないのに、14歳までの人口は16.5%も減少しています。15歳から64歳までは12.3%の減少。このことは、子供の減少によって将来の出生数がさらに減少することや、働く世代がこの5年間だけで1,548人も減少したことは、労働者不足によって、市内企業の存続も厳しくなることがうかがわれるのではないかと思います。

飛騨市の旧自治体別の推移をみると、旧古川町を除く他の旧3町村は10%を超える減少がずっと続いています。中でも、60年前には2万7,603人を数えた神岡町は10年前に1万人を割り込み、今回の調査では7,450人まで減りました。ピーク時の4分の1近くになったということです。河合町は848人、宮川町は559人となり、合併以降急激に減少しているような状況となります。

古川町においても合併後に急激に人口が減りはじめ、平成22年の調査ではマイナス4.6%、平成27年には少し持ち直してマイナス4.1%となりましたが、今回の調査では、マイナス6.3%にまで落ち込みました。

その結果、古川町の人口は1万4,000人を大きく割り込み、1万3,681人となりました。

わずか20年あまりで2,500人以上減少し、この5年間だけでも913人も減少しました。

隣の高山市、旧国府町を見ると平成22年はプラス0.1%で、平成27年にマイナス4.6%となったものの、今回はマイナス2.7%と減少率が下がっています。国府町には若者世代が多くなったことが推測されます。また、今回は古川町の減少率が再び高くなつたにもかかわらず、国府町が2.7%の減少率にとどまつたことは、古川町から国府町に人が流れているのではないかと感じられます。私の知る方でも、国府町や高山市内に移り住んだ人が何名かいらっしゃいます。

市長は、将来の人口予測について、「ほぼ正確に将来推計ができる。」と述べていらっしゃいます。令和2年に策定された「飛騨市総合政策指針」には、国立社会保障人口問題研究所が公表した「日本の地域別将来推計人口」の推計値が示されていますが、今回の国勢調査の数値は、その減少が200人以上多くなっています。平成29年以降、住民基本台帳による人口減少がさらに進んだこと。平成31年に出生者数が初めて100人を割り込んだこと。この数値の差になつているのでしょうか。ただ、住民基本台帳の数字では、ここ2年減少率が下がっています。今後はこの推移に期待したいと思います。

ただ、飛騨市総合政策指針には、「古川町が横ばいで推移している。」また「人口減少を止めようとするすることは不可能であり、即効性のある対策も秘策もありえない。」と書かれています。

そこで、まず旧古川町と旧国府町の間で人口減少の格差が生じたのはなぜだと考えられているのかお伺いをいたします。

あわせて、高山市と飛騨市の間では、飛騨市の転出超過が続いています。数は年によってばらつきがありますが、平成27年から平成31年の5ヵ年で240人に及びます。前の市長は、「住宅リフォーム補助金」「住宅・建築物安全ストック事業」などによって人の流出を止めようとされました。都竹市長はそのあとの対応をどのようにされるつもりなのか、具体的な策についてお伺いいたします。

人口減少に地域差があります。未だに人口が増えている地域があるのも事実です。この差は、そこに住む人にとって魅力ある地域であるかどうかだと思います。

飛騨市の予測を超える人口減少は、有効な諸施策が講じられていないからではないか。人口減少に対する即効性のある対策が少ないからではないかという声もある中で、市長はどのようにお考えなのかをお伺いいたします。

先ほど述べた厳しい現状も市民に詳細に知らせることも一方で必要ではないかと思います。その上で市民と一緒にこの対策を講じることも必要ではないかと思いますが、市長の考えをお伺いいたします。

市長は令和4年度予算の提案説明において「市民の前向きな空気間の復活」と言われました。前を向いて進みたいという思いは同じです。ただ、市民の中では、今取り組んでいる施策が見えにくい、分かりにくい、中飛びしている感じという意見があるもの事実です。

例えば、「大学の誘致」と「古川駅東開発」ですが、私は、市は積極的に応援しようという姿勢だと思っているのですが、そのことで市民生活がどのように豊かになるのか、利便性がどのように高まるのか、こうしたことに市はどのように携わり、まちづくりを進めていくのかよく分からず、漠然とした期待や不安、心配が交錯していろいろなことが世間で言わされているのではないかというようなことを思います。人口減少対策の一手と考えられるのなら市としての駅前・駅

裏を中心とした整備計画を持つことも含めて、市民へ説明することが必要ではないかと考えますがいかがでしょうか。

また、今回の大雪に関してですが、本当に心身ともに疲れた方が多かったと、いまだに多いと思います。屋根の雪下ろし、家の周りの除排雪、道路や歩道の除雪など、ほとんど毎日のように雪の処理に追われて、今も追われています。とりわけ私たちの気持ちに大きな負の影響を与えたのは積雪による通行止めです。国道360号、宮川町巢之内・打保間、県道稻越・角川停車場線、河合町大谷地内において、度重なる通行止めが実施され、人流や物流に大きな影響を与えました。

今回ほど、基準という言葉に嫌気がさし、疎ましく思ったことはありません。私の知る限り、町内の回覧、各戸配布であったかもしれません、突然知らされ、周辺の住民への説明はなかつたと記憶をしております。

「いったいどこが危険なのか。」「危険箇所の手当はどのようになっているのか。」「基準に定めた数値の根拠は何なのか。」などなど、今となっては何を言っても後の祭りということでしょうか。このことでもって益々人口減少が、人口の流出が増えなければいいと思い心が痛みます。

国道360号宮川町巢之内・打保間、県道稻越・角川停車場線、河合町大谷地内積雪基準による通行止め箇所の解消や基準の緩和に向けた市の動きはどのようになっているのでしょうか伺います。

また、宮川町岸奥地内においてはダム放流による洪水規制区間もあります。この解消に向け市はどのように考えているのかお尋ねをいたします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

人口の問題につきましてのお尋ねがございました。私が長く関わってきた分野でございまして、得意分野と自任をいたしております。久々に一般質問でこのテーマが出たので、喜んでご答弁を申し上げたいと思います。

まず1点目、旧古川町と旧国府町との間での人口減少の格差という問題でございます。まず旧国府町の特徴の認識ですけれども、飛騨地域の社会経済の中心地である旧高山市に隣接しておりまして平野部が比較的多い、JRや国道などの交通アクセスに優れているという地理条件がございますし、加えて、複数の大型ショッピングセンターも立地し、利便性が高い。

その割には都市計画税が適用されていないので、旧高山市や飛騨市に比べて税負担が少ないといった理由がございまして、飛騨地域の中でも暮らしやすいまちとして認知されているというふうに捉えております。

旧国府町の人口ですが、平成の市町村合併直後の2005年の8,108人から、2020年には7,537人と600人弱減少しているわけでありますが、先ほどおっしゃいましたように、その間の変化率は高山市、飛騨市内の旧町村別の地域の人口で見ますと最も小さいというふうなデータがあるわけでございます。

ただし、こうした人口にまつわる問題というのは、総合政策指針でも述べておりますが、総数で論じてはいけない。その構造とか、実数の変化によるインパクトを見なければいけないという

のが人口を語る上での鉄則でございます。

それで、そうした構造、つまり年齢の3区分の人口構造というのを見てみたいわけであります。が、国府町においても周辺地域と同様に、14歳未満の年少人口と15歳から64歳の生産年齢人口が減少しております、65歳以上の老人人口が増加するという傾向が続いております。

特に近年の老人人口の増加率は、2つの市内の旧市町村単位の地域の中で最も大きい。つまり高齢化の進展が非常に速いという特徴がございまして、実数で見ますと2005年から2020年にかけて700人以上の増加になっている、700人弱の増加になっているということです。働き手世代の生産年齢人口が年少・老人人口を支える程度を示す従属人口指数というのがございますけども、従属人口指数で見ますと、国府町は古川町上回る96.5ポイントということで、非常に負担がかかっているという構造にあるということでございます。

次に議員ご指摘の旧古川町から旧国府町に人が流れているのではないかというお話なんですが、統計データ上、旧町村単位の分析ができませんので、飛騨市と高山市の間の移動人口について、ちょうど先週、令和2年国勢調査の転出入状況等の集計の数字が発表になっておりますので、この数字を見てみたいというふうに思います。

2015年から2020年の5年間、この直近の国勢調査の5年間ですね。飛騨市と高山市間の移動人口を見ますと、飛騨市への転入、高山市から飛騨市にこられた方が406人。飛騨市から高山市に出ていかれた方が570人。164人の転出超過、つまりマイナスになったということです。これがその前の5年間はどうだったかというと、2010年から2015年は232人のマイナス。その前の2005年から2010年は173人のマイナスということです。これをどう見るかですが、若干の変動はありますけども、少なくとも過去15年間は、高山市の転出超過というトレンドの変化はないというふうに見るのが適当であろうというふうに思います。

しかし、これは社会動態というわけですが、この移動理由を見ますと特徴があります。特に社会動態の中心というのは働き盛り世代の20代から30代ですので、ここでの移動の意を見ると特徴が見えてまいりまして、この20代から30代の世代、高山市と飛騨市と比べると116人転出超過、つまりマイナスになっているんですね。116人高山に出て行かれた人のほうが多いということなんです。

ただ、この理由を見ますと、結婚、離婚、縁組によるものが5割、職業上の理由によるものが2割、そして住宅事情や生活環境の利便性はごくわずかという数字でございます。人口減少の分析に携わってきた私の目から見ますと、ほとんどの自治体で通常若者の移動というのは、職業上の理由、仕事の理由で転出されるということが圧倒的に多いというのが、いわば常識なわけでありますから、結婚で出ていかれる方がこれだけ多いというのは、かなり特殊な状況にあるというふうに言えます。ちなみに高山市に限らず、飛騨市から他の地域への転出超過の過半数は、職業上の理由によるものでありますので、実際7割が愛知県とか、富山県とか首都圏、県外へ流出しているということなんです。

その点から見ると高山との関係で、結婚がこんなにも多いというのは極めて特殊な状態だといえると思います。さらに、令和2年の国勢調査移動集計の年代別の内訳を見てみますと、15歳未満の年少世代、ここは28人の転入超過。つまり入ってきたほうが多いということです。15歳未満の子供さんの世代は高山市から飛騨市に入ってきた人がプラス28人であったと、通

常この世代は自分で引っ越ししませんので、親世代である30代から40代の世代が子供さんを伴って転入しているという方が多いというふうに見られるわけです。この中にはもちろん移住者も含まれているということです。

そういたしますと、人口の分析というのは総数のデータによる推察になりますので、どんな場合でも確実にこれだという断定ができるわけではないんですが、これまでのデータを総合すると、議員がおっしゃるように古川町から国府町に移り住んだ人が多かったから国府町は人口が増えて古川町が減ったんだというような単純な話ではないということです。

おそらく、若い世代が結婚するにあたって、飛騨市内に適当なアパート等がないものですから、高山市内に住居を持たれる。ただ、一定の年齢になってからすると、子供さんを伴って再び市内に戻ってきて居を構えられるというケースがあるのではないかというように推察されるわけであります。

実際にこの点につきましては、市においても注目したところでございまして、平成30年のときに、祭りなど地区の付き合いが古川は多いということで敬遠して、国府町で一軒家を建てられるケースが多いという情報がございまして、市としても何か対策を打たなければいけないという議論をしたことがあります。

市内の不動産業者への現状聞き取りをいたしましたら、確かにそういう傾向があるということが分かりまして、それで、平成31年度、令和元年度に民間が行う宅地分譲整備を促進するため、私市道、公道内の上下水道本管整備工事を市で整備するという施策を打ち出したということでございます。

若い世代において、結婚のときに住宅を建設するというケースは意外と少ない。まずは賃貸物件に転居してそこに住むと。それから、その後に家を建てられるというケースが多いわけですが、飛騨市内には、アパートを含めた賃貸物件が少ない、あるいは高いという状況で、やむなく高山市に転出しているんだという声があるということも把握しておりましたので、これにつきましては来年度に向けての政策協議の中でかなり議論をいたしました。

そこで、来年度予算には民間による賃貸住宅の建設に係る支援策を盛り込んでいるところでございます。加えて住宅を取得するという段階になって転入するという方が多いということに着目しまして、ここにつきましては移住の施策という形で、平成30年度から本格的に着手をしております。移住定住コンシェルジュの配置もそうですし、空き家の流動化のための賃貸住宅への改修、家財道具処分の支援ということもございます。雪国ならではの移住者生活サポートということもございまして、この世代、高山からのみに限らず、全国的に住宅を取得して入ってくる世帯が多いということで、このあたりの対策を充実させてきたということです。令和2年度の移住者がこれによって171人ということであったということです。先ほど、私の施策は何かということですが、既にこうして具体的に取り組んできているということでございます。

それから2番目、人口減少に対する有効な施策は何かという話でございます。私がかねてから申し上げておりますが、人口減少には即効薬も特効薬もないということはずっと申し上げております、市長就任以来、人口減少に歯止めをかけるとか、人口減少を緩やかにするといったことはございません。

人口を見る際に、人口の見方というのは、2つ大きな枠組みがあります。1つは自然動態、1

つは社会動態です。自然動態は人が生まれる、亡くなるという要素。それから社会動態はある地域から人が出ていく、入ってくるという要素。ですからこの4つですね。生まれる・亡くなる・出でいく・入ってくるという4つです。これを人為的にコントロールできるかどうかというのが政策に直結するかどうかということになるわけです。

その点で見ますと、順番に見ていきますが、まず自然動態ですが、人が亡くなるということを止められるか。これは止められません。平均寿命が伸びていると言っても一定の年齢になれば、必ず人は一定の割合で亡くなっています。したがって、まずこの数をコントロールする政策は打てないということが言えます。

次に生まれる子供です。生まれる子供は少子化対策で増やせるだらうと皆さんは思われるわけですが、実際に総数を増やすということは無理だと思います。なぜなら母親になる女性の数、母親になる世代の女性の数が既に減少してしまっているからであります。

母親になる女性の世代というのは20代から30代です。つまり20年前から30年前に生まれた人ですから数は決まっています。突然20歳で生まれてきてくれればいいんですが、人間はそうではないものですから、もう既に女性の数が決まっている。しかもそれが減り続けているということになりますので、出生率が上がっても、現実に上がって飛騨市はかなり高い水準で維持されている。それでも子供の数が減っていくのは、女性の数が減っているからです。

これにかけて加えて、未婚者が増加しているというのが非常にこれに拍車をかけています。さらに晩婚化が進んでいるということが、それに拍車をかけています。

特に未婚者の増加が顕著でありますと、日本は有配偶者からしか子供が生まれないという特殊な国なので、未婚者が増えると、それはそのまま子供の数の減少に直結するんですね。晩婚化も生物学的な問題がありますので、データで見ると確実に子供の数が減っていく原因になっているということです。

これらを緩やかにすることが可能なのか、緩やかにすることは可能だと思います。一定の取り組みがでけて実際に市でも施策に取り組んでいます。

婚活でありますと、あるいは知り合う機会を作るとか、そうしたことについても取り組んでおりますけれども、ただ、母親になる世代の女性の数の減少の影響があまりにも大きいものですから、総数を増やすということは不可能であると言わざるを得ない。しかも、それは程度の差こそあれ、全国全て同じ状況です。飛騨市の自然減は30年前の1992年にマイナスに転じて以降、減少幅が拡大を続けておりまして、2019年には過去最大のマイナス314人ということです。これはさらに今後大きくなっていくものと思われます。

それから、次に社会動態を見ますけども、社会動態はある程度政策的に動かすことができます。飛騨市の場合は、先ほどちょっと申し上げましたが、流出超過で多いのは職業上の理由によるものです。

したがって就職する際に市外に流出していくということが多数であるということを意味しています。これは市内に若い人たちが働く場を作ることで、ある程度緩和されるというふうに思います。進学の際にも実は同様の流出がありますと、進学の際は、当然進学するところがありませんから外へ流出するということになるんですが、進学の流出の絶対数はおそらく今後減ってきます。なぜかというと子供の数が減るからです。ですので、絶対数は減ってきます。

あと、移住対策の強化によって今度は入りを増やすことによって相殺できますので、入りをたくさん増やしていくと流出超過数は下げることができるということです。

それで、もちろん市内で職場を作るということはもちろんなんですが、入ってくるところで相殺をかけるということが大事なことですので、平成29年度から本格的な移住支援策に取り組んできたということです。

飛騨市の各種補助制度というのは他の市町村に決して劣らないというふうに実際にデータでも見ておりますし、また住宅関連がキーになるんですが、先ほど幾つか井上市長時代のお話を紹介されましたけども、私になってからですと、例えば、平成30年度は住宅性能向上リフォーム補助、31年度は民間宅地分譲支援、先ほどの話です。令和2年は緊急経済対策の住宅リフォーム補助、これは新型コロナウイルス感染症対策も兼ねたものでした。そして今年度以降は政策としてのリフォーム補助、来年度予算では民間賃貸住宅の建設支援ということで確実に施策を増やしております。さらに移住コンシェルジュ、空き家流通のための住むとこネットの充実等々ございまして、移住者は年々増加をいたしております。平成28年度が77人。ここをスタートとしまして平成29年度が97人。平成30年度は100人。令和元年度が111人、令和2年度は171人ということで着実に増加をいたしております。

令和2年度はちょっと新型コロナウイルス感染症の影響もあって非常に大きかったんですが、今年度はそれよりも少なくなりますけれども、それでも着実に増加傾向にあるということあります。

それで、これが結局、数字に現れまして、人による社会減はここ20年あたり年間200人の流出超過がずっと続いていたんですが、移住者が過去最大になった令和2年は転出超過数が118人となりました。これは過去30年で4番目の少なさです。

しかし、これだけ移住者が増えても、社会動態をプラスに転じさせることの規模にならないというのが現実でございます。以前、今年度でしたが、委員会の議論の中で、どなただったかの議員の方から「こんなに移住が増えて人口が増えるはずだ。」とお話がありましたが、増えません。出て行く数が、これくらいで増える規模ではないです。

したがって、それほどの規模にならない。さらに先ほど申し上げたように自然現象を補うほどではありませんので、全体として人口増に転じさせるというのは極めて難しいと言わざるを得ないということです。つまり何かというと、人口減少を止める、あるいは増やすという目標を立ててみても、こうして1つ1つのパツツを論理的に詰めていくと、初めから達成の難しい目標であるということです。

ですから、そうではなくて、移住者を増やすとか、若い人たちが働けるような企業を起こすほうとか、企業誘致を目指すとか、そうした目標を立てて、流入者の増加につなげていくというふうに、政策目標はちゃんとポイントを絞り込んでいくべきであるというふうに私は考えております。

したがって、市全体の人口というレベルで論ずることには意味がない。それは無意味であるというふうに考えております。今のように1つ1つをパツツで見れば、人口総数の増ということで、即効性のある施策もあり得ないということもお分かりになっていただけののではないかと思います。

なお、議員からは2020年の国勢調査の結果が、国立社会保障人口問題研究所の人口推計よりも200人以上少なかったということについて即効性のある人口減少対策が講じられていないからではないかという声があるというご発言があったわけですが、この人口推計の結果と国勢調査の結果の差は1%以下でありまして、人口推計に関わっているものの常識から考えますと、わずかな誤差程度、ほぼ完璧に一致したといえる水準の数字だというふうにご認識をいただきたいというふうに思います。

それから3点目です。人口減少の厳しい状況を市民に知らせて一緒に対策を講じるべきではないかというお尋ねでございます。私自身もこうした人口減少の状況を市民の皆さんに知っていたいというように思っておりまして、大切なことだと思っておりますですから、これまでも市政ゼミナール等で詳しい講義をしたり、企業経営者の方々に講演したりしたこともございます。実は夕べもビジネスサポートセンターで人口減少についての講義をいたしました。なぜかというと、人口減少ほど正確なデータを読まないまま漠然としたイメージで語られている問題はない。

したがって、今のようにきちんとパートに分けて何が原因なのか、どういう数字なのかということを正確に理解してもらう必要があるというふうに思うからであります。

人口で有名な藻谷康介さんが、空気を読まないKYに例えて、人口の数字を読まずに議論する人たちのことをSY・数字を読まないと一時期おっしゃっておられましたけども、これはそういう問題だというふうに思います。

ただし、それは市民と一緒にになって対策を講じるためにすることではないというふうに私は考えておりまして、それはなぜかというと、市民の皆さんそれが暮らしの中で求めておられるのは、飛騨市全体の人口の増加ではないんだということです。

ですから、しっかり市民のニーズ、市民の望むものに沿った政策を打っていくべきだということです。ですから、例えば出生の増を目標にしましょうというのではなくて、若い女性の数を確保したい。それを狙った政策ということになってくるわけですが、それは、例えば企業の人材を確保するために、あるいは若い人が働きたいと思う職場を確保することによって実現していくということですから、市全体の人口を維持するという行政的な目線で取り組むべきことではなくて、こうした個々の求めに応じて政策を打っていくべきものだと思っております。

例えば、未婚率の減少にしても、出生数の増加のためには論理的には重要なことですけども、結婚されていない方々に、市全体の人口を増やすために結婚してくださいということは、誰も言えないと思います。

それから、移住者を増やすために移住者に優しいまちをつくるということは、市民とともに取り組むべきだということなんですけれども、それは全体の数のためにやっていることではない。移住をされる方おひとり、おひとりの気持ちを大事にするという当たり前の考えの中で取り組むべきことだというふうに思います。

私、平成18年に古田知事から、県職員当時ですが、古田県政10年の指針である岐阜県長期構想の策定を任せられました。その際に人口減少をテーマにしたいということを知事に申し上げて、しかも、それを正面から受けとめるということを提案し、知事もそのとおりだと、それで行こうとおっしゃってくださいって策定を担当いたしました。

その際、いろいろな議論をいたしましたけども、結果、岐阜県長期構想は文言のニュアンスこそ、やや緩めはしましたが、「人口を増やす。」とか「減少を緩やかにする。」ということは言わないという方針で策定をされたものでございます。

その際にすごく大変強烈な思い出があるんですけども、人口減少のメカニズムと将来推計について徹底した研究を行いました、県民の皆さんと意見交換をしました。その際に、シンクタンクの研究員とか、大学の研究者とか、大手企業の幹部とかいう、いわゆる学識のある方々というのは、県の人口をあたかもコントロールできるようなことをおっしゃる。「この人口をこう増やすべきである。」「この人口をこう動かす政策を打つべきである。」全くの上から目線でございまして、私は強烈な違和感を感じました。その違和感はいまだに私は思っておりまして、人口の増加や減少幅を緩やかにするというのは、所詮行政の都合による論理であって、市民の立場に立つて物事を考える限り、こういった考え方には口にはできないものだというふうに考えております。

市がすべきことは、人口動態にプラスになるということを理解しつつも、市民、あるいは移住される方の幸福を最大限にするための施策を講ずることであります、それが本当の意味での人口減少対策であるというように考えております。

それから、最後に前向きな空気感の復活という目標が上滑りしているのではないかというご質問がございました。施策が見えづらい、分かりづらいというご意見があることは率直にご指摘を受けとめたいというふうに思います。

ただ、予算発表等の際に考え方として前向きな空気ということは申し上げておりますけども、私自身はこれが前向きな空気をつくる施策ですという説明をしたことはないです。ですので、具体的な説明はしていないので、分かりづらくて当然であると思います。

ただ、例えばほかの自治体に先駆けて実施しているような関係人口とか、地域振興の取り組み。それから飛騨市の特徴とも言われる障がい者支援とか、看護医療の人材確保対策、最近は新型コロナウイルス感染症対策で、いろいろなメディア報道で取り上げられた際に、市民の方々から「よくやっているな。」と「飛騨市を誇りに思った。」と、あるいは「ほかの市の人から飛騨市はいいなと言われた。」あるいは、「若い人が最近元気にやっているな。」とか「面白いことをやっているな。」と声をかけられることが、実は非常に多くなったというふうに私は実感しております。こうしたことが、前向きな空気だというふうに思っておりまして、定量的に図ることはできませんけれども、こうしたことが積み重なったときに前向きな空気ができると思っています。今どきの言葉で言えば、ウェルビーイングの向上ということなんでしょうねけれども、それを実直に真剣に行う。そうしたときは、大抵何かしらの反響があると思います。これらの施策に共通していえるのは、先ほど言いましたように人口を増やすことを維持しようということ、こうした今のものを維持していくという考え方ではなくて、人口は減るということを正面に受けとめて、その上でどうやって心豊かに楽しく暮らせるかということを考えていくということです。

今、関係人口の事業でヒダスケ！というのをやっております。これはいろいろな賞をいただいているんですが、その中でいくつかご評価いただいているんですけども、人口減少を真正面から受けとめた取り組みであるということをおっしゃっています。いわば過疎の地域は困ったことがいっぱいある。その困った困り事、課題を地域資源にしているという逆転の発想が評価をされているということです。ですから、いろいろな賞をいただいているということではないかと

思います。

また、市の障がい者支援施策とか飛騨市学園構想、広葉樹のまちづくり、こうしたことをやっている中で、若い方々が活気溢れる取り組みに惹かれて移住を決断されたという方が実は何人もおられます。また、そうした流れの中でこれまで飛騨市になかったようなクリエイティブな企業も複数誕生しております、そこがさらに雇用を吸収して、移住者を生んでいるということも現実にございます。

今後もこうしたことを踏まえながら、私としては市民の皆様方がいろいろなチャレンジをされること、活動されることに前向きな声をかけて、協力して、いいなと、しっかりとそういうふうに言って、市自身も従来にない発想を追求して、話題性があることを追求していく。こうしたことを打ち続けるということを心がけていきたいと思っております。

なお、大学誘致と古川駅の駅東開発について、例としてお触れになりました。これらにつきましては、いずれも民設民営の純民間プロジェクトでありますので、市が中心になって市民に説明するという立場にはないというふうに考えておりますけども、このプロジェクトが予定どおりに進んでくる際には、当然それらを確認したまちづくりの考え方をまとめていくこともあると思います。まだその時期には至っておりませんけれども、まずは、これらのプロジェクトが地域住民や関係団体に溶け込み喜んで受け入れてもらえるように支援すること。それが市の役割ではないかと考えているところでございます。以上です。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

〔基盤整備長 森英樹 登壇〕

□基盤整備部長（森英樹）

それでは、国道360号等積雪による規制などについてお答えいたします。国道360号宮川町巣之内・打保間及び県道稻越・角川停車場線、河合町大谷地内における積雪時の通行止め等の対策につきましては、当該道路を管理する岐阜県古川土木事務所において、昨年度より管内の県管理道路において一斉に始められたものの1つです。

雪崩の危険性が高いと予想されることから、発生する雪崩による事故を未然に防止するため、雪崩対策実施基準を定め、当該区間は雪崩対策重点路線として位置付けられ、監視や交通規制が行われております。この区間は過去に雪崩や落雪が発生していることから、令和2年に有識者の意見を聞き、監視や通行規制基準を決定したと伺っております。今年度は断続的に大雪に見舞われたことから、度重なる通行止めが実施され、国道360号では6回、県道稻越・角川停車場線では5回に及び市民生活に多大な影響を受けたことは、市としても十分認識しております。

しかし、3月1日には実際に雪崩が発生し、応急対策工事を含め、20時間にわたる通行止めとなり、改めて通行車両の安全確保は最優先であり、市としても当該道路を管理する古川土木事務所のこの規制につきましては、やむを得ない措置であると考えます。

ただし、国道360号は令和4年度に巣之内・打保間のバイパスが供用開始する予定となっており、それに伴い雪崩対策による通行規制は解消される見込みです。また、県道稻越・角川停車場線、河合町大谷地内につきましては、本年度より雪崩対策事業に着手され、対策工事の完了後

は規制解除すると伺っております。市としましても、事業の早期完了に向け、引き続き要望活動を行ってまいります。

続いて、国道360号宮川町岸奥地内の幹線区間における冠水対策につきましては、本区間は一級河川宮川の水位上昇により道路の冠水が予測されることから、令和3年6月より当該道路を管理する古川土木事務所が通行の安全を確保するため、水位上昇による通行規制基準を定め、監視や通行規制を行っております。

この区間は過去に冠水による通行止めが発生した箇所であり、過去の冠水時の河川水位を参考に通行規制基準を決定したと伺っております。市としましても通行車両の安全確保は最優先であり、当該道路を管理する古川土木事務所のこの通行規制につきましては必要な措置であると考えておりますが、冠水対策につきましては、早期の実施は困難であるとのことでありますので、こちらにつきましても、早期解消に向けた要望活動をしっかりと行ってまいりたいと考えております。

〔基盤整備長 森英樹 着席〕

○2番（水上雅廣）

久しぶりに市長の考え方をしっかりと聞くことができたなと思います。何度も、何度も議会か委員会でおっしゃったことがあったかと思いますけれども、こうしてきちんと話していただいたのは本当に久しぶりというか、皆がしっかりと理解ができるように話していただけたと思います。

ただ、市長のお話の前に、今の道ですが、本当にこんなはずではないと思いながらも辛いですね。5回も6回も止められたら、そこにもみえますけど、一番分かっている人がそこに居るじゃないですか。

例えば、打保と国道360号でいったら、打保と巣之内、この区間を止められて、巣之内の人が打保へ行くのに10分でいけるのに1時間半くらいかけていく。ましてや国道41号がこの間みたいにスリップ事故とかがあったら、どこを回って行けというのか。

前にワクチンの接種があって、そのときに職員も大変な苦労している。その事を市民福祉部長はちゃんと分かっているのかなと思います。そういうこともきっちりと伝わっているのか。本当にそういうことが1つ、1つがよく分からぬ。どこまできちっと伝えられて、そういうふうに思っているのか。みんな一生懸命取り組んでくださっているのは分かります。何とかしたいという努力もしてもらっていることも分かりながらも、近況としては、それをどれだけでも何とかしたい、してもらえないかな。

だから、さっきも言ったけれども、実際に今年雪崩が起きた場所は規制の区間外です。内ではない。規制区間は踏み切りがあるでしょう。この間、雪崩が起きたのはこちら側で、線路のほうではないですか。だから、規制したからと言って、既成事実だなんて言われても、もともと規制になっているところというのは、何がどういうふうになったのか、みんな分かっていないんです。だから説明が全くできてなかつたということだと思うんです。これは県のほうがしっかりとるべきだったと思いますけれども、市のほうもそのときに、少し手を加えてもらえば、目先に見えた開通が喜びに変わって、もう少しでというような気持ちにもなつたかもしれない。そんなことを思います。そういうことを含めて、これからやっていく中で、説明というのは、どんなに小さなことでもしっかりとやって欲しいんです。

それから、今の規則の話で、こういったところは幾つもあるんでしょうけれども、度々違う質

間の中でお話をしたことがありますけれども、今の対策としてはそうでしょう。しっかりと要望もしてもらっているんだと思うんですが、国道360号というものを全体的にとらえた、県道471号からの動線とかを考えたときに、もっと違うルートを考えるとかね。これはもう長期なのか、中長期なのか分かりません。でもそういうことだって、何かメッセージとして発してもらえないかなと思うんです。先ほど市長がいろいろと私に教えてくれましたけど、空気感とかと言つたら、そんな意味も込めてお話をさせていただいたので、分かりづらいというか、市長の思いがきっちりとそういうふうに出てきたところが、この点については分からぬ。

だから、今の質問も本当はもう少し違う形だと思ったんですが、何となく最後のほうにつけ足しみたいになっていますけど、それはそういう意味でお話をさせてもらいました。

市長をはじめ、部長にも一生懸命やってもらっているのは分かる。ただ、前にも言ったけど、計画とまではいかなくても、少し大きな構想の中で、全体の動線をどうするのか。やっぱりいろいろな施策を打ってく中でも、交通インフラとかは、やっぱりこれは主たるものだと私は思つてしまふので、その辺について市長のお考えをお聞きしたいと思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

国道360号の雪崩の規制のところ、県道471号もそうなんですが、実際に本当に大変な苦情をいただいております。現実に止まる度に子供の通学や通勤のこともあるので、本当に心を痛めています。

ただ、おっしゃるように古川土木で規制するのも理解できるし、現実問題、反対する理由もないんですね。ただ、今おっしゃったように、もっと丁寧に説明するというプロセスを古川土木への働きかけをしっかりとやるべきだったなということは思います。確か、夏頃だったと思いますが、こういうふうにやりますと、私のところにもさっぱりした話としてご連絡があったというふうに記憶していますし、今の岸奥の水の規制もそうでした。岸奥のところは、やっぱり毎回雨の度に結構心配するところではあったので、これはやむを得ないと思いましたが、雪崩の規制区間については、なかなかイメージがしにくいところがありまして、特にここ近年、雪が少ない年が多かったので、やっぱり今年こうなってみて、そういった説明不足的なところがあるのかなということが、やっぱり大きな反省点としてあると思います。

これは市の事業もそうなんですが、やはり駄目、いい、悪いということよりもコミュニケーションが取れているということが、市政の信頼とか、行政の信頼とか、あるいはもっと言えば今回ご質問いただいたような地域全体に対する前向きな雰囲気づくりということになるんだと思いますので、これに限らず、そこについては大いに反省して、しっかりとコミュニケーションをとって、意思疎通が市民の皆さんとできるように、県事業であっても国の事業であってもできるようしっかり心がけて行きたいと思います。

○2番（水上雅廣）

何とか、そのあたりをお願いしたいと思います。ちょっと気になったのが、一時期、市長にお世話になっていたものだから分かる。ただ、全般的な空気感といいますか、このことを職員がどう受け取るかというのがちょっとある。市長がそうやって言われること、要は止めようがないと

か、これが現実となる。それを受けとめてそうだと思ってやっている職員が、それを切り工場にして、切り返しみたいなふうにして市民と当たるのではないかという、そんなことが、少しあつたりして気になる。今のいろいろな理想な話でもそうですが、何とかそういうことではなくて、職員の中の感覚としても、きっちとその辺は市長の思いが分かってもらって仕事をして欲しい。分かっていないわけではないと思いながらも、うまく表現ができませんが、減るんだからしょうがないとか、先ほどの「決まったんだからしようがない。」とか、「規則なんだからしようがない。」とかみたいな感じで、人口減少で市長が言われたようなことも、職員が市民に対して言うようなことではあって欲しくない。そういうところについて質問になりにくいですけど、思いがあればお伺いします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

智に働けば角が立つというようなもので、あまり論理的に説明しすぎると角が立つんですよ。実際に「なんや。」ということになりますので、なので、実は先ほどのような機会も作っているんですが、あまり頻繁にやって理屈で捨じ伏せるみたいなことになりますですから、そういうことについては注意をしているわけです。

逆に私自身のそうしたムードが職員に伝わる。それで同じようなことを同じように発言すると、市長が言うのはしようがないかと言っても、職員には反発されるということも現実にありますので、そのあたりはやっぱり物の言い方、いろいろな発言の仕方、内容、そのあたりもやっぱり気持ちで寄り添えるような形で話を聞いたりしたりできるように気をつけていきたいというふうに思いますし、私自身もどちらかというと智に働くほうなですから、十分に気をつけたいというふうに思います。

○2番（水上雅廣）

どこかで個別にお邪魔をしてお話をさせていただければいいかというふうに思います。以上です。

〔2番 水上雅廣 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で、2番、水上議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（澤史朗）

ここで暫時休憩といたします。再開を2時20分といたします。

（休憩 午後2時17分 再開 午後2時20分）

◆再開

◎議長（澤史朗）

休憩を解き、会議を再開いたします。5番、井端議員。

〔5番 井端浩二 登壇〕

○ 5番（井端浩二）

議長のお許しいただきましたので、私は大きく3つに分けて質問させていただきます。

1つ目、飛騨古川駅東開発計画について 今年の1月に飛騨古川駅東開発計画が報道で発表されました。その計画については、昨年の11月の市議会全員協議会において、私たち議員にもこの計画の説明がありました。

飛騨古川駅東開発株式会社が設立され、株式会社東洋の工場の移転によって、その跡地と若宮駐車場一帯で飛騨市の活性化や地域の未来づくりへの貢献がしたいという地域へ想いを反映した事業計画のようです。飛騨高山大学（仮称）の研究施設や学生寮、全天候型の子供の遊べる施設、野外芝生広場や商業スペースなどが計画されて、ネット等では有名な設計士による設計図やイメージ図が掲載されています。

若宮駐車場は飛騨市の土地であって約300台の駐車ができ、観光客や観光バス、市職員やハートピアの駐車場に利用されていますが、その駐車場を農免道路の北側の上気多地区の株式会社東洋所有の土地と交換するという計画と伺っております。飛騨市として今までにない大きな計画であり、市民にとっても全天候型の子供の遊べる施設や商業スペースの計画であれば、子供を持つ親にとっては喜ばれ、商業施設への買い物など多くの人出になると予想されます。

しかし、この施設ができることによって、騒音の問題やかなりの交通量の増加等、人や車の流れが大きく変わると予想され、安全対策が必要になると思います。私の地元でのプロジェクトということもあり、この計画について次の質問をさせて頂きます。

1、この開発計画は株式会社東洋の老朽化による工場移転ということから始まったと考えられますが、いつこの計画の話が市へきたのか。また、駐車場交換ということについて条件等はなかったのか市の分っている範囲で経緯の説明をお願いします。

2、市がこの開発に対して期待することなど、どのように受け止めているのか伺います。

3、駐車場交換移転によるメリット、デメリットをどう考えて判断されたのか伺います。

4、若宮駐車場は約300台の駐車ができ、観光バスやハートピアの来場者、市職員の駐車場、そして数台、月極にも利用されているようですが、交換する新しい駐車場は同じスペースを確保できるのか。また、バスや月極などにも利用できるのか伺います。

5、この施設ができることによって、人や車の流れが随分変わるものではないかと考えられます。近くに踏み切りが2つあり、一旦停止により渋滞も予想されます。市として施設ができた場合の車や人の流れをどう考えているか。また、上気多線は通学路でもあるし、農免道路側も交通量が増え、歩道の設置や道路の拡幅等も必要になる箇所も出てくるのではないかと思います。市の考えを伺います。

6、この計画の隣にはハートピアがあり高齢者や幼児、障がい者の皆さんを利用されます。また、美術館や公民館、交流センターなど市民が利用する施設がありますが、来場される人の安全対策はどう考えるか、また、安全対策について開発会社との話し合い、連携が必要に思いますか、今後どのように対応していくのか伺います。

以上6点、少し多いようですが、よろしくお願ひいたします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

飛騨古川駅東開発につきましてのお尋ねでございます。今の議会の一般質問で井端議員を合わせて6名の方々にこの計画のご質問いただいております。体系的にご質問いただいているのは、井端議員が最初ですので、詳しくお答えしたいと思います。

以降のご質問に対するお答えになってしまふところがほとんどであると思いますので、ご容赦の上、しっかりお聞きいただければありがたいと思います。

この開発計画でございますが、株式会社東洋の移転に伴う跡地と所有地、新たに購入される土地、さらに飛騨市の若宮駐車場等を交換整理した上で、全天候型の子供の遊び場、飛騨高山大学（仮称）の研究施設や学生寮、商業スペースなどを整備するというものでございます。

株式会社東洋の田端一成社長が代表となる飛騨古川駅東開発株式会社がその開発に当たることになっており、その上でまず1点目の、これまでの経緯につきましてお答えをいたします。この話の発端は、飛騨高山大学（仮称）の当初の計画にさかのぼります。飛騨高山大学設立基金が飛騨市内において大学設立を進めることを決められた時点で、本校キャンパスに加え、もう1つの柱としてサテライト拠点の設置が高山市内において計画されていた。

そして、それが今回の開発と同様の事業内容がイメージされていたということでございます。まず、ここを押さえておいていただきたい。

そうしましたところ、昨年の1月末でありますけども、飛騨高山大学設立基金の井上博也代表理事から、大学の本校の立地が飛騨市に決定したことから、高山市内で計画されていた本案件についても、飛騨市内で検討したい旨を伺いました。その候補地については、飛騨古川駅東側の株式会社東洋の社屋の老朽化による移転計画に合わせ、市道上気多・杉崎線、一般的に農免道路と言われておりますので、今日は農免道路といいますが、この農免道路を挟んで東西、つまり山側と町側ですね。農免道路を挟んで東西に跨る土地と、これに加えて周辺の土地を買収して、子供の遊び場や高齢者向け住宅、商業施設に併せて大学関連の施設を計画したいという内容でございました。

また、この開発については、東洋が新たに新会社を設立され、大学関連の施設はテナントとして利用するということでございました。その際に若宮駐車場の売買や交換などの可能性があるかというご相談をいただきました。既存地、今の当初の計画は施設が農免道路を挟んで東西に跨る格好になりますので、人が頻繁に道路を横断するということになるわけです。

それは、交通安全上の課題があるということが話を聞いてすぐに分かりましたので、交通安全の上でも、土地の一体的な利用の上でも、その駐車場の売買交換というのは検討が必要な事項だということは、そのときに直感的に思いました。

しかし、市の公有地でありますので、何らかの制約があることは明白でしたので、まず、その段階では調べてみるとお答えするにとどめたというのが1月の段階です。

それで、すぐに若宮駐車場について調べてみたら、いろいろなことが分かりました。まず、この駐車場は最初に駐車場の中央を市道が走っているんです。駐車場を走る中央の市道から線路側の部分。ここが古川町時代の平成8年3月にハートピア第2駐車場として購入されたという部分です。

それから、市道から東洋側、今は大きな広い駐車スペースですね。この部分は平成13年に株式会社古川木材市場の廃業時に、旧古川町に用地購入の打診がありまして、旧古川町が土地開発基金にて購入したものでございます。

そのあと、飛騨市になって土地開発基金で購入していますので、その後、飛騨市になった平成16年度に国のまちづくり交付金事業を活用して基金から買い戻しを行って、それで現在の状態になったというのが、今の駐車場です。

それをどう使ってきましたかということなんですが、平成14年度にNHKドラマさくらの放映があつて、観光客が激増いたしました。その際に、駐車場が足らないものですから、市役所前の駐車場、当時は役場前の駐車場ですけども、当時は西庁舎がなかったわけですが、古川町役場職員用にも使っていました現在の市役所前駐車場を観光客専用にする必要が生じた。したがつて、その代わりに旧の木材市場部分、つまり先ほどの若宮駐車場の市道より東洋側の部分を職員駐車場として使うということにこのときに変わり、それで線路側のハートピア第2駐車場という部分は、月極駐車場として貸すということになったわけです。

ということで、この歴史からお分かりのように、この駐車場は、大半は過去20年近く、実質的に市の職員駐車場として使われてきたというのが若宮駐車場です。

しかし、今申し上げましたように、平成16年度に国のまちづくり交付金を活用して買い戻しを行いましたので、駐車場以外の用途で開発を行うと、この8,000万円あまりですが、8,000万円あまりの交付金は返還しなければいけなくなるということでございます。そうしたことが判明いたしましたので、若宮駐車場の売却や交換は不可能であると判断をして、お断りをいたしました。これは断ったんです。断ったんですが、その後、昨年の5月10日ですが、東洋の田端一成社長が市長室においてになりまして、正式に開発に関する説明と要望書をちょうだいしたということです。

この段階では断っておりますので、当然、農免道路を挟んだ東西の東洋の所有地を中心にやるという計画の前提で要望に来られたわけです。一部南側の東洋の所有地も含めた計画というふうになっておりました。内容は全天候型の子供の遊び場、温浴施設などの福利厚生施設、高齢者向けのアパート、学生の寮や研究室などの大学関連施設、スーパーなど商業施設の整備などを計画するということでございまして、市への要望事項は若宮駐車場の共同利用をさせてもらえないかという点。それから、テナント区画での市の共同、許認可の取得支援、併せて事業所を移転することに関する手続き等の支援を求める。それをぜひお願ひしたいということでございました。

共同利用といいましても、当然「はいそうですか。」というわけにはいきませんし、公用の駐車場ですので、そういうわけにはいかないということですが、他の要望事項については検討を進めていくということで進んでいたわけでございます。

その時点では、特に回答はせずに承るにとどめまして、その内容について検討していたところ、6月に入りまして、事態が大きく変わりました。従前よりこの駐車場の交換に伴う補助金返還については、根拠について問い合わせをしていたわけです。これは県を通じて中部地方整備局国土交通省本省に問い合わせをしていたんですが、中部地方整備局国土交通省本省との協議の結果として県から回答がございまして、機能的価値及び財産的価値が一致、もしくはそれ以上の駐車場との交換であれば、補助金の返還は不要であるという回答が来たわけです。

つまり、台数が同じか、それと同等、または評価額が同水準の駐車場が整備されるのであれば、補助金を返還することなく、その駐車場との交換は可能であるということです。これは前提が大きく変わったことになります。

私はこの時点では、これがもし若宮駐車場付近一帯で、この駐車場が設置されるのであれば、そこと交換できるのであれば、市としてはいくつかの課題が解決できると考えました。

まず、このプロジェクトの最大の課題は、先ほども申し上げましたように農免道路を挟んで東西に開発がされることで、人が頻繁に行き来をするということです。これが一番問題です。交通事故の可能性が高まりますから。若宮駐車場を交換することによって、それを回避することができる。人が頻繁に行き来するということを回避することができる。したがって、交通安全の可能性というのが大幅に低くできるということですね。加えて若宮駐車場の安全対策はといつても、事実上は市の職員の駐車場ですから、市の職員に対して注意喚起をするということは、これは市が簡単にできるわけでありますので、自分の責任でできるわけでありますので、これは大きな問題にならないだろうと考えました。

それからもう1点大きな点がありまして、若宮駐車場に関しては、かねてから懸案になつております事項があります。舗装の補修です。議会でも実は何度か一般質問で取り上げられておりますので、ご記憶かと思いますけども、この駐車場は舗装の劣化が進んでおりまして、ひび割れとか、舗装のくぼみが水たまりになるという問題があつて、大規模修繕の必要に迫られているわけでございます。

それで、舗装修繕について概算で試算をしているんですが、費用が約6,000万円かかるということでございまして、その6,000万円の用意がなかなかできないので、今のところずっと延ばし延ばしにきているということだったんです。

もし、この交換が実現すれば、同等の機能を有する新しい駐車場が準備されてからの交換ですので、新しい駐車場ができるわけですから、必要に迫られている修繕費用6,000万円はいらないということになります。

元来、このプロジェクトの大事なところは、古川駅裏東開発というのは、市が駐車場を交換しなくとも、もともと事業は進む予定なんだということです。ここを押さえておいてもらいたい。交換をしたから成り立つのではなくて、交換をしなくてもこの事業は進むんです。我々は、そこで、もし交換をすることで、交通安全の不安が軽減される。駐車場の舗装費用も不要になる。しかも近いところで新しい駐車場ができるということであれば、市としてはメリットがある話だと考えたわけです。

そこで、こうした交換の諸条件に応じていただけるのであれば、前向きに交換を検討したいという旨を東洋、それから大学設立基金にお伝えをしたというところです。それを受けまして、若宮駐車場を含めた計画の見直しが、そこから急ピッチで行われました。

そして、農免道路の東側、山側ですね。その東洋の所有地に一部買い付けを行う民有地を加えることで、土地鑑定評価により同等の機能を有する駐車場が整備できる見込みだという旨が伝えられてまいりました。

なお、この駐車場の敷地内に消防器具庫と公衆トイレがありますけれども、これについても同じように開発者側の負担により、同等の施設を新たに建てて、整備した上での交換ということも

条件として含めて伝えられたわけでございます。こうした検討と並行いたしまして、東洋の移転候補地も決定をいたし、移転の手続きを進めている旨の報告も随時受けていたということでございます。

そして、昨年10月に学長候補である宮田裕章慶應大学教授が飛騨市においてになった際にも、宮田さんもこの古川駅裏東の地域の開発というふうに、非常に強い意欲を持っておられまして、よりよく生きる未来への希望を生み出し、教育、余暇、暮らしの観点から飛騨市の活性化未来づくりに貢献したいという非常に強い思いを宮田さんからも伺ったところでございます。

この辺りの動きが、昨年の10月から11月のことです。このように、ある程度方向性が見えてきましたので、私としてはできるだけ早く議会にお伝えする必要があるというように考えました。

なぜかと言いますと、交換のためには、地方自治法の規定によって、行政財産から普通財産にしないと交換ができないものですから、そのためには駐車場条例から若宮駐車場を削除するという条例改正案の上程が必要になるわけです。

しかし、これをすぐに上程できるかというと、少なくとも実際に駐車場が見えてこなければ、つまり機能、価値の交換を満たす保証を得られなければ、ただ削除したとことになってしまいますから、条例改正案の上程はできないというふうに私は判断しました。

一方、事前のそうした構想段階で議会にどういう形で説明ができるか。相談ができるかというと、市としての意思決定前に説明協議を行う公式な場は全員協議会しかないということで、それで11月17日の全員協議会で開発の概要、交換の条件と、市が考えるメリット、それからスケジュールなどを合わせて、事業者が代替施設を整備するなど現行機能を維持することを条件に交換に応じることとしたいという旨を資料に記載して、それを配布して皆様方にご説明をしたということはご記憶のとおりかというふうに思います。

それが、11月17日です。そして12月に入りまして、子供の遊び場検討委員会、これは市でやっていたものですが、そのメンバーに対する説明会がございました。それから、商業関係団体の代表者役員に対する説明会が2回ありました。さらに開発予定地周辺の区長に対する説明会が1回、計4回の説明会が開発事業者により開催されまして、これについては市もオブザーバーとして参加をして、どんな質疑がなされたかの確認をさせていただいたところでございます。

これらを踏まえて、今年1月20日に報道発表がなされたということです。これがここまで詳しい経緯でございます。

次に、2点目、市の受け止め方についてのお答えでございます。この開発は、市の中心地である飛騨古川駅周辺の開発となりますから、地域の活性化や関係人口の拡大などに、大きく寄与するものというふうに考えております。

まずは、学生用・教職員用の共同住宅が整備されることで、確実に市内に住んでいただけることが見込まれ、さらに高齢者向け住宅が整備されることで、定住人口の増加が期待できるということでございます。

また、3年ほど前から検討を進めておりました全天候型の子どもの遊び場が民間の力で整備されるということありますので、市による整備は不要になるということで、子育て支援の充実とともに、周辺地域からの利用者の集客の増加も見込まれる。さらに、商業施設も順次整備される

という計画ですので、地域の活性化も期待されるというふうに考えているところでございます。

また、飛騨古川の古い町並みを挟んで、世界的な建築家が手掛ける大学と駅東の2つの建築物ができるわけでありますが、関係人口を生み出す大きな力となり得るだけではなくて、飛騨市で様々な挑戦が始まる新たなチャンスになるのではないかと思っております。また、市文化交流センターや美術館など、周辺施設との連携などもでき、市民の教育、暮らし、余暇の充実につながるものと受け止めているところでございます。

いずれにいたしましても、こうした開発が民間の力によって行われるということは大変いいことだというふうに感じておりますし、駐車場の交換だけではなく、今後、開発に伴う安全対策をはじめ、市が協力できる部分については積極的に支援してまいりたいと考えているところでございます。

それから、3点目の駐車場交換によるメリット、デメリットにつきましてのお尋ねでございます。先ほど申し上げたことと一部重複をいたしますが、改めてお答えをいたします。

メリットは大きく7点あると思っております。

まず1つ目、今回の開発にあたって、懸念される事項である農免道路を施設利用者が往来するということが避けられる。これによって、歩行者横断の危険性を大きく軽減することができるというものが1点目です。

2点目、若宮駐車場を維持した場合に必要となる劣化した舗装の大規模修繕に必要な工事費約6,000万円が不要となるということです。

3点目、ハートピア利用者の利便性が向上するということです。先ほど申し上げた交換が可能であることが分かって以降、具体的な配置について調整をしておりますが、市として求めていたハートピア利用者の駐車場については、ハートピアに隣接する東洋の現工場敷地に30台以上の専用駐車場を設けるという形で調整をいたしております。これに併せて、ハートピア周辺の駐車場の再配置についても検討を進めておりまして、現在よりも近い位置に駐車場が確保できることで、利便性が向上すると考えております。

4点目、駐車場の敷地の内にある消防器具庫と公衆トイレも新しくなることです。これらも開発者側の負担で同等施設に整備されてからの交換となりますので、これらを建て直す費用というのは不要になるということです。

5点目、県道の交差点の信号機、気多若宮神社から降りてきたところと、農免道路の交差点です。実はあそこは朝の時間帯、あの信号を嫌がって若宮駐車場の内の市道を通ってハートピアに抜けていくという車が実は結構あって、危険性がずっと課題になっておりました。今度はそれが無くなりますが、その問題が解消できるということです。

6点目、この駐車場は先ほども申し上げたように実質上、市の職員駐車場ですので、最も利用が多いのは市役所、ハートピア、古川町公民館等に勤める職員ということになるんですが、これまでよりもやや距離が近くなりますので、市の職員にとっては利便性が高まる。もちろん、これらの施設を利用する市民にとっても同様のことが言えるということあります。

なお、駅の利用者や観光客が利用される場合というのも、当然想定される訳ですが、従来は踏切を渡って上のほうから回り込んでくるという動線を想定していたわけありますけども、美術館脇を通ってハートピア前を通り、それから跨線橋を渡って入ってくるという動線が分かりやす

くなっていますので、今までそこから跨線橋の間に建物が建っていますので非常に分かりにくかつたんですが、今は初めての方でもスッと分かる動線になりますから、今までよりも駅やバスロータリー、瀬戸川などの観光スポットには行きやすくなるものというふうに考えます。

それから7点目、駐車場の形状も当然、変わるもので、進入路が複数になるということになります。農免道路の東側と交換するわけですから、農免道路から何箇所かから入れるという動線が作れますので、今は踏切を渡ったところの1箇所と、農免道路からの東洋の工場の間のところの細い1箇所の2箇所しか進入路が無いんですが、複数の進入路があることによって、管理がしやすくなるというふうに思っております。

では、デメリットは何かという事です。デメリットにつきましては駐車場の交換の話があつたときに市役所内で関係部局を集めて会議をやって検討をしておりますけども、少なくとも我々が考える限り、大きなデメリットというのは考えられないというふうに思っております。

ただ、農免道路から車両の進入にあたって、歩行者の安全確保を行う。これは新規開発の部分について、歩行者の安全確保を行う必要があるので、これについては新たに取り組む必要があるという点はございます。

いずれにしても新しい駐車場の形状が決定し、設計していく中でこれについては開発者と協議しながら、いろいろな問題の解決をしていきたいと考えているところでございます。

それから、ご質問の4点目、交換する新駐車場の利用につきましてのお尋ねでございます。先ほど申し上げましたように、交付金の返還を避けるためには、「機能的価値及び財産的価値が一致、もしくはそれ以上の駐車場との交換」ということが必要となります。

そうすると、まずは台数ということになるんですね。現在の若宮駐車場は306台の区画があります。月極区画が13台、そのうち普通車は10台、大型が3台、無料区画は293台ということでございまして、この中にはバスの大型車両区画が5台、残り288台の普通車区画がございます。この無料区画のうち市職員が日常的に約200台は使っているということでございます。

月極駐車場ですが、現在、契約があるのが9台あります、普通車が8台、大型車が1台ということです。

この月極駐車場につきましては、以前から、周辺の施設のイベント開催時などに駐車台数が不足したり、無料駐車場の中に月極駐車場が混在しているという形に不公平感があるという指摘がありましたので、近年、利用も減少しておりましたので、平成30年に普通車14台分の大幅な削減を行いまして、現在の数となっているということで、元々縮小、そしていずれ廃止する考えでいたのが月極駐車場です。

それで、現契約者につきましては、周辺の民間駐車場の情報を提供するなどして了解をいただいているというのが今の状況です。

新しい駐車場ですが、価値的にも機能的にも同等なものと認める場合に交換するということで、先ほど申しました、現駐車場の駐車台数、バスなど大型区画5台を含む300台以上を新駐車場で確保するというのが条件になるというふうに考えておりまして、その旨は開発者側に伝えております。

新駐車場は、現駐車場と同等の利用を想定しております、先ほどお話ししたとおり月極区画は廃止をし、平日は市職員駐車場としての利用が大半になりますけれども、それ以外は公共無料駐

車場として周辺の施設の利用者や観光客を含めて、これまでどおりの利用をしていただきたいと考えております。

なお、長期の駐車、放置車両など迷惑行為は、これまでどおり禁止し、然るべき処置を行いたいと考えますし、今後、商業施設ができた場合に商業施設の利用者が使用されることについては、用途は問わない公共無料駐車場とはいえ、避けていただくことになります。

それから、お尋ねの5点目、6点目、人や車の流れ、そして利用者への安全対策という点でございます。まず、来訪者用の駐車場につきましては、現在、開発者において、交通量を予想し、それに見合う形での駐車場の台数を計算して、必要となる駐車場台数を敷地内に確保されるものというふうに伺っておりまして、来客用の駐車場を別に若宮駐車場を使うわけではないということです。それは別に用意されるということです。

そうなりますと、農免道路から新規開発エリアに車が入ることになる訳であります。そうするとそこに対する歩行者の対策というのは安全対策が必要になるということです。

実際に、開発エリア周辺は通学路でありますし、令和元年には自転車利用者の死亡事故が発生しているということもございますので、開発事業と歩調を合わせて農免道路沿いに歩道を整備するということを考えたい。

具体的に言いますと、県道の交わる東洋横の交差点から市道中気多線と交わる古川町公民館横の交差点までの間、東洋の角の交差点から公民館のところまでの間に、歩道を整備する必要があるというふうに考えております。また、市の新しい駐車場から市街地へ向かう歩行者に向けては、農免道路を渡る横断歩道の設置を検討する必要があると考えておりまして、なお、ここに信号機をつけるかどうかについては、今後の利用状況を見ながら県の公安委員会に要望していきたいと考えております。

それから、気多若宮神社からJRの踏切に向かって西へ向かう県道鼠餅古川線です。ここについても、歩道の整備が必要ですけども、県の事業の俎上にあがっていないということですので、今回の開発には間に合いません。したがって開発エリア内にて、開発者が歩道を確保する計画というふうに聞いております。なお、県に対しては令和4年度の飛騨市通学路安全推進会議において歩道整備の必要性を協議し、歩道整備を要望していきたいと考えております。

渋滞対策については、具体的な店舗や施設の内容、見通しを踏まえてから検討していくことになりますが、駐車場の出入口を一方通行とするなどの対策が必要になるのではないかというふうに思っておりますし、このあたりについては関係者と協議をしながら進めてまいりたいということとでございます。

なお、高齢者や幼児、障がい者等のハートピア利用者の駐車場については、先ほど申し上げましたとおり、ハートピアに隣接する株式会社東洋の現工場敷地部分に30台以上の専用区画を設けるように調整されているところでございます。

美術館、公民館、交流センターなど周辺施設については、歩道や横断歩道の設置等の検討を開発者と十分協議をしまして、連携して安全の確保をしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○5番（井端浩二）

要は消防器具庫とかトイレも新しくなるし、駐車場の修理代の6,000万円も得することに

については、いいことだと思います。今後の予定ですけど、どのような感じになっているか、分かっている範囲で教えてもらえますか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□商工観光課部長（畠上あづさ）

ただいまのご質問にお答えいたします。今後の予定といたしましては、市側のスケジュールといたしましては、市長の答弁にもありました、駐車場の交換用地がちゃんと確保できるという担保ができたところで条例改正を行い、その後、普通財産への変更を行った上で交換の手続きに入ってまいります。

古川駅東開発の全体的な完成としては2024年の3月竣工を目指して、今、設計などを進められておられると伺っております。

○5番（井端浩二）

2年後ということですね。今の新しい駐車場になるのは上気多地区なんですが、ちょっとあそこへ行ってみると、農免道路が高くて、あそこの土地はかなり低いんです。ですから農免道路と同じ高さにしていただかないと、冬場は凍って滑るのではないかと思うんですが、そういった要望というのは言えるんですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

そのあたりも、協議の中でお伝えをしていきたいと思いますし、機能的にも同等で、不利益がないものを準備していただくということになりますので、しっかりと我々の条件を伝えていきたいと思います。

○5番（井端浩二）

これからまたいろいろ決まっていくこともあると思いますし、私たちも、またそういった件についてのご説明を今後ともしていただきたいと思います。私も大変近くですので、見に行ったりして大変期待をしておりますので、よろしくお願ひいたします。

では、次の質問をさせていただきます。2番目、アフターコロナ後の経済対策について。現在、岐阜県では3月6日まで第9弾新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、飲食業は酒の取り扱いができず、一部営業している店もありますが、ほとんどの居酒屋などの飲食業は休業していました。

その対策も3月21日まで延長になり、酒の取り扱いは午後8時まで取り扱いができ、午後9時まで営業できるようになりましたが、今後、深刻になる業種や店が出てくるかもしれません。休業している飲食業者については県より協力金の補助がありますが、飲食業に関する業者、酒店やタクシー業者等には補助がありません。また、G o T o トラベルも一時停止中で、再開がいつになか分からない状態です。観光客の激減により宿泊業や土産販売店や小売業なども厳しい状況にあると聞いています。飛騨市でのこれまでいくつかのプレミアム商品券、食事券やプレミアムおしゃれ券、また、がんばれプレミアム電子地域通貨発行事業などを企画・実施してきました。それなりの成果があったのではないかと思いますが、今まで実施してきた事業の中でどの事業が

成果あったのか。また、問題点等はなかったのか。そして、その結果を踏まえて今後の市ができる経済対策は何かないか市の考えを伺います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

それでは、コロナ後の経済対策につきまして、市としてどういう考え方でやってきたのかということを、まず私からお答えをし、個別の成果については部長のほうから答弁させていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症に対する経済対策、関連する一連の事業に共通するのは危機管理だということです。したがって、市内の経済の状況を見ながら、問題が起こっている業種やその広がりを特定して、そこに適切と思われる施策を迅速に打っていくという考え方で取り組んでまいりました。

当初の段階では、資金繰りの支援、雇用の維持という、いわば基本のところから入っていったということでございます。これらにつきましては、幸い、国や県の手厚い支援策がすぐに講じられるようになりましたので、市の対策はその足らざるところを補うという形になっていったということです。

特に融資の対策は早くから着手したのですが、その後、岐阜県のコロナ対策融資が設けられて、これが実は大変好評でございまして、これによる借り換えの需要が非常に多かった。これによって今でも一息ついている企業が多いということで、これは大変よかったですというふうに感じております。

逆に、並行して重要になってまいりましたのが、消費とか観光需要などの落ち込みに伴う売り上げ減少に対応した需要の喚起策です。

給付については県も行えますが、こうした消費とか観光需要というのは地域によって違いますので、ここは市町村の出番であるというふうに考えられました。ここで市がとった方針の1つの考え方は、一律現金給付は行わないと、これは何度も申し上げてきましたけども、こういう考え方をとりました。

経済は、おおよそ商品やサービスが消費されてお金が循環することで成り立っているというのが私の考え方でございまして、現金給付は一見思い切った施策に見えますけども、需要を生み出す、循環を生み出すということがございません。

したがって波及効果がないということになりますので、同じお金をかけても乗数効果が得られにくいということになります。また、何より事業をされている方々というのは仕事をして、お客様に喜んでいただくことが生きがいになる訳でありますので、ですから需要を喚起することにこだわった訳です。

もう1点の理由は、飛騨市の産業構造が機械金属とかの製造業、医療福祉、公務サービスとか、コロナ禍の影響を受けにくい業種のウエイトが高いという産業構造がございまして、高山市とか下呂市のように観光関連事業者の割合が大きくなないので、地域内の消費余力はあるというふうに判断をいたしました。

したがって、需要喚起策を取れば、市内でお金は動くだろうという見込があつたということで

す。需要喚起策ですが、大きく飲食支援とそれ以外の支援に分けて実施をいたしましたけども、コロナの影響下でお客さんが戻りにくい状況の中で、その都度課題がありました。

まず、最初のプレミアム商品券をやったときの課題は、まだその頃は、市内は深刻な打撃を受けておりませんでしたので、国からくる特別定額給付金の12億円というお金をどれだけでも地域に流したいという思いで実施したということでした。

ただ、これは使える期間を長く設定しましたので、どうしても利用が日用品に偏ってしまうという課題がありましたし、実際にそういう結果になりました。

したがって、次のプレミアム食事券については、こうした反省もいかさないといけなかった訳ですが、これはプレミアム食事券ですので、もともと対象が絞られています。

ですけれども、ここではまた新たな課題が出てまいりまして、金融機関の事情で頻繁な換金というものが敬遠されると。ですが、飲食店は日々の収入が欲しいので、毎日換金したいという飲食店と月に一遍くらいにしてほしいという金融機関のミスマッチがあったという問題に直面をいたしました。また、プレミアム商品券も食事券もそうなんですが、発行にとにかく時間と費用がかかるという大きな課題もありました。

そこで、その課題を解決するために今度は電子地域通貨さるぽぽコインを活用して印刷コストの抑制を図りながら、迅速かつ適切な時期に素早く手を打つことができるということを重視した取り組みに切り替えてきた訳であります。

さるぽぽコインユーザーではない方々からご不満の声もあった訳ですが、これはお店の支援ですので、消費者の支援ではなくて、お店の支援ですので、高山市民も含めて使える人に使ってもらうということを重視した訳です。実際に大売り出しの第3弾では高山市民が27%、食べ歩きでは15%という結果でしたので、それだけ高山市から飛騨市内に消費を呼び込んだということになります。

一方で、さるぽぽコインの利用店舗以外に支援が満遍なく行き渡るということも考えなくてはいけないということでしたから、ここについて商工団体からの提案で、紙の商品券を使用した提案型の経済対策というのを行っていただいたということであります。

これを通じて1つ分かったこととして、こうした施策のサポート的な事業として、広告、チラシの折り込みとか、広告の支援をする販売促進事業というものを設けたのですが、これが大変喜ばれまして、ほかにない支援だと、ありがたかったという声がいまだに聞かれております。

その上で、次の施策を打つタイミングということになるんですが、これまでの経験を踏まえますと、感染が落ち着かないうちに施策を打ちますと、施策の効果が半減してしまうという経験を今までに何回かしています。そこでやはり、現在のまん延防止等重点措置と第6波がひと段落するというところを見計らう必要がある。概ね連休明けというのが1つの目処ではないかと思っておりまして、3月から4月の状況を見て、必要とされる状況をこの時期に打つかどうかということについて検討していきたいと思っております。

それから観光宿泊の需要喚起策ですが、国や県のキャンペーンに左右されるところが非常に大きくて、国県のキャンペーンが行なわれると、そっちの方にザーッと流れてしまうという傾向があります。こうしたことを踏まえますと、飛騨市としては検査体制を軸にして安心の旅を推奨するという手法が最も適しているのではないかというように思っておりまして、飲食店、小売の消

費喚起策というのは、大売り出しのような形になると思いますけども、観光についてはそうしたキャンペーンの仕方をよく考えていきたいと思っております。

時期についてもそうしたことを見定めた上で、財源につきましては、新型コロナウイルス感染症対策のための地方創生臨時交付金がまだございますので、これを有効に活用していきたいと考えているところでございます。以上です。

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

□商工観光課部長（畠上あづさ）

私からは経済対策の個別の事業内容や成果についてお答えいたします。市では、これまでに商品券関連で3つ、電子通貨関連の施策として4つの事業を実施してきました。

まず、最初に実施しました飛騨市プレミアム商品券事業ですが、国の特別定額給付金をどれだけでも市内に還元したいと考えて実施したもので、プレミアム20%、子育て世帯はプレミアムアップなどを盛り込んだ、総額約12億円の経済効果を見込む商品券を発行しました。

実施期間は令和2年6月1日から11月30日までの半年間です。

販売実績は約68%、総額8億1,400万円、プレミアム分1億5,000万円の経済効果がありました。

課題としては、幅広い業種での利用にはならず、食品や生活用品の購入で大手スーパー、ドラッグストア、ホームセンターの利用が圧倒的に多くなったことが挙げられます。

次に実施をいたしましたのはプレミアム食事券及びプレミアム食事＆タクシー券です。

これらは飲食の自粛要請で苦境に陥った飲食店や関連業種である酒小売、タクシー等を支援する目的で実施したものです。

プレミアム食事券は、プレミアム20%、実施期間は令和2年4月10日から6月30日の約3ヵ月間。販売実績は28%、総額3,400万円、プレミアム分560万円の経済効果がありました。実施直後に緊急事態宣言が発令されたことを受け、テイクアウト等の利用促進も加えましたが、低调にとどまりました。

プレミアム食事＆タクシー券は、プレミアム40%、実施期間は令和2年12月1日から5月31日の6ヵ月間、発行したものは全て完売、総額1億7,500万円、プレミアム分で5,000万円の経済効果がありました。

課題としては飲食、タクシー、酒小売等の事業者が最低限の売上を確保できたなど、効果は十分だった一方、40%と高額なプレミアムにそれ以降、消費者が慣れてしまった感もありました。

これら商品券事業全体の課題は、券の印刷や加盟店募集と販売、使用済商品券の換金体制を作ることなどにコストと時間がかかり、一定の成果を得るために実施期間も長期にする必要がある一方、途中で緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が出た場合などには影響をまともに受けてしまうなど、最適なタイミングで、短期間で迅速に実施することが難しいというございました。

こうした課題を踏まえ、地域電子通貨さるばぽコインを活用した経済対策として、プレミアム率20%で小売業が対象の「飛騨市まるごと大売り出し」を3回実施いたしました。第1弾は令和3年5月28日から3日間、第2弾は6月25日から3日間、第3弾は12月15日から5日間の合計11日間実施をいたしました。

期間中の決済金額は第1弾が2,400万円、第2弾が6,100万円、第3弾が9,400万円、合計1億8,000万円の経済効果となりました。さるばほコイン使用店舗限定ということで、加盟店数が心配でしたが、第1弾では111店舗、第2弾では142店舗、第3弾では146店舗と順調に増加をいたしました。

一方、飲食店向けにも地域電子通貨を活用し、プレミアム率20%で飲食店とタクシーを対象とした「飛騨市まるごと食べ歩き」を12月1日から翌1月31日までの予定で開始しましたが、岐阜県のまん延防止指定により、1月20日で中止をしております。

大売り出しでは小売での実績を積み、電子通貨対応店舗も順調に増えましたが、飲食店では初めての開催でありましたので、こちらも加盟店数を心配いたしました。ですので、決済手数料の全額支援を行いまして、76店舗の参加となっております。

結果といたしまして、決済金額は2,100万円となり、事業者からは売上の確保、新規顧客の獲得ができたと好評を得ました。

また、12月には大売り出しと、食べ歩きを同時開催といたしまして、買いまわり、食べまわりの波及効果をねらい、対象期間中の利用店舗数に応じてボーナスポイントが付与される仕組みを導入しまして、利用店舗の拡大を図りました。

こうした地域電子通貨での取り組みを行う一方で、紙の商品券による経済施策を望む声も一定あることから商工団体対象の提案型経済対策事業を募集し、3団体からの提案を支援いたしました。

神岡商工会議所は既存の商品券を利用して30%のプレミアムを付与した「笑顔・元気プレミアム付き商品券」を実施したところ、2日で完売となりました。

古川町商工会は「古川おしゃれ券」を発行、30%のプレミアムを付与し、衣料品や理美容など、おしゃれに特化したユニークな視点により、これも完売となりました。

古川ポイントカード会では会員店舗を対象とする30%のプレミアムを付与する商品券を作成され、これも2時間で完売となるなど、大変好評となったところです。

こうした結果を踏まえ、今後の対策をよく検討して進めていきたいと考えております。

○5番（井端浩二）

今のいろいろな対策が好評やったことは、大変よかったです。今後の結果を踏まえて、今後、電子通貨、あるいはプレミアムの商品券の発行というのは全く考えていないんですか。それについてお訪ねいたします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

先ほどちょっと申し上げたんですが、連休明けくらいの状況を見据えながら、必要に応じて、またやりたいと、考えたいと思っております。

ただ、どういうやり方にするかについて、ちょっと今いろいろまた検討もしております。商品券はすごく時間がかかる。換金手数料がかかる。また換金の手間を商工会、商工会議所に頼むことで、非常に事務の煩雑さというものに対して難しさの声もあるので、それを何か解消する方法がないかということを今検討しております。もっと市が主導するような形で何かできるので

あれば、もっと迅速に紙の商品券でもできるのではないかというようなことも含めて、さるばばコインの活用ということはもちろんなんですが、いろいろなことを今考えていきたいということでございます。

○5番（井端浩二）

電子通貨はご年配の方が使いにくいのではないかと思いますし、やっぱり紙のプレミアム商品券などが簡単にできるのであれば、ぜひやっていただきて、活性化に繋げていただきたいと思います。

最後になりますが、3点目のご質問をさせていただきます。自治体アプリについて。私は、令和2年9月の一般質問で自治体アプリの導入についての質問をさせて頂きました。答弁は同報無線と並ぶ情報発信のための有効な手段として注目しており、情報取集を行い導入の検討をしたいということでした。その後、どうなったのか。

というのは先日の全員協議会の中で、ごみ出し支援アプリの導入の説明がありました。ごみ分別やカレンダー機能を搭載し、地区に対応したごみ出し日の通知などが行えるスマートフォンアプリのようです。ごみ出しアプリを導入するのであれば、自治体アプリを導入して、その中の生活情報として考えたらどうか。

また、おくやみや通行止めなどの交通情報など、市からのお知らせなどいろいろな情報がその中に入れることができます。再度、自治体アプリを導入して考えられないか市の考えをお伺いさせていただきます。

○議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔企画部長 谷尻孝之 登壇〕

□企画部長（谷尻孝之）

それでは、自治体アプリにつきましてお答えいたします。アプリの導入につきましては、議員よりかねてからご提案をいただいてきたところであり、今年度、全国14自治体の先進アプリを調査したところです。

その結果、アプリは利用者が使いやすい表示や通知の設定ができるなどのメリットがある一方、利用者自らがアプリをインストールしたり、システムを頻繁に更新するといった作業が必要となり、さらに、導入費は安価なところでも600万円、維持管理費も年間150万円と高額といったデメリットが判明したところでございます。

一方、こうしたアプリの多くの機能は、アプリを導入しなくても、スマートフォン用に最適化されたウェブページを作り、そのページが開けるショートカットをアプリふうにアイコン化することにより、ほぼ遜色ない使い勝手が実現できることも分かりました。

例えば、防災ページのショートカットを利用者のスマートフォンのホーム画面に置くことで、防災アプリのように、すぐにそのページを見に行くことも可能となります。さらに、その先のページにおいても、メニューにある災害への備え、道路・河川情報、避難所情報、ハザードマップ等をアイコン化し、道路・河川情報のページにライブカメラの映像を埋め込むことで、アプリと同様に使えることになります。

そこで、来年度において、こうした形でウェブページの改修を行い、それが終わり次第、具体

的な設定手順を市民の皆様に周知したいと考えているところでございます。

他方、来年度予算で計上しております「ごみアプリ」は、汎用アプリを使うもので、安価に導入することが可能であったことから、別途に導入する方針といたしました。細かい地区別のゴミ出し日の通知やカレンダーの表示、ごみ分別方法の検索も簡単にできるほか、アプリと同じ画面をインターネット上で表示できるウェブ版もあり、アプリを使わない方も利用できるものとなります。

なお、お知らせや緊急情報の発信については、既に6,000人以上の方が登録している「飛騨市公式LINE」や「ほっと知るメールひだ」を併用して利用することが、効果が高いと考えており、今後も登録者数の確保を推進してまいります。

さらに新年度では、ホームページへの読み上げ機能の追加や、民間のウェブサイトと連携したおくやみ情報の提供など、新たなサービスも予定しているところです。

〔企画部長 谷尻孝之 着席〕

○5番（井端浩二）

自治体アプリについて一応確認ですが、自治体アプリを導入するのに、600万円ぐらいかかる。維持管理でも150万円くらいかかるという話でした。僕もそれだけかかるとは分からなかったんですが、自治体アプリを使用せずに、今のごみアプリとか、あるいは今の危機管理の違うもののアプリを利用するということでよろしいでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□企画部長（谷尻孝之）

ごみアプリにつきましては、本当のアプリを入れるわけですけども、そのほかにつきましては、皆さん方の一般論としてなんですけども、携帯、特にスマートフォン。そちらにウェブページのいわゆるショートカットを作る形になります。

通常ですと、皆様方にWEBのボタン押して、その中に登録してあるお気に入りのところ、例えば飛騨市であるとかというところをクリックして、飛騨市のほうを見るんですけども、最初からいわゆるショートカットを作りますので、その画面上に飛騨市というアイコンが出ますので、そこをクリックしていただけすると、そちらの画面のほうに飛んでいくということです。

いろいろな機能、これはiPhoneやAndroidにもありますので、そういった形を利⽤していきたいと考えております。

○5番（井端浩二）

何であれ一番市民に分かりやすい情報をやってもらえたらしいと思います。

そのようにご説明してもらって、分かりやすい、使いやすいものにしていただきたいと思います。では、これで質問を終わらせていただきます。

〔5番 井端浩二 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で5番、井端議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（澤史朗）

ここで暫時休憩といたします。再開を午後3時30分といたします。

（休憩 午後3時20分 再開 午後3時30分）

◆再開

◎議長（澤史朗）

休憩を解き、会議を再開いたします。1番、小笠原議員。

〔1番 小笠原美保子 登壇〕

○1番（小笠原美保子）

議長のお許しを得ましたので、質問させていただきます。早速ですが1つ目の質問です。ストレス社会と言われる現代において、パワーハラスメント、虐待、DV、いじめ、あおり運転など老若男女を問わず、かっとしやすい人が増加していると言われております。特に長引くコロナ禍により、学校や職場、家庭など様々な場所でこれまで以上にストレスを抱える方も増えているようです。

人は自分の思い通りにならない事が重なると、不安や不満がたまり、感情をコントロールできなくて物事を客観的に見ることができず、周りの人や環境のせいにして八つ当たりをし、相手を傷つけ、場合によっては大きな問題に発展することさえあります。アンガーマネジメントは、このような怒りの感情と上手に付き合うための方法として1970年代にアメリカで始まりました。

これは、イライラしたり、かっとなったりして出る衝動的な言動や行動を抑制して、適切なコミュニケーションを取るための手法であり、メンタルトレーニングとして体系化されているため、誰でも気軽に取り組む事ができます。怒りは、自分の願望や欲望がかなわないときに起きると言われています。人に対してどこかで自分の思い通りになって欲しいという気持ちがあり、こうであるべき、こうすべきと相手に対して求め、それがかなわないときに起こるものであると言えます。

また、怒りは二次感情であり、その前に何らかの一時感情があつて引き起こされるものだと言います。例えば、不安や寂しい、つらい、悲しいといったマイナス感情があるところへ、何らかの引き金があつて、第二次感情としての怒りが現れるそうです。アンガーマネジメントは自分の心に、あるいは相手の心に、どんな一時感情があり、何が引き金なのかを見つける作業でもあります。

そして、相手の心は変えられないが、自分の心は変えられると考え方を切り替える事、あるいは相手に自分の価値観を押し付けるのではなく、自分が相手を理解できるよう努力する事で、怒りをコントロールできるようになると言われています。

アンガーマネジメントはトレーニングであり、ある程度継ければ誰にでもできるようになる方法で、スポーツと同じように子どもの頃から早く始めるほどうまくなると言われております。

福祉分野のカウセリングや、パワーハラスメントの予防などに広く用いられており、教育現場

においてもいじめの防止などに期待されているようです。

アンガーマネジメントを取り入れた中学校の道徳の教科書もあり、教職員の研修や企業の研修にも取り入れているところもあるようです。そこで飛騨市としてのお考えをお伺いいたします。

1つ目ですが、小中学校の教育活動に取り入れてみてはいかがでしょうか。令和3年12月4日に飛騨市人権講演会が行われ、メディア学者の渡辺真由子氏による「深刻化するネットいじめ」の現状と大人の役割について学ばせていただきました。

子供を取り巻く環境が昔とは大きく違うため大人の意識改革がとても大切で、いじめる側のためのアンガーマネジメント教育の必要性も語っておられました。

子供たちが1人残らず「生まれてきて良かった」と思える社会を作る責任が私達、大人にあります。子供たちがより良い学校生活を送るように、教育活動にアンガーマネジメントプログラムを取り入れてはいかがでしょうか。

2点目は、職員研修や市民への活用のお考えをお訪ねいたします。子供だけでなく大人達にとっても家族間のコミュニケーション、子育てにおいて感情的にならない叱り方やストレスとの付き合い方、職場の人間関係など感情のコントロールを学ぶ事は非常に重要なと思います。

イライラしている方の側にいると周りに伝わり影響しますし、怒りの感情が職場の人間関係や雰囲気を悪化させ、仕事にもマイナスの影響を与えることとなります。働きやすい環境で生産性を上げるために、職員研修や市民への講座など導入してはいかがでしょうか。2点お尋ねいたします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔教育長 沖畠康子 登壇〕

□教育長（沖畠康子）

私からは1の1、アンガーマネジメントの導入についてお答えをいたします。小中学校の教育活動への取り入れについてのお尋ねでございました。

学校では、社会の中で暮らしていくためのスキルを学ぶソーシャルスキルトレーニングを実践しております。アンガーマネジメント学習もその1つとして、自分自身を知り、受け入れることや、感情をコントロールすることなどを必要に応じて学んでおります。例えば、個別の指導を行う通級指導教室では、毎時間、気持ちの温度計を使って自分の感情の状態を捉え、教師に伝えます。

怒りの気持ちについて、教師は6秒を数える、深呼吸をするなどこれまで指導してきた行動をできるように心が落ち着く魔法の呪文の合言葉を伝え、コントロールの仕方をアドバイスしております。

学級全員に向けては、スクールカウンセラーの指導も受けながら、朝夕の短学活の時間に取り入れたり、学級指導や道徳の時間で扱ったりしています。

例えば、嫌な気分になったときの対処方法の授業では、その授業を終えた後、82%の生徒が役に立ちそうと答えていたそうでございます。また、人間関係の悩みを改善する「行動する道徳」のテーマで、「地域連携支援コーディネーターふらっと」の作業療法士、山口講師を招いて自分のトリセツを作り、仲間と交流することで、感じ方の個性について学ぶ授業を中学校でやったと

ころがございます。

先だって、同様の研修が市の職員を対象に開催されまして、私も参加しましたが、こうしたことが多様な他者を尊重する行動につながり、自分自身も負の感情を減らすことができるということが、ストンと心に落ちました。今後、こうした学びも他の学校へも広げていきたいと考えております。なお、教職員につきましては、アンガーマネジメント研修は、県教育委員会から資料をいただき、今年度、全学校で実施しております。

〔教育長 沖畠康子 着席〕

○議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

〔総務部長 泉原利匡 登壇〕

□総務部長（泉原利匡）

2点目のご質問、職員研修や市民講座等への活用についてお答えいたします。

飛騨市では、従来、市民を対象とした子育てと仕事の両立、女性リーダーの育成などをテーマとする講演会や意見交換などを行っており、その中で、平成30年3月には、岐阜市出身の「NPO法人あゆみだした女性と子どもの会」理事長である広瀬直美氏を講師にお招きし、「イライラ・怒りをポジティブに～家族のアンガーマネジメント～」と題して、アンガ（イライラ、怒りの感情）をマネジメント（上手に付き合う）ための心理教育や、そのトレーニング方法である6秒ルールを学ぶ研修会を実施しました。

研修会には、子育て中の女性13名が参加され、研修後のアンケートでは、85%の方から満足・大満足と大変好評であり、男性にもぜひ学んで欲しい内容であるとの意見をいただきました。

その後、アンガーマネジメントについては、研修会等を開催しておりませんでしたが、議員ご指摘のとおり、家族間のコミュニケーションや子育てにおけるストレスの付き合い方が大切だと思いますので、改めて職員研修や市民を対象とした研修会の開催を検討してまいりたいと考えております。

〔総務部長 泉原利匡 着席〕

○1番（小笠原美保子）

ありがとうございます。もう取り組みもされていて、本当に皆様の満足度が高いというのが分かって、私すごく今嬉しいんですよ。なぜかというと、とても大事なところだと思いますし、今の市民の子育て中のお母様たちも、85%が満足していらっしゃったというのは、おうちに帰つてからもお子さんたちに対する態度とか、旦那さんに対する態度とかに表れると思います。よい家庭がつくれるというのは、そこから始まると思いますし、ぜひとも継続して続けていただけると、みんなが幸せになれるので、いいかと思います。

ちょっとと思ったんですけど、学校で取り組まれていて、82%の子供たちが役に立つと思うと答えていらっしゃると言うんですけども、長続きするのは難しいかもしれません、直後はクラスの雰囲気が良くなっているとか、何か目に見えたものはあるのか教えてください。

○議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育長（沖畠康子）

本当に先日といいますか、毎月、いじめ等の報告を上げてもらっているのですが、それは本当にケンカのようなものから全部上がってくるんですが、その中に遊びの中で自分の思うように相手が動いてくれなくて、イライラして、つい手や口が出てしまったという子が居たんですけども、指導の中で、「そういうときはどうしたらいいんだろうね。」という先生の問いかかけにその子が考えて、先生に話したり、1人で離れるとかと言っていたそうですけれども、その後、様子を見ていると、やっぱりイライラしているなという場面に出会うんだけれども、そのときは、紙に一生懸命書いて心を落ち着けている様子であったり、それから本当に1人で離れて静かにクールダウンをしているような様子が見られているということで、担任も大変喜んでおりました。日常的にそうしたことが子供たちに指導されているので、子供の中で対処方法の理解ができるということではないかと思っています。

中学では、さらにその後、それでもイライラが収まらないときはどうしたらいいんだろうというようなことも考えたりも行っております。

学校の中では、大変有効であるということを感じておりますので、先ほど事例としてお話しした中学校では、来年度は月1回くらいで、できないかなということも言っているそうです。

ただ、ほかの教科の時間数との兼ね合いがありますので、これから検討されると思いますが、そういうふうにその効果を実感しているところがございます。私どもも本当に広めていきたいなというふうに思っております。

○1番（小笠原美保子）

学生さんとかお子さんとかというと、やっぱりメンタルなところがまだ今から育つところですし、感受性豊かな子たちも今、増えていますし、この間、ちょっと学校の現状が変わったときに精神的に、新型コロナウイルス感染症の影響かもしれないんですけども、敏感な子が増えているというのを伺ったんですよ。

結局、今までには、何かイベントがあったときに、お互いに攻め合ったりすることがあったりするので、いじめのもとになっていたり、不登校の原因であったりすることもあったというのを伺いました。

ただ、今、イベントが減っているので、そういった事例も減っているというのも伺いました。チャンスとして、今は新型コロナウイルス感染症でイベントが減っているときだからこそ、そういったことに特化して取り組んでいただければ、学校生活もスムーズにいったりとか、大人になって苦労しなかったりするのかなというのを感じるので、是非ともよろしくお願ひいたします。

あと、市の職員さんに対してどうかなというのを2点目でお伺いしたんですけども、私は職員さんもすごく必要だなというのを正直思っています。ここで言つていいのか、申し訳ないんですけども、結構市民の方から感情的になる職員さんがいらっしゃるというのを、私、名指しで何度も伺っているんですよ。人間ですので、忙しかったらイライラすることもありますし、バタバタもするとは思いますけども、伺っている市民の方がピクピクして遠慮をするようなことがあってはならないというのだけ、私は思うので、是非ともそこら辺に対しても取り組んでいただきたいと思うんですけども、いかがですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

議員もおっしゃいましたけども、このアンガーマネジメントというのは、やっぱりトレーニングで身につけられるということでございますので、やはりイライラするということを抑えるようなトレーニングをするということは大切だと思いますので、研修計画の中に含めていきたいと思います。

○1番（小笠原美保子）

是非ともよろしくお願ひします。割と頻度高く、そういったお話は聞くので、市民のためにもお願ひします。やっぱり子供たちだけではなくて、大人も必要だなというふうに、私も含めていつも思っています。

でも、怒るということが駄目なことではなくて、やはりその先生が生徒さんにいい子になって欲しくて怒る、叱るという場合も必要ですし、上の方が下の方を成長していただくように叱るという場面も必要だと思います。優しいばかりがいいのではないというのは分かっておりますので、是非ともそういった場合は、怒られた方も心に届くというか、身にしみて分かると思いますし、是非とも自分の感情の爆発と、本当に相手を思ってのことという違いがあるというのは、小さいうちからトレーニングしていただくといいかなと思いますので、是非ともよろしくお願ひいたします。

それでは、2点目の質問に移らせていただきます。先ほどの井端議員の質問とほとんど重複するんですけども、市民の皆様の大きな関心事でもありますし、またちょっと違った角度というのも必要かなと思いますので、通告どおり質問いたします。

飛騨古川駅東開発についてお尋ねいたします。飛騨高山大学の設立を起点とし、飛騨古川駅東エリアにおいて地域とつながる共創拠点の整備が開始されると、2022年1月20日にプレスリリースされました。飛騨市の活性化や地域の未来づくりへ貢献したいという、地域への強い想いを反映した事業だと整備開始のお知らせにはあります。

共創拠点の整備予定地と、発表された図面には、現在、市で管理している駅裏駐車場もあることから3点お尋ねいたします。

1つ目は、今後の予定についてお尋ねいたします。プレスリリースされた資料の整備予定地にもある、駅裏駐車場について本計画のスケジュールには、令和4年度春以降に駐車場関係の移転整備と明記されております。間もなく移転整備されてしまうようですが、今後の予定はどのようにになっているのでしょうか。また、市の今後の発展を見据え、市として関わり方について、お考えを聞かせてください。

2つ目は、月極駐車場として利用している方への対応についてです。現在、月極で駅裏駐車場を利用されている方が3月中に移動しなければならず、お困りだとの声を聞きました。車種や生活の環境、また利用時間など各家庭でそれぞれ違います。代替場所をご提案されているようですが、おひとり、おひとりの状況に合わせ、じっくりと寄り添ってご要望やご意見をお聞きしていきましょうか。

3つ目は、地域のための役割をお尋ねいたします。それなりに大きな商業施設ができることで

車の出入りが多くなり、事故の危険性が増えることが考えられます。隣接する地域の方から子供の登下校時の交通事故、また、騒音等で困るのではないかとの意見も多々あります。また、混雑時の渋滞等、周辺の住民への影響もあります。「どんなものがいつできるのかよく分からない。」とのお声もありました。どこへ聞けばよいのか分からず心配される方、住民の安心のためにも、行政として窓口となりパイプ役になっていただきたいと思いますが、どのようにお考えでしょうか。以上お尋ねいたします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔商工観光部長 畠上あづさ 登壇〕

□商工観光課部長（畠上あづさ）

それでは、まず1点目の今後の予定についてお答え申し上げます。

開発者からの計画では、今年の秋頃には代替えの駐車場を完成したいと聞いております。そこで井端議員のご質問に市長からお答えしたとおり交換の手続きが必要となります。

現在の若宮駐車場は、公の施設として駐車場条例に規定している駐車場ですが、これを交換するためには、地方自治法の規定により、まず公の施設から外すために駐車場条例から削除を行い、続いて、市において行政財産から普通財産への移し替えを行った上で交換を行います。その後、新しい駐車場を行政財産に登録するという手順になります。

このうち、駐車場条例から現在の若宮駐車場を削除する段階で、条例改正案を議会に上程することとなります。市としては具体的な計画がまとまり、工事に着手されるか、着手が確実になったのを見極めて条例改正案を上程し、議会のご判断を仰ぎたいと考えております。

現時点では、早ければ6月議会、遅い場合は9月議会での提案を見込んでおります。その後は2024年3月竣工を目指すということで、開発者側で設計等を進めていると伺っております。

市としての関わり方については、井端議員の質問に市長がお答えしたとおり、市が協力できることについて、積極的に支援してまいりたいと考えております。

続きまして2点目の月極駐車場として利用している方への対応についてお答えをいたします。若宮駐車場の月極駐車場部分の現状といたしましては5名の方に9台分の使用をいただいております。利用状況といたしましては、業務用の車両または、複数車両の長期保管場所として使用されているのが実態です。

今回の月極駐車場部分の終了に伴い、利用者にご案内してから契約終了するまでの猶予期間については顧問弁護士とも相談し、3ヶ月の猶予期間でよいという回答を得た上で、3月31日をもって月極契約を終了する旨を、12月16日付の文書で使用者にご案内しております。また、この文書の中では、次の駐車場が見つからず、お困りの場合は商工課へ相談していただくよう記載をさせていただきました。

このご案内に対し、使用者からの相談は1件のみで、その方に対しては、事前に調査把握しておりました、代替え候補地としての近隣の民間駐車場の中から適切と思われる場所をご紹介しております。

次に3点目の行政の役割についてお答えいたします。今回の飛騨古川駅東開発に限らず、新しい商業施設等が立地する場合は、特にご近隣の方々からは、様々なご意見が出るもので、最近、

古川町内で建設工事が始まっている商業施設でも同様の声を伺つたこともありました。

大きな規模の店舗については、大規模小売店舗立地法による届出等もありますが、県への届出のみであり、地域に影響がある場合においては、事業者において説明会等を実施してもらうように働きかける必要があります。

今回の事業に際しましては、井端議員のご質問に市長が答弁したとおり昨年12月に子供の遊び場検討委員会に対する説明会、商業関係団体の代表者や役員に対する説明会、開発予定周辺地域の区長さんに対する説明会が行われております、開発者においても、随時地元向けの説明が行われると承知しておりますが、市としても市民の様々なご意見を開発者にお伝えし、不安解消に努めていただくようお願いしてまいります。

〔商工観光部長 畠上あづさ 登壇〕

○1番（小笠原美保子）

市民のパイプ役になっていただきたいと私が言ったのは、通告には不満とか不安というものしか書いていなかったので、そちらのお声が大きいと思われたと思うんですけども、実際のところは前向きなお話も、あるにはあるんです。

例えば、私が伺っているのは、映画館とか娯楽施設が欲しいとか、そういったご要望、あと、これは前から聞いているんですけども、古川の町をお散歩したりとか、お祭りやイベントであったりとか、お子さん連れの方たちがお散歩するのにはすごくいい場所なんんですけども、授乳する場所がないというのは伺っています。

おむつを替えたりするベッドは公衆トイレにはあるんですけど、本当に寝たきりの赤ちゃんなら黙って替えるかもしれませんけど、ある程度、知恵がついて大きくなったお子さんのおむつを替えようと思うと、ちょっと普通の公衆トイレで変えようと思うと嫌がるんですよ。何か薄暗いし、正直、綺麗でもないので、だから赤ちゃん連れたお母さんたちが、ちょっと休んだりとか、何か食べさせてあげたりとか、授乳できる場所があるといいなというのは前から伺っています。

今回もそんなようなことをちらっと耳にしましたので、不安や不満はもちろん大きいと思いますけども、こういったお声とかもできれば、どこへ言えばいいのか分からぬ方ばかりなので、だからパイプ役というお話をさせていただいたんですけど、どう思われますか。

○議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畠上あづさ）

ただいま、小笠原議員から承りました前向きいろいろなご提案とか、ご希望などにつきましても、市側と開発者側で定期的に協議の場を設けておりますので、そういった場所でも、お声の1つとして伝えさせていただいて、市民の皆様に利用していただきやすい施設になるように検討していただくようお願いしてきたいと思います。

○1番（小笠原美保子）

その点については、ぜひよろしくお願ひいたします。

あと、駐車場のことをちょっと伺いたいんですけども、先ほどの井端議員の説明のときにもありました、今の月極で使っていらっしゃる場所というのをいざれは廃止する予定でいたとお話をましたが、廃止する予定でいたというのは、目途としてはどのぐらいを考えていらっしゃ

ったんですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□商工観光課部長（畠上あづさ）

月極駐車場部分を廃止する目途として具体的にいつごろまでという予定を立てていたわけではありませんが、今回、駐車場の交換のお話が出てきましたので、それで前倒しといいますか、させていただいて検討したというところでございます。

○1番（小笠原美保子）

ということは、今お借りしている方たちは、いずれはなくなるということはご存知なかったということですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□商工観光課部長（畠上あづさ）

おっしゃるとおり、今までのその心づもりのことについては、お伝えしておりませんでしたので、今回、初めてこういう事業があって廃止することになるということをお話したということになります。

○1番（小笠原美保子）

そうですね。3ヵ月という猶予があるとしても、多分お借りしている方たちにとっては、いきなりという感じにはなるとは思うんですよね。ご相談があったので、代替場所を提案されたというところを見に行って来たんですけど、その方にとっては、これは厳しい駐車場だなというのを感じたんですね。そこらあたりはご本人からも、多分お声があるのではないかと思うんですけども、伺っていませんか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□商工観光課部長（畠上あづさ）

小笠原議員のところへご相談があった方と、私どものほうへ相談にみえた方が一致しているのかどうか、今の情報では分かりませんので、そこは何とも言いたいのですが、うちへご相談いただいた方については、停めておられる車種とかを考慮した上で、一番近くて、候補地の中では最適と思われる場所についてご案内をしたということで担当からは聞いております。

○1番（小笠原美保子）

ご本人が納得されていないというのは、私が思うに、やっぱり今のように条件であったり、家庭環境であったりとか、その方の望んでおられることをじっくりとお尋ねをした上でのご提案なのか、そこら辺が違うと、一方的に言われたという感覚になって納得できないのではないかと思うんです。その点についてはどう思われますか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□商工観光課部長（畠上あづさ）

月極の廃止についてお伝えしたのも、必要最小限の期間というところに結果としてなってしま

いまして、当然、計画が分かったのがもっと前の段階であれば、もっと長いスパンをもって廃止をお伝えして、対応に使っていただける時間も長くとれたのだと思いますが、今回の時間の経過からすると、3ヵ月しか設けられなかつたところは致し方ないこととはいえ、申し訳ないと思っております。

ただ、相談に関しては、担当が実際どのようなやりとりをしたのかまでは、私は承知いたしかねるところでありますけれども、ご案内の仕方としては丁寧に対応したと思っておりますので、また何か問題があるようでしたら、またお聞かせいただきたいと思います。

○1番（小笠原美保子）

そうですね。ひとからげに月極駐車場をなくすという話ではなくて、やはりお金を払ってまで利用してくださっている方たちには、やっぱりご要望に沿うようなところというのは、努力していただきたいと思いますし、一生懸命取り組めば、お相手の方だって納得できる部分も大きいかなと思います。

その新しい駐車場に関して、もともと廃止をする予定でいらっしゃったので月極は作らないとは思いますけども、どうしても必要な方も中にはいらっしゃらないんですか。そういう場合は、やっぱり新しい場所に必要ではないかなというのを感じるんですけども。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

市が月極駐車場を運営するという意味をどこに設けるかです。

もともと、なぜここに月極駐車場を作ったのかというのが、正直よく分からないです。なので、既得権益的に当然なります。なので、そこは丁寧にやらなくてはいけない。そこが欠けていたのではないかというのをおっしゃるとおりだと思います。

そこは、今からでももっと丁寧にご説明する必要があると思いますので、もう廃止するんだから、とにかく従ってくれというわけでは当然ないんですが、ただ、また、月極駐車場作るとすると、何のために作るのかということです。

市内で駐車場が慢性的に不足していて、駐車場難民のような方がいて、非常に不便を来たしているというのが常態化していれば、行政としてそれを取り組むという必要があると思いますが、ある程度、民間の駐車場もございますし、そうした中で、積極的にそこにあえて取り組むということの必要性自体は、私自身は今現在、少なくとも古川町内に関して強く感じているわけではないというのが正直なところです。

また、場所も若宮駐車場は少し郊外になりますので、一番の市街地であれば、駐車場はほとんどありませんものですから、皆さん大変苦労しておられるというのは承知しております。私も町なかの住まいですから、当然、実際に自分も苦労しております。けれども、やはり事情や場所的なものも考えたときに、市として積極的にやるかというと、どちらかとやっぱり消極的にならざるを得ないというのが正直なところです。

○1番（小笠原美保子）

分かりました。先ほどから私がしつこく言っているように、おひとり、おひとりのご意見というのは、これからもぜひ聞いていただきたいと思います。

やっぱり魅力あるまちづくりと言うのは簡単なんですけども、どこに向いているかというのも重要だと私は思います。その町を作っている方たちというのは、市民の方、おひとり、おひとりですし、その方たちが、もうこの飛騨市にいられない、先ほども人口減少の話がありましたけど、ここにはいられないと出でていくのは本当に悲しいことだと思いますので、是非とも今後皆さんのが喜んで住めるようなまちづくりをやっていけるように、力を合わせていけたらいいと思いますので、よろしくお願ひいたします。私の質問は以上で終わります。ありがとうございました。

〔1番 小笠原美保子 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で、1番、小笠原議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（澤史朗）

ここで暫時休憩といたします。再開を午後4時15分といたします。

（休憩 午後4時10分 再開 午後4時15分）

◆再開

◎議長（澤史朗）

休憩を解き、会議を再開いたします。11番、籠山議員。

〔11番 篠山恵美子 登壇〕

○11番（籠山恵美子）

お許しをいただきましたので、質問に入る前に、私は答弁をお願いしていた皆様に、本当にお詫びを一言したいと思います。とんでもなく短い発言通告を出してしまって、私の不手際で、もともと作ったものが提出直前にパソコンから消えてしまいました。時間がないので慌てて、あれだけ思い起こして書いて、提出してやっと今日発言ができることになりました。どうかよろしくお願ひします。その代わり皆さん、存分に説明をくださって結構ですので、よろしくお願ひします。

1番目に、飛騨市駅東計画との関わりについてですけれども、今日で私4人目です。もう存分に市長の考えをお聞きしました。私も書いてあるんですけども、大体、皆さんのがところで答弁されました。言い忘れたこと、足りないことがあれば、お話してくださってもいいんですけども、それがなければ、ちょっと角度を変えて再質問に続けさせていただいてよろしいですか。

今回、議会に提出されました飛騨古川駅東開発計画。その直後の新聞報道では、飛騨高山大学基金の関係者の顔ぶれも載って説明がなされておりました。

この古川駅東開発と、それから大学設置は同じ基金団体が関わっておりますので、どうしても一緒に考えてしまいがちなんですね。

しかし、国の問題ではありますけれども、かつての森友加計学園問題のしこりはいまだにぬぐえません。ですから、このようなまちづくり開発計画というのは、大学開学認可のための大風呂敷なのかとも少し疑ってしまいました。

それで、私は大学設置支援室に時間をかけて聞き取りをさせていただきました。その結果、大学の文科省認可は、全く別物であるということです。認可の判定は、あくまで教育的観点から条件が合致しているか否かで、それ以外のものではないということを確認いたしました。

仮に認可が下りなければ、計画にある学生寮は、学生寮ではなくなり、民間へのテナントとして活用することになるのではということでした。これはあくまで民間の考えですがということです。

それで、改めて企業立地促進条例を確認いたしました。これは、この大学設置に関して、市長に以前確認をしたことがありますけれども、ここには端的に申請と交付要件が書かれています。最大で3億円以上の補助金があります。ならば、この多額の市税による補助金を無駄にはできないと私は強く思っています。行政や議会も、いわば腹をくくらなければならないのではないでしょか。だとしたら具体的に何をすればいいのでしょうか。

やはり、先ほど市長が説明されたように、いずれ時期が来てからの後方支援の準備と対策だらうと思います。あくまで、市民の安全・安心な生活を保障する交通網、交通動線の整備は行政の責任であります。これはそのように確認してよろしいですね。今までの答弁で確認をいたしました。

議会でも、町の中でも、いろいろな意見はあります。これだけの補助金を準備するのなら、市民の将来のために、必ずこの計画は成功させなければならないと私は最近思っています。補助金を認めながら、あとは知らんぷりの議会でも無責任だなと思っています。

なら、この補助金は認めないとという選択肢もあるわけですけれども、この大学構想に乗るのなら、場合によっては、議会でも、もっと後方支援を煮詰める責任も出てくるかもしれないなと思っています。

私は東京に長年居住しておりましたので、東京23区から離れて、郊外に開校した大学を幾つも知っています。地元の議員や友人に改めて聞いてみました。国立市、立川市、町田市、府中市、八王子市など概ね大学誘致と共に、町の治安や商店街の発展が促進したという話がありました。それは、大学が設置されると、大体その地域は文京地区に指定されるからだということでした。市の今の計画の場所は準工業地帯です。それは株式会社東洋が長年あったからでしょう。いずれこの駅東開発の計画が進むとすれば、都市計画法の見直しで、新しい環境にあった地域として整備することも考えておくべきではないでしょうか。このことについては、市長はどのようなご意見をお持ちでしょうか、伺います。

◎議長（澤史朗）

ただいまの籠山議員の質問について申し上げます。通告では駅東開発のことに関する質問でございますので、今の質問内容は多少範囲外のところもありますので、通告にしたがっての答弁で結構でしょうか。駅東計画についての答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

駅東開発と市の関わりというお話でございます。今、お尋ねがございました。企業立地の促進条例の補助の対象になるというのはおっしゃるとおりであります。ただ、これは条例に規定されたものが適用になっていくということですから、裁量で恣意的に、これは認める、これは認め

ないということではなくて、条例に規定されているとすれば、事業を行う人たちはそれがある程度見て、折り込んで事業を計画していくということでありましょうし、たまたま今は大学ですけど、これまで、例えば、市内でもここ近年でも事業所を拡張するときは、この条例の対象になって補助金を交付している例もありますから、法的安定性といいますか、そうしたことを考えますと、やはり条例にあるものは基本的にはきちんと適用していくというのが原則でなければならないし、そうでないと、市の信頼も失っていくのではないかというふうに思います。

その点におきますと、まず企業立地促進条例の適用というのは条件に当てはまる限りはしてくれんだろうというふうに思います。その上で先ほどおっしゃった後方支援、要するに周辺のいろいろな条件整備ということに関しては、これはどんな事業が行われる場合であっても、市はしていくかなくてはいけないんだろうというふうに思います。

今、交通動線の確保というお話があったんですが、これはやはり市として必要なものをやっていく必要があります。今まで飛騨市内で、いくつか新しい、例えば少し大きめの店舗ができたりすることがあります。

だけど、その周辺の交通で交通量が増えたり、交通動線が変わるというケースは今までいくつもあるんですが、その都度、市は知らないということにはやっぱりできないわけであります、それはその事業の中身に立ち入るということではなくて、環境の変化があったときにはそれに対応していかざるを得ない、対応していかなければいけないというふうに思っていますので、まず、この交通動線という事に関してはしっかりと市として取り組んでいく必要がある。そのようにしたいと思っているところでございます。

それから、文教地域の指定というようなことでございますけれども、都市計画法の線引きの話かというふうに思います。これはやはり、当然、今の都市計画の1つのマスタープランの中では、こうした大規模な開発というのは想定しておりませんでしたので、そういうことは想定しない線引きの計画になっておりますけども、当然、こうした地域の姿に大きな影響を及ぼすものが出てくるということになれば、それに合わせた形でのまちづくりというのをやっぱり考えていく必要があるんだろうというふうに思います。

先ほども井端議員のご質問にも答弁申し上げたんですが、やはりこうしたものを受け市としてどういうふうな町をつくっていくのかということに関しては、それを前提として、また考えていく必要がありますので、その必要性に応じて、その線引き、区域指定のあり方というのを改めて検討していくということは、当然あり得るというふうに思います。このことでよろしいでしょうか。

〔市長 都竹淳也 着席〕

○11番（籠山恵美子）

ちょっと失礼をいたしました。何としても、これから大学の設置と拠点での新しいまちづくりということですので、しっかりと見守りながら、そして、積極的に私たち議員も関わっていくことになると思うんですね。ですから、そういう意味では、これから議会でもいろいろな議論をしていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

2つ目に、有機農産物を保育園学校給食に活用していただきたいということで質問いたします。これも本当に短い通告で申し訳ないです。飛騨市でも有機農業に关心を持って活動している方々

がいらっしゃいます。そういう方々を核にして安心・安全な農産物を広めるためにも、まず学校給食から始めてほしいなと思っています。このあたりの市のお考えを大きく伺わせてください。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔教育委員会事務局長 野村賢一 登壇〕

□教育委員会事務局長（野村賢一）

それでは、有機農産物の保育園学校給食における活用についてお答えします。

学校給食で使用する食材は、一度に大勢の児童生徒に提供するということが求められることから、安心安全かつ良品であることはもちろん、必要な量が安定的に供給されることが不可欠となります。

その点においては、有機農産物の生産者を全て把握しているわけではございませんが、市内の生産者は、まだ少ないと認識しております。

また、天候に左右されやすいため大きさが不揃いであったり、虫などの異物が混入したりしている可能性も高いため、安定的な量を確保することが困難であり、学校給食として供給するには課題が多いと感じております。

量で申し上げますと、例えば、1日約2,100食を調理する古川国府給食センターでは、カーラライスを例に挙げますと、必要な食材の量は、ジャガイモ116キログラム、玉ねぎ95キログラム、ニンジン25キログラムとなります。

その中においても、昨年度から、ふるさと学校給食として年に数回、有機野菜や特別栽培米を提供しており、小松菜の大きいものや、小さめのニンジンがあつたりするので、その分数量を考慮し、必要量を確保するなど工夫して取り組んでいます。

そのうえで、品目を指定し、一定量を確保できるのであれば、価格の問題はありますが、学校給食に取り入れることは可能でありますので、今後は導入回数を増やしていきたいと考えております。なお、お米については、普段は岐阜県学校給食会を通じて飛騨地域産の米を提供しておりますが、年に数回は、市内の生産者から特別栽培米を直接買い入れ、学校給食に使用しているところです。

〔教育委員会事務局長 野村賢一 着席〕

○11番（籠山恵美子）

私が聞いた話ですと、河合保育園でいろいろな有機野菜を給食へ利用する自主的な動きが始まっているような話もありました。市や私たち議員の何人かに、市民有志の方々が要望を申し入れております。こういう方々の熱意をどう継続させるかは、やはり行政の支援だと私は考えます。

何といっても大事なのは、組織化と実現に向けての年次計画だと思います。どんなことでも初めの一歩は困難がつきものです。私も有機農産物、オーガニックについての学習会に、この間、2度ほど参加をさせていただきました。参加者はごく少数でしたが、熱心な学習をしておりました。

私は農業経験は全くなく、ただの一消費者ですけれども、近年の子供たちの食生活、食環境を見ていると、やはり大変心配になります。コロナ禍での自粛による食生活の変化が大変目立つからです。大量に買い込む冷凍食品やレトルト食品、ファーストフード、パックの裏を見れば添加

物の表示のオンパレードです。体のでき上がった大人はまだしも、成長期の子供には、せめて給食で安全安心な農作物、食物を提供させたいと常に思っています。これからも実現できるところから、計画的に行政の支援を強めていただきたいと思います。今の答弁説明で、学校でも少しずつそういう動きが進んでいるのかなと思ってうれしく思います。

そこで、改めて農林部長に伺って、もう少し中身を深めたいと思うんですが、農林水産省にも有機農業の推進に関する法律というのが作られておりまして、この法律は有機農業の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責任を明らかにするとともに、有機農業の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、有機農業の推進に関する施策を総合的に講じ、もって、有機農業の発展を図ることを目的とするとなっております。

こういう法律がありまして、地方自治体にも有機農業もっと進めていきなさいと、国がそういう方向を示しております。こういう法律があるものですから、地方自治体はこれに沿って計画を立てたり、また、これを推進する責務があると言われています。

また、地方公共団体は、有機農業の推進に関し、必要な調査を実施するものとなっております。この辺りの法律に沿った飛騨市の有機農業の推進については、どのようにお考えでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

ただいまの再質問についてお答えいたします。議員がおっしゃいました有機農業推進法は、確か私の記憶ですと、平成18年に議員立法でできた法律だと記憶しております。

その中で有機農業とは何かという話を結構一般の消費者の方とか、我々も含めて十分認識していないという現状がございます。

これは簡単に言いますと法律に定められておりますように、化学的に合成された肥料や農薬を使用しないということです。逆に言うと、動物とか植物・生物由来の有機肥料を使っていくということになるかと思います。また、遺伝子組みかえ換え技術は利用しない。

それから、環境の負荷をできるだけ低減するということで、それを逆に今度はそれが有機農業と呼ばれるもので、それを今度、認証して表示するということになると、またここにハードルがありまして、有機JASの認定を受けなければならないという仕組みになっていきます。

これを今、市でどのように進めていくかということなんですが、これには非常に大きなハードルが出てきます。というのは、一方で一般的な農法で行われる慣行農業というものがあつて、手元の資料ですと、2017年の全国の耕地面積の中の有機JAS認定の取得の面積の割合なんですが、残念ながらわずか0.2%程度になっているということが実情です。

これにはいろいろな原因がありまして、どうしても食料を安定的に、効率的に、経済的にということになりますと、やはりどうしても慣行農法ですよね。一般的に化学肥料を使つたり、あるいは有機肥料も組み合わせたりということが安定的にということになりますので、非常にハードルが高いというのもあります。

ですが、籠山議員がご指摘のとおり、実は法律でも定まっていますし、環境への負荷を考えると、中長期的に考えなければならない大変大きな課題だというふうに認識をしております。

そうした中で、具体的に計画等はまだ定める段階にきておりませんが、今の有機の栽培農家、

JASの認定を取られた4軒ほどの農家さんがみえるということなので、そういった方と連携をして、法律に書いてありますように、有機農業の推進は、農業者とか、あるいは流通を使っていただく方とか、流通も含めて総合的にというか、自主性を尊重して進めていきたいということをまず、考えております。

もう1つは地域の中に未利用の有機資源が結構ございますので、そういったものも積極に利活用して、今の有機農業を進めるということで進めていきたいところでございます。

○11番（籠山恵美子）

なかなか、経費もかかるJAS認定を4軒の方がとられているということで、それでも心強いことだなと思います。

私が思うには、例えば小さな保育園、あるいは小さな小学校の子供たちに、継続的に有機農産物で給食を提供して、それをちゃんと追跡調査をする。そして、その子供たちがどういう体づくりになって、あるいはアレルギーの子供たちがどれだけ増えたのか、減ったのかとか、それから、今は添加物や農薬で発達障害の子も増えていると聞いています。そういう子たちの状態、あるいは、そういう子たちの調査などもやって、ある程度の成果を上げると、それが目に見えれば有機農産物はやっぱり大事だねということになると思うんですよね。なんせ子供の体ですから。

そういうことが近い将来と言ってもなかなか無理でしようけれども、長期計画でもいいので、ぜひ少しづつ、そういうことで頑張っている方々に、行政はやっぱりずっと目を向けてくださっていることも大事だと思うんですね。見放さない。そして、やれるところは支援していくということが大事だと思いますので、ぜひその辺の行政の支援もお願いしたいと思います。

私が読んでいた本の中にソウルの学校の話が出てきまして、「韓国のソウル市長が2021年から、ソウル市の全ての小中高校でオーガニック、つまり有機農産物の無償給食を全面施行すると発表しました。」という新聞記事が載っています。給食にオーガニックと無償の両方を実現するとは、大変驚きだということなんですが、小・中学校、高校生にこれが提供できる。無償であるか、有償であるかは横に置いといて、3万9,354人、生徒、学生がいるそうですが、これだけの人数の小・中・高校生に、給食が提供できる、それだけのものを作つて土壌を広げているということで、大変羨ましいなと思いました。

それは、基本的に韓国というのは、身土不二という精神がありまして、やたらと農薬は使わない。そういう地産地消、それをとっても大事にしているということでありましたので、こういうことも、本当にこんな時代でなければ、一度、韓国の小中高校見てみたいなと思うぐらい羨ましい話ですけれども、そういうことをやられているところもあるんだなと思えば、この自然豊かな、そして水がおいしい、高冷地野菜も大変おいしい。こういう飛躍で、何とか即オーガニックとは言わなくともね、地産地消、おじいちゃんやおばあちゃんを見ていると、飛躍の人はあまり農薬は好きではないですよ。ですから、それはありがたいことで、そういう飛躍のおいしい農産物をできるだけ子供たちに提供できるような、それはやっぱり学校給食が中心だと思いますので、そういうことについても、ぜひ希望を持てるような説明答弁をいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。市長、教育長、どちらでも。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

有機は飛騨市内でも若い農家の人たちが何人か一生懸命取り組んでおりまして、今、食のまちづくりの取り組みをしている中でも、やはり首都圏のいろいろなレストランとか、お店なんかでも高い評価をいただいて、やっぱり実際に食べると本当においしいです。そういうところで一生懸命頑張っている若い農家さんたちがいるものですから、大いに応援していきたいということで、いろいろなところへ出ていただくようなお手伝いをしたり、取り次ぎをしたりとか、また販路拡大ということで、いろいろなチャンスを得ていただくようなことをやったりしているんですが、学校給食というのも1つの手だと思うんですけども、先ほど事務局長からお話があったように、どうしても学校給食だとロットの問題があって、ロットの問題はなかなか克服できないというのが一番大きな問題なんです。

なので、例えば子供に親しんでいただくにしても学校給食という方法もありましょうけれども、例えば、別の親子のクッキング教室とか、現実、今少しそうしたものも取り組んでおりますし、みんなの博覧会の中でもそうしたことを、少し含ませておりますけれども、そういうことの中で、例えばニンジンが嫌いな子が有機のニンジンだと、食べるとおいしいと言って、そういうことも現実にありますので、そういう親しんでもらう機会を広げていくということも、子供たちの中に浸透していく1つの方法ではないかと思いますので、学校給食もいいんですが、そういう問題もありますので、いろいろな違うことも考えながら絡めて、そして生産者の応援もしながら、有機農業の発展というものに、市としても貢献していければいいと思っております。

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

□教育長（沖畑康子）

学校給食でございますが、議員がおっしゃられました地産地消は、学校給食において重要な方針の1つでございます。ですから、できるだけ本当に地元のものを使って、地元といいますのは、市内だけではなく、飛騨地域ということになりますけれども、使うということを方針としております。

有機野菜につきましては、先ほど事務局長も申しましたように揃いさえすれば、給食も使っていきたいところでございますので、これまでも、そういうことを農家さんとお話をしたりして、給食センターのほうでも積極的に働きかけたこともございますので、そう言ってやろうとしたけれどもなかなかいろいろな面において、たくさんはできないでいるということが現状でございます。

○11番（籠山恵美子）

これからもぜひ、飛騨市の子供たちの健康・成長のためによろしくお願ひしたいと思います。

次に3つ目に行きます。ケア労働者、いわゆるエッセンシャルワーカーとも言われていますが、このケア労働者の待遇改善について伺います。

国が打ち出した今年2月からの待遇改善について、市長の市政方針演説では消防団員の待遇改善の話しかありませんでしたが、保育士、学童保育、あるいは看護師、介護職など、待遇改善も同様にやっていると思いますが、飛騨市はどのようにになっているのでしょうか。教えていただき

たいと思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔総務部長 泉原利匡 登壇〕

□総務部長（泉原利匡）

お尋ねのケア労働者の処遇改善につきましては、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」において、看護、保育、幼児教育など現場で働く方々の収入の引上げ等が掲げられたことを踏まえ、その財源についても国が処遇改善事業として措置するとして、関係する府省庁よりそれぞれ通知があったものです。

また、この処遇改善につきましては、公的部門に勤務する看護師や保育士等にも適用されることとされ、総務省からは、職務経験や民間の給与水準が考慮された給与水準となるよう、給料等の見直しに関する助言があったところです。

こうした通知に基づき、職員の給与水準について、近隣自治体や民間事業者との比較検討を行った結果、看護師及びコメディカルについては収入を1%、月額4,000円、放課後児童クラブに勤務する職員については収入を3%、月額9,000円、今年2月分の給与からそれぞれ引き上げを行ったところです。

なお、今回の処遇改善は、急な通知であるにもかかわらず、本年2月分の給与から適用することとされたため、当該引上額については、正規職員は給料の調整額、会計年度任用職員は給料表の号級の見直しにより対応することとし、所要額については既決予算の範囲内で賄いました。また、給与支給事務が間に合わなかつたことから、3月の給与において2カ月分の支給を行うこととして調整いたしました。

一方、保育士の給与につきましては、国からは放課後児童クラブに勤務する職員と同じく、収入の3%、月額9,000円を引き上げる処遇改善が示されていましたが、当市では国に準拠した福祉職給料表を採用していることから、行政職給料表を採用している近隣市との比較では、初任給が月額9,500円から2万2,000円高く、市内民間保育所の平均額との比較では、1万5,800円高い水準にあるのが実情です。加えて、この民間保育所との差額は、経験年数を重ねるごとに更に拡大していく状況にあることから、この処遇改善を行えば、さらにその差が広がり、民間保育所の保育士確保に影響する懸念もあることから、今回は見送ることといたしました。

〔総務部長 泉原利匡 登壇〕

○11番（籠山恵美子）

この処遇改善事業は岐阜県内で、今、実施する自治体、先ほど部長がおっしゃいました行政職一表対象の保育士というのは公務員保育士のことですよね。その公務員保育士の処遇改善を実施している自治体は4市ありました。関市、羽島市、瑞穂市、多治見市です。

そして、多くの保育士が対象になると思いますが、会計年度任用職員の保育士の処遇改善をする自治体は11市、岐阜市、大垣市、羽島市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、瑞穂市、下呂市、多治見市、そして、今の答弁で飛騨市ということですね。この中で、羽島市、瑞穂市、多治見市というのは、公務員保育士も会計年度任用職員の保育士も両方とも処遇改善事業を行う

んですね。

ですから、これはなぜかといいますと、今回のこういうケア労働者の処遇改善事業というのは、人事院勧告による公民の格差に基づくものではありません。先ほど部長がおっしゃったように、人事院勧告は春闘の結果によって左右されますが、今回の処遇改善は、国の経済対策。昨日、国会中継を見ていきましたら野田聖子大臣も言っておりました。経済対策なんだと。経済をしっかりと立て直すために、その春闘に先んじて賃上げを促進する。だから2月から賃上げしてください。それには、国が100%出すということなんですよ。そういう処遇改善事業の考え方で言いますと、私は公務員保育士が、例え民間の保育士よりも多少賃金が高いといつても、もともとは女性の職場の保育士は、同じような男性よりも給与は低いのではないですか。だから、全国どこでも、介護士と保育士は長続きしないと言われるんですよね。そういうことから言いますと、今、国が打ち出したコロナ克服新時代開拓のための経済対策、これは11月19日の閣議決定で決まりました。看護、介護、保育、幼児教育など、新型コロナウイルス感染症への対応と、少子高齢化への対応が重なる最前線において働く方々の収入の引き上げを含め、全ての職員の公的価格のあり方を抜本的に見直すと言っているんですね。そして、同時に民間部門における春闘に向けた賃上げの議論に先んじてやってくださいということなんですよ。こういう国の考え方から言いますと、今、部長がおっしゃった公務員保育士は、賃金がちょっと高いので、今回はやりませんというのではなく、国の経済対策としての事業には矛盾していませんか。いかがでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

答弁でもお答えさせていただきましたけれども、総務省からは、民間給与水準に合わせるというようなことを考慮された給与水準になるように設定しなさいというような通知が来ておりまして、民間と比べましたし、近隣市とも比べた結果、飛騨市の保育士については、それを上回っているというような状態でしたので、今回は見送らせていただいたということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○11番（籠山恵美子）

市民病院のほうにもちょっと伺いまして、大体、対象になるお医者さん、薬剤師の方々、事務の方々を外して、この処遇改善の対象になる方が、大体80人ぐらいいらっしゃるそうです。そのほか、例えば、保育士で言いますと、対象者は何人ぐらいですか。数が分からなかつたら後の予算委員会でやりとりしますけど。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

保育士につきましては、正職員で23名、会計年度任用職員で15名ということになっております。

○11番（籠山恵美子）

この23人の公務員保育士の方々、上げてあげたらいいのになあと処遇改善してあげたらいいのにと思います。今議会には、公務員の期末手当の引き下げが提案されていますよね。

ケア労働に従事する職員はコロナ禍でこれまでになく重労働です。このコロナ危機でエッセンシャルワークの重要性や職員の活躍が改めて見直されています。

ですから、経済対策としての賃上げの交付申請をしなさいと地方自治体に言っている。その一方で、人勧に基づく給与の引き下げ。例えば、市のほうから言えば、「この引き下げは人勧に基づいているんです。この処遇改善は総務省から来ているんです。だから別なんです。」と言いたいかもしれませんけれども、もううはうは一緒なんです。こちらでもらっても、こっちで減らされているという話ですから、さみしくなってしまいますよね。

こういうことがありますので、せめて、経済対策としての処遇改善ですから、公務員保育士、つまり、正規・非正規、両方とも適用すべきではないかというのが私の考えなんですが、いかがでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

経済対策としての改善ということは通知も来ておりますけれども、それに併せて先ほど申し上げたみたいな通知も来ているということの中で、民間給与より上がってしまいますと、それこそ、やっぱり民間の保育士の獲得とか、雇用に対して、なかなか応募がないようになるのではないかというような懸念があるということを申し上げましたけれども、特に人事院勧告というのは民間給与に合わせるような勧告をされて、今までずっとそれに合わせてきておりますので、そういう格好で進めさせていただいているということでございますし、給与格差を今回調べた中では、先ほど申し上げたような差があるというようなことでございましたので、ご理解をいただければというふうに思っております。

◎議長（澤史朗）

籠山議員の再質問の前に、午後5時を回りますけれども、このまま籠山議員の一般質問を続けさせてもらいます。

○11番（籠山恵美子）

もうちょっとで終わりますからね。

そして、さらに私が懸念するのは、この処遇改善は保育士などの場合は、主に先ほどおっしゃったように3%、月額で平均9,000円を引き上げるとなっています。例えば、保育施設など、職員の過重労働改善のために、人数の基準以上の職員を配置している場合となりますと、保育士の定数×9,000円の配分額を実際は非正規の人たちの人数も含めて、実人数で頭割りをするため、実際には1人当たり4,000円しか支給されないという現状も県内の自治体からは、少なからず悩みとして出されているんですね。

しかも、10月以降はこれがなくなるんですよね。ですから、飛騨市はその場合どうするのか。この人数で頭割りするという実態は、飛騨市の場合は起こるんでしょうか。そして、10月以降、飛騨市はどうするおつもりでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

繰り返しになりますけども、職員の給料は人事院勧告に基づきまして、民間企業との格差のないようといいますか、そのとおりに今までやってきておりますので、そういう勧告等がありますけども、今の改善につきましては、民間給与よりも優位ということではやらないということですございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○11番（籠山恵美子）

私の質問がちょっと分かりづらかったんですかね。例えば、飛騨市の場合、正規の保育士の分は数に入れません。その代わりに非正規の保育士さんに9,000円を支給する。処遇改善をしますということですよね。そうすると、非正規の保育士さんも、本当はこれだけでいいのに、やっぱり大変だからといって人数を増やしてやっている場合に、それをみんな頭割りでやるから1人の支給分が少なくなってしまうというんですよ。そういう実態が県内にあるんですね、飛騨市の場合は大丈夫ですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

非正規と言われますと、ちょっとその辺があれなんですけど、飛騨市の場合は正職員と会計年度任用職員ということで両方とも正規の職員です。

ということで、会計年度任用職員につきましても、正職員の給料表をもとに給料を決めておりますので、正規とか非正規ということにはならないと考えております。

○11番（籠山恵美子）

分かりました。そうでしたね。飛騨市はその制度でやっているんですよね。では、10月以降はどう対応しますか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

10月以降につきましては、新たな措置等が出てくれればですけれども、今回ままでいくことになるだろうと思います。

○11番（籠山恵美子）

分かりました。いずれにしても、私は人減らし、賃金減らしをすれば経済が良くなるということは決してないと考えています。その発想が、今の時代の景気低迷をずっと続けているんだと考えています。これを行政は真剣に受けとめていただき、処遇改善を心から喜んでもらえるような施策を、これからも継続していただきたいと願って質問を終わります。

〔11番 篠山恵美子 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で、11番、籠山議員の一般質問を終わります。

◆閉会

◎議長（澤史朗）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。明日の会議は午前10時からといたします。本日はこれにて散会といたします。お疲れ様でした。

（閉会 午後5時05分）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長

澤史朗

飛騨市議会議員（5番） 井端浩二

飛騨市議会議員（7番） 住田清美